令和4年9月定例会 建設経済常任委員会記録

令和4年9月14日(水)

令和4年9月15日(木)

令和4年9月29日(木)

令和4年9月30日(金)

令和4年10月4日(火)

場所:鳥栖市議会 第3委員会室

目 次

| 令和4年9月14日(水) | | 7 頁 |
|--------------|------------|------|
| 令和4年9月15日(木) | | 49頁 |
| 令和4年9月29日(木) | | 65頁 |
| 令和4年9月30日(金) | | 143頁 |
| 令和4年10月4日(火) | · ········ | 189頁 |

| - 2 - |
|-------|
|-------|

令和4年9月定例会日程

| 日次 | 月 日 | 摘 | 要 |
|-----|-----------|-----------------|---------|
| | | 審査日程の決定 | |
| | | 農林課審査 | |
| | | 議案乙第20号 | |
| | | | 〔説明、質疑〕 |
| | | 陳情 | |
| | | 陳情第19号 | |
| | | | 〔協議〕 |
| | | 商工振興課審査 | |
| | | 議案乙第20号 | |
| 第1日 | 9月14日 (水) | | 〔説明、質疑〕 |
| | | 上下水道局審査 | |
| | | 議案乙第23号 | |
| | | | 〔説明、質疑〕 |
| | | 維持管理課審查 | |
| | | 議案乙第20号、議案甲第24号 | 7 |
| | | | 〔説明、質疑〕 |
| | | 都市計画課審査 | |
| | | 議案乙第20号 | |
| | | | 〔説明、質疑〕 |

| | | 現地視察 | |
|----------|--------------|-------------------------|--|
| 第2日 | 9月15日(木) | 市民公園(宿町) | |
| | | 陳情 | |
| | | 陳情第19号 | |
| | | 〔協議〕 | |
| | | 自由討議 | |
| | | 議案審査 | |
| | | 議案乙第20号・第23号、議案甲第24号 | |
| | | 〔総括、採決〕 | |
| | | 審査日程の決定 | |
| | | 農林課・農業委員会事務局審査 | |
| 第3日 9月29 | | 議案乙第28号 | |
| | | 〔説明、質疑〕 | |
| | | 商工振興課審査 | |
| | | 議案乙第28号・第31号 | |
| | | 〔説明、質疑〕 | |
| | 0 H 20 H (+) | 報告(商工振興課) | |
| | 9月29日(水) | 勤労福祉会館跡地の利活用に関するサウンディング | |
| | | 型市場調査結果について | |
| | | 事業者感染防止対策支援事業補助金の申請期限の延 | |
| | | 長について | |
| | | 〔報告、質疑〕 | |
| | | 上下水道局審査 | |
| | | 議案乙第24号~第28号 | |
| | | 〔説明、質疑〕 | |

| | | 建設課・維持管理課審査 |
|--------|-----------|--------------------|
| | | 議案乙第28号 |
| 第4日 9月 | 9月30日 (金) | 〔説明、質疑〕 |
| | | 報告(建設課) |
| | | 公共施設中長期保全計画の改定について |
| | | 〔報告、質疑〕 |
| | | 都市計画課審査 |
| | | 議案乙第28号 |
| | | 〔説明、質疑〕 |
| | | 国道・交通対策課審査 |
| | | 議案乙第28号 |
| | | 〔説明、質疑〕 |
| | | 現地視察 |
| 第 5 日 | 10月4日 (火) | 安楽寺町取水口 (安楽寺町) |
| | | 浄化センター (真木町) |
| | | 新産業集積エリア(幸津町) |
| | | 自由討議 |
| | | 議案審査 |
| | | 議案乙第24号~第28号・第31号 |
| | | 〔総括、採決〕 |

9月定例会付議事件

1 市長提出議案

〔令和4年9月14日付託〕

議案乙第20号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算(第4号) [可決]

議案乙第23号令和4年度鳥栖市下水道事業会計補正予算(第2号) [可決]

議案甲第24号市道路線の廃止及び認定について [可決]

[令和4年9月15日 委員会議決]

[令和4年9月29日付託]

議案乙第24号令和3年度鳥栖市水道事業剰余金の処分について [可決]

議案乙第25号令和3年度鳥栖市水道事業会計決算認定について 〔認定〕

議案乙第26号令和3年度鳥栖市下水道事業剰余金の処分について [可決]

議案乙第27号令和3年度鳥栖市下水道事業会計決算認定について 〔認定〕

議案乙第28号令和3年度鳥栖市一般会計決算認定について 〔認定〕

議案乙第31号令和3年度鳥栖市産業団地造成特別会計決算認定について 〔認定〕

[令和4年10月4日 委員会議決]

2 報告

勤労福祉会館跡地の利活用に関するサウンディング型市場調査結果について(商工振興課) 事業者感染防止対策支援事業補助金の申請期限の延長について(商工振興課) 公共施設中長期保全計画の改定について(建設課)

3 陳情

陳情第19号燃料・肥料・飼料価格高騰等に対する要請書

令和4年9月14日(水)

| | - |
|--|---|
|--|---|

1 出席委員氏名

委員長 久保山日出男 副委員長 西依義規

委員 小石弘和

委員 齊藤正治

委員 江副康成

委員 池田利幸

委員 野下泰弘

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

経済部長兼上下水道局長 宮原信

経済部次長兼商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長 古沢修 商工振興課長補佐兼商工観光労政係長 樋本太郎

商工振興課企業立地係長兼新産業集積エリア事業推進室新産業集積エリア

事業推進係担当係長 香月啓介

商工振興課新産業集積エリア事業推進室長補佐兼新産業集積エリア

事業推進係長 能富繁和

農林課長 楠和久

農林課農政係長 脇弘人

農林課農村整備係長 中垣秀隆

農業委員会事務局長 庄山裕一

上下水道局次長兼管理課長 古賀和教

上下水道局管理課長補佐兼総務係長 秋山政樹

上下水道局管理課業務係長 小柳洋介

上下水道局事業課長 日吉和裕

上下水道局事業課浄水場長 平塚俊範

上下水道局事業課長補佐兼水道事業係長 桑形伸

上下水道局事業課長補佐兼浄水・水質係長 松雪秀雄

上下水道局事業課下水道事業係長 古賀咲子

建設部長 福原茂

建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長 三澄洋文

建設部次長兼維持管理課長 大石泰之

維持管理課長補佐 山下美知

維持管理課管理係長 斉藤了介

維持管理課維持係長 天本清二

都市計画課長 槇浩喜

都市計画課参事兼課長補佐兼公園緑地係長 本田一也

都市計画課計画係長兼鳥栖駅周辺整備推進室長兼整備推進係長 木原智範

国道・交通対策課長 森山信二

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主事 赤司和広

5 日程

審査日程の決定

農林課審査

議案乙第20号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算(第4号)

[説明、質疑]

陳情

陳情第19号燃料・肥料・飼料価格高騰に対する要請書

[協議]

商工振興課審查

議案乙第20号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算(第4号)

〔説明、質疑〕

上下水道局審査

議案乙第23号令和4年度鳥栖市下水道事業会計補正予算(第2号)

〔説明、質疑〕

維持管理課審査

議案乙第20号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算(第4号)

議案甲第24号市道路線の廃止及び認定について

〔説明、質疑〕

都市計画課

議案乙第20号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算(第4号)

〔説明、質疑〕

6 傍聴者

1人

7 その他

なし

午前10時50分開会

久保山日出男委員長

ただいまから、建設経済常任委員会を開会いたします。

∞

審査日程の決定

久保山日出男委員長

初めに、委員会の審査日程についてお諮りいたします。

あらかじめ、正副委員長で協議した日程案を御手元のほうにお配りしております。

それについて、御説明申し上げます。

まず、日程でございます。

本日14日、議案審査につきましては、経済部農林課、議案乙第20号、陳情協議第19号。商工振興課、議案乙第20号。上下水道局、議案乙第23号。建設部維持管理課、議案乙第20号、議案甲第24号。都市計画課、議案乙第20号。

そして明日15日、現地視察、自由討議、総括、採決としていきたいと思っておりますが、 御異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

以上の日程でやらせていただきますので、決定いたしました。

副委員長から現地視察の件について、説明を受けたいと思います。

西依義規副委員長

先ほど委員長から御説明がありましたとおり、通常でいけば、明日、現地視察を行いたい と思っております。

一応、案としては、1回行きましたけど、市民公園整備事業がありますんで、あそこの現地で、もしよかったら、設計をどういうふうにしたいかという市役所の頭の中を少し教えていただけると、我々もそこで――今日の議案審議のときでも質疑のときでもいいですけど、その辺も含めて現地でこういうふうにしたいんだというところをちょっと教えていただくと、我々も現地見ながら分かりやすいかなと思いますんで、是非よろしくお願いします。

以上です。

で、明日、自由討議は議会報告会の件で、テーマと担当をやろうということで、ちょっと

時間を取ると思いますんで、よろしくお願いします。

以上です。

久保山日出男委員長

現地視察の件につきましては、ようございましょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

では、そのようにさせていただきます。

それでは、審査日程につきましては、以上のとおり決定いたしました。

それでは、付託議案審査に入りますので、準備のため暫時休憩いたします。

午前10時53分休憩

∞

午前10時55分開会

久保山日出男委員長

再開します。

審査に入ります前に、部長から一言御挨拶をお受けしたいと思います。

宮原信経済部長兼上下水道局長

おはようございます。

- 9月定例会の建設経済常任委員会におきまして、経済部、上下水道局の御審議いただく議案につきましては、乙議案2件でございます。
 - 一般会計の補正予算及び下水道事業会計の補正予算でございます。
- 一般会計の農林課関係では、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、農業者の収入の減少、悪化を補い、経営安定を図る収入保険への加入を促進するため、保険料の一部を補助するものでございます。

また、商工振興課関係では、四阿屋周辺整備事業において、高地側に橋梁を設置することに伴いまして、用地が必要となりますので、用地購入費を計上するものでございます。

また、その対象用地に立木があり、立木補償を行うための経費を計上いたしております。

次に、下水道事業会計につきましては、国道3号の道路改良工事に伴う、汚水管の移設工 事でございます。

こちらは、国道工事の進捗に合わせて施工する必要がございますが、今年度の国道工事の

工事範囲が広くなったことにより、工事費の補正が必要となったものでございます。

以上が、補正予算の概略でございます。

よろしく御審議いただきますようお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。

∞

農林課

議案乙第20号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算(第4号)

久保山日出男委員長

これより、経済部関係議案の審査を始めます。

農林課関係議案の審査を行います。

議案乙第20号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

楠和久農林課長

それでは、議案乙第20号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算(第4号)中、農林課関係分として、委員会資料で御説明いたします。

委員会資料2ページをお願いします。

款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、節18負担金、補助及び交付金、500万円 につきましては、農業者が加入する農業経営収入保険の保険料に対する補助金でございます。 3ページの主要事項説明書にて、詳細を説明させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、今後の感染症再拡大による市場価格の低下や取引先の倒産といった農業収入の減収に備える収入保険は、農業者が安心して農作業に従事できるとともに、安定した農業経営につながるため、令和4年度に限り、収入保険の保険料の一部を補助し、収入保険への加入を促進するものでございます。

財源は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用することとしております。

補助対象者につきましては、市内に住所を有する農業者または市内に拠点を有する農業法人、収入保険の加入要件が青色申告者となっておりますので、青色申告を行っている方、市税を完納している方となっております。

補助対象経費といたしましては、収入保険が、掛け捨ての保険料、積立て式保険料、事務

費と3つに分かれておりますが、そのうち掛け捨て保険料の8割額を補助することとし、補助上限額を20万円としております。

以上、簡単ではございますが、補正予算説明とさせていただきます。

久保山日出男委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

池田利幸委員

御説明ありがとうございます。

すみません、先ほどの議案審議のときの話も含めて3点だけお伺いさせていただきます。 まず1点目、事業内容の中の2番、青色申告を行っている者とあります。

これ、青色申告、白色申告の部分なんですけれども。

本市における農業者の青色申告、白色申告の状況、基本的には白色ってことは税金あんまり……、非課税の部分とかそういう部分なのか。

どういう部分で……、青色じゃない方々の状況をまず教えていただきたいというのが1点目です。

次に、ここからは2つ、議案質疑の中からの話なんですけれども。

これ掛金、保険の申請がいつまでかっていう部分で、令和5年度内に申請をしてくださいっていう部分がございました。

その後の答弁になるんですけれども、本事業は個人の農業者の場合、令和5年1月から12月までの1年間の保険期間を対象とする保険に加入をしていただくってなってるんですけれども、申請が令和4年度いっぱい、要は令和5年3月31日まで申請できる、で、掛金は令和5年01月から12月まで、要は加入、申請をしなくて、その後、後追いで申請ができる状況であるのかどうなのかが2点目。

3点目が、予算の範囲を、範囲内の受付、それ以上は予定してないってことになってるんですけれども、基本的に、これ、皆さんに入っていただくことを推進しているやつなんで、全部の申請が来て、受け入れるっていう想定なのか、カバーできるという想定になってるのか、大体、想定人数をどう見てされているのか。

この3点だけ教えてください。

楠和久農林課長

青色申告の状況ですけれども、まず、青色申告については、基本的に複式簿記で帳簿をつけるという方が対象となっておりまして、一般的には大規模の農家の方が行われているものと考えております。

それで、ある程度、一定以上の収入がある方で、中には税理士の方に会計を頼まれている

方とか、そういった方が青色申告をされていると、それ以外の方が白色申告になるものと考えております。

2番目の申請日につきましては、先ほどありました、個人の方の場合、令和5年1月から 12月までが保険期間、この保険に加入する期限が1か月前、今回でいきますと、本年の11月 までに加入することが必要になります。

ですので、そこで加入されれば、年度内には申請ができるものと考えております。

3番目の予算の範囲内についてですけれども、議案質疑の中で青色申告者が73名と申し上げたんですけれども、見込みとしては、6割程度を目標というか、見込んでおりますけれども、一応予算の範囲内に収まるだろうと現状では考えています。

それで、もし超過した場合については、その時点で検討をさせていただきたいと考えております。

以上です。

池田利幸委員

基本的には大規模農業の方々しか救済できないようなイメージがあるんですけど、要は白の方は個人でされてるとか、そういう方々を救済、基本的にはこれではできないということに――国の制度なんで青色っていう指定があるんで、そうですけど。

業者いっぱいいらっしゃる中で73名しか対象になってない、残りの白の方々へは、何か救済措置とかは市として考える部分とかはないんですか。

楠和久農林課長

本事業といたしましては、農業で生活をされてある方ということを対象とさせていただいているんですが、おっしゃるように白色の方については、現状では収入保険等の支援はないんですけれども、今、特に言われてます肥料高騰とか燃料高騰については、今、国、県のほうで支援事業が予定されておりますので、それらについては対象とされるものと考えております。

以上です。

久保山日出男委員長

ほかに。

小石弘和委員

先ほど、課長の答弁の中で500万円を超した場合は検討しますというようなこと。

検討じゃなくて全部受入れをするべきじゃないかな、検討じゃ駄目なんですよ。

500万円を超したら、それは当然、要請を受けて検討するんじゃなくて、やりますというようなことで答弁し直してくださいよ。

楠和久農林課長

そうですね、そこは庁内の調整もございますが、できるだけ申請漏れというか対象にならない方がないようにはさせていただきたいと思いますが、現状では検討させていただくという答弁になってしまいますが、できるだけ拾うように、努力はしたいと思います。

小石弘和委員

ならもう少し、500万円じゃなく600万円とか、何で補正を組まないの。

楠和久農林課長

500万円については、試算した上で、現状では予算の範囲内に収まるであろうということで、 この金額を設定させていただいておりますので、金額については、そういった理由で500万円 と、現状は収まるものと考えているところです。

以上です。

久保山日出男委員長

ほかに。

野下泰弘委員

あんまり詳しくないんで教えていただきたいんですけど、この収入保険というのは、いろんな保険会社があって農家の方が選択できるのかっていうのが1点と、この加入率が、今までこれだけ低いっていうのは何か理由があるんでしょうか。

楠和久農林課長

まず、収入保険については、農業保険法という法律に基づく制度です。

それで、こういった収入そのものに補填する保険っていうのは、民間ではございませんで、 よく言われてるのは、他業種でもこういったものはなくて農業独自のものと、そういった法 律がつくられてますので、そういった保険になっております。

もう一点が、加入率が低いのは、やはり、新型コロナとか昨年度の大雨による豪雨被害とか、これまで想定されなかったような減収が最近出てきてるおるんですけれども、それまでは、そういった大きな被害であるとか、想定できない新型コロナウイルスの影響があまりなかったことなどから、ちょっと低いような現状になっていると思います。

で、この制度自体が平成30年から始まったものですので、まだ始まって日が浅いということも要因と考えております。

以上です。

久保山日出男委員長

ほかに。

齊藤正治委員

お尋ねですけれども、今日、要望書が出てるわけですけれども、市場価格の低下や取引先の倒産といったことが対象っていう保険、この燃料とか飼料価格高騰というのは、これは対象外ということですかね。

楠和久農林課長

この収入保険については、確定申告をされて、あくまで収入の減少が対象になりますので、 肥料高騰とか燃料高騰は、費用が増加すると。

あくまでこの保険は、収入に対する補償ですので、費用については対象とはなっておりません。

以上です。

齊藤正治委員

それは前年度収入の何割とか、決まりがあるんですか。

楠和久農林課長

まず、過去5年間の平均収入を基本に、基準収入というのが設定されます。

それに対して、当該年の収入がどれだけ減ったかということで補償額が算定されるんですけれども、基本的に基準収入の9割を下回った場合が補填の対象になるんですが、例えば2割下回ったという場合は、1割を除いた残りの1割が対象となりますので、9割を下回った1割に対して、9割が補填されるようになります。

そういった計算です。

ですから、どれだけ減収したかによって、補填される率が変わってくるというふうになります。

以上です。

齊藤正治委員

これ、燃料とかなんとかに対する補助制度っていうのは、県とか国とかが市とは全く別個になるわけやろうけれども、ただ、手続上、こっちはあっちに行ってください、こっちはあっちに行ってくださいっていうようなことで、農業者にとっては非常に不安っていうか、どれだけどうなのかっていうのが分かりにくい。

これ、市では全然取り扱わないっちゅうことですか。

楠和久農林課長

今、燃料とか肥料の高騰に関する申請手続等につきましては、基本的には農協単位とか、 そこで行われるようになっておりまして、最初に国のほうの説明があったときは、やっぱり 農協が事業主体になって直接県に申請をするというような立てつけでした。

ただ、現状、県のほうはそこを、各市町にも再生協議会というのがございますので、そち

らを通して申請するというふうなことを検討をしてあります。

ですので、恐らく肥料、燃料についても、各市町が申請の窓口になるんではないかと考えております。

以上です。

齊藤正治委員

結構、民間の業者に関しては、例えば税理士さんが指導してくれたりするわけですけれど も、そういった事務的な手続が非常に複雑になってくるやろうと思うんですよね。

そういったことにやっぱり農業者は慣れてないけんが、分かりやすく説明っていうか、ど ういうものには補助が出ますよっていうのをしてやらないと、せっかくもらえるやつがもら えなかったりするようなこともありうるかなと思いますので、よろしくお願いしておきます。

楠和久農林課長

おっしゃられるように、今回、肥料とかの申請手続については、できるだけ手間がかからないように簡素化をするということで検討をされております。

で、おっしゃられるように、当然、説明等もできるだけ丁寧に行うようにしたいと考えて おりますし、収入保険については、直接、共済組合が加入窓口になりますので、もうそこが 制度についても、今回の補助、保険の内容についても、個別に相談をしていただくようにお 願いをしているところです。

以上です。

久保山日出男委員長

よろしいですか。

ほかに。

西依義規委員

まず、1つ目のこの佐賀県農業共済組合三神支所が取り扱っている収入保険のパンフレットでもいいし、それを追加資料とかでつけていただかんと、9割の1割のって、全部口頭なんで、多分分かりやすく書いてあるんで、それをぜひつけてください。採決の前で大丈夫です。

それともう一つは、これ、今年は国の補助、国庫支出金で右から左に流したんですけど、 先ほどもあってました、1回農業者を支援するとなると、やっぱりずっと支援していかない かんと思うんですよ。

で、下手したらもう市の独自財源でしていかないかん可能性もあると思うんですけど、この事業のそういった先まで想定されているのか、ひょっとして、手をつけんほうがよかったかもしれないですよ。

1回手をつけてしまったがゆえに、もう、70の6割なんで40ぐらいの法人とかの方は、もうそれを当てにされると思うんですけど、その辺についてはいかがですか。

楠和久農林課長

そこにつきましては、市としましては、収入保険の加入のきっかけとしていただくという ことで、今年度限りとさせていただいております。

それで、確かに、複数年にわたって支援をしてある市町もございますが、そういった単年度ということは共済組合ともきちんと共有して、そこは説明していただいた上で、加入の判断をしていただきたいと考えております。

以上です。

西依義規委員

ぜひ要望ですけど、8割とは言わず、もう5割とか、いろんな形で、やっぱりできるだけ 農業を支援する体制はつくっていただきたいと思います。

以上です。

久保山日出男委員長

ほかに。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

ないようですから、以上で農林課関係議案に対する質疑を終わります。

∞

陳 情

陳情第19号燃料・肥料・飼料価格高騰等に対する要請書

久保山日出男委員長

続きまして、当委員会に送付されております、陳情第19号燃料・肥料・飼料価格高騰等に 対する要請書についてを議題といたします。

この際、協議に入ります前に、執行部よりこの陳情に関して御説明をお願いしたいと思います。

楠和久農林課長

令和4年7月28日付で、佐賀県農政協議会をはじめとする関係機関から要請書が出されて おります。 内容といたしましては、燃油価格高騰、肥料価格高騰、飼料価格高騰、これらに対する支援の要請となっているところでございます。

現在、国のほう、あと、県のほうで、肥料、燃料をはじめとする支援策が出ております。 県内他市町におかれては、市町村独自の予算を9月補正とかで上げられているところもあ りますが、市といたしましては、現状、先ほど説明させていただきました農業者の支援とし ては、収入保険ということでさせていただいているところでございます。

それで、今後、国のほうも追加の交付金が出るというような報道もされておりますので、 それら、また、他市町の状況等を踏まえて、市の支援等についても検討していきたいと考え ております。

以上です。

久保山日出男委員長

これについて何か御意見のある方は挙手の上、御発言をお願いいたします。

江副康成委員

この陳情書を見ますと、先ほど収入保険のほうの議論ございましたけれども、鳥栖市でいうと、基里、鳥栖南部、旭、ああいう大規模な農業者には、そちらのほうで救済されるんでしょうけれども、そのほかの麓とか神辺とか、ああいうところは基本的には、白色といいますか、小規模な農業者でございますよね。

そういうところも、基本的には、ほとんどなかなか利益が上がらん中でも、営農を続けているというところからしますと、この燃料、肥料価格高騰に対する、こういう支援というやつは、今後とも農業を維持していただくためには非常に重要な施策だと思うんですよね。

そういった意味で、鳥栖市のこの影響を受ける農業者に対して、どのくらい把握されてる のかを、まず教えていただければなと思いますけれども。

楠和久農林課長

影響、事業の範囲、対象者というようなことでよろしいですか。

今回の肥料、燃料等の対象者については、基本的に営農としてやられている方――営農といいますか、出荷実績とかがある方ということに一般的になりますけれども。

先ほど青白の話が出ましたが、基本的には大規模農家の方だけでなくて、出荷される方に ついては対象とされるものとなっております。

江副康成委員

私の質問が漠として、なかなか伝わってない部分もあるんですけれども。

例えば、この燃料とかいうことになりますと――結局、共販とかそういうところで出荷されたりしてますよね、基本的に。

そういうところの灯油代とか、非常に高騰してるというようなところで、全体の収益を圧 迫するとか。

あるいは、肥料でいいますと、どこでも肥料は必要なというか、定められた利用方法を、 トレーサビリティーっていうか、決まったようにされて、それが後についてますけれども、 すごい高騰しているわけですよね、この資料を見ると。

そういったところに対する補填が、どのぐらいの受益者があるのかとか、あるいは例えば、 同じ肥料でいいますと、鳥栖はアスパラガスとかされてる方とかたくさんございますよね。 アスパラガスとかかなりすごい肥料を投入されるんですよね。

そういうところの実態をどのくらい把握されてるかなというような意味合いで聞いたんで すけど。

楠和久農林課長

実際、各農家の方がどれぐらいの肥料を、価格的にも、燃料等でどれぐらいの影響を受けているかっていうことに関しては、市のほうでは、現状はそこまでは把握はしておりません。 以上です。

江副康成委員

標準的なモデルでもいいから、例えばパートナーであるJAさんとかそういうところで、 農家の実態を親身にっていうか……、そこを育てるためには、その立場になってどういう支 援が必要なのかというところを見ないと、なかなか難しいと思うんですよね。

それで、この支援は基本的には農協を通じてやるというのが基本なんでしょうけれども、 小規模というかフリーランスっちゅうか、個人で一生懸命やられてる、創意工夫されてやら れてる方とかございますけど、そういったところは農協さんとお付き合いがなければ、基本 的には拾われないというところもあるけど、その辺りはどういった形で対処しようと思われ てるか、御答弁ください。

楠和久農林課長

今回の肥料対策については、おっしゃるように、農協、JAがメインになるんですけれど も、それ以外の方は、申請する要件が5人以上の農業者が集まらないとできないというふう になっています。

想定されているのは、民間の肥料販売店等で、5人いらっしゃれば、そこをみんな集まって申請をするというような立てつけになっております。

で、おっしゃられるように、確かに 5 人に満たない場合とかも想定されますので、それについては県とかと相談しながら、そういった何らかの手法がないかっていうのは、考えていきたいと考えております。

久保山日出男委員長

委員に申し上げますが、簡単、明確に質問をよろしくお願いいたします。

江副康成委員

趣旨がよく分からないですけれども。

要は、農協さんとかそういう窓口があるところ――もうないところは、どこかがそれを補 完せんといかんというところで、そのときに市の役割というやつは大きくなってくるだろう と思うんですけれども、その辺りの用意は今の話からすると、受けるというような御答弁で よろしいんですかね。

楠和久農林課長

先ほど申し上げましたように、確かに5人以上そろわないとか、そういったところが出て くるんではないかというようなことが想定されますので、現状、まだそれをどうするってい うのはないんですけれども、そこは課題だっていうのは認識をしておりますので、そこは県 とかとも相談しながら、何らか考えていきたいと考えております。

江副康成委員

最後の質問、あるいはもう意見になってしまうかもしれませんけれども、今回、この部分は急速なる円安によって資材額の高騰等で経費が上昇してるということなんですけれども、 実は、今、法人企業統計ってやつがありまして、令和4年4~6月期、17%やったですかね、 非常に法人さん、経常収益が上がってるんですよね。

要は、来年度、法人税が増収するだろうと言われてるわけですよ。

だから、片やこういう円安によって潤ってるところから、困ってるところに付け替える、 税の再配分というか、付け替える部分があったりする——普通あるんですけどね。

そういったところの参考資料とか見ると、こういう急激な上昇のときには、我々が、ガソ リン価格とかある程度のところで止まってて、あんまりよく分かってないというか、影響を 受けていないような気がしまして。

だから、同じような形で、ぜひ、そういう観点から、県、国とも考えていただいて、安定 した農業経営ができるように一生懸命取り組んでいただきたいと。

私も自分が置かれる立場では、声を出してるんですけれども、市のほうもそういったところを同じような形で、取り組んでいただきたいなと思います。

よければ、お答えください。

楠和久農林課長

すいません、なかなか難しい質問だと思います。

税の話とか、大きな話だと思いますので、我々もできるだけ農業者の方の支援ができるよ

うに、また、今後長期化するおそれがありますので、市のほうでも何らか支援ができる方法 を考えていきたいと思います。

以上です。

久保山日出男委員長

ほかに。

齊藤正治委員

ざくっとこれもらっても、なかなか分からんわけですけれども、できれば、この燃料と肥料と飼料価格、農業者に対する対象者と、どの程度どう上がったら、どういうふうになっていくのかとか、そういうのが分かればいいんですけれども、これって市が最終的に補助金を出すとか出さんとかっていう話になるのかならないのか分かりませんけれども。

ただ、そうでなければ、例えば、国に対して、鳥栖市議会としてもうちょっと出してくれ という要請をするとか、いろんなやり方あると思うんですけれども、だからそこら辺は、何 か全然皆目検討がつかないというのが、これだけ読んだってね。

それをちょっと、何かありませんかね。

楠和久農林課長

この要請書が出た後に、国の支援策とかが示されてます。

一例申し上げますと、例えば、肥料の支援につきましては、できるだけ手続が簡素化するようにとなっておりますので、前年との比較とかではなくて、国のほうが価格上昇率っていうのを状況から設定をされます。

例えば、去年より1.8倍上がったとか、1.7倍上がったとか。

ですので、今度買う肥料に対する領収書とかだけで申請ができるようになっております。

で、金額でいきますと、例えば7割上がった場合は、国のほうは、1割はその肥料を減らす努力とかで減らせるものと算定されておりますので、それを除いた7割、実質的には上昇分の6割ぐらいが、肥料の補填がされるようになっております。

で、佐賀県のほうは、それに上乗せして、肥料、上がった額の7割になるまで補償をする というような算定がされるようになっております。

現状分かっている範囲では、例として挙げられるのはこれぐらいかとは思います。 以上です。

齊藤正治委員

ということは、国と県で補助金は出ますよと。

それで満足してくださいとまではいかないでしょうけれども、市としては出しませんよというようなことと理解してよかわけですね。

楠和久農林課長

追加については、今後国の交付金がまた補正されるという話も出てますので、それはもう、 検討をしていくということで、市独自の追加上乗せとかも検討をさせていただきたいと考え ております。

齊藤正治委員

そういう情報を――うちの対象者が73名とか何とかいう数字がありますけれども、そういう情報を共有していただいて、議会として国に対する、県に対する要望を出す必要があれば出していくというようなことでいかないと、なかなかこの問題は分からないのかなと思いますんで、よろしくお願いいたします。

西依義規委員

委員会としてまとめに入らないかんかなと思って、今齊藤委員のおっしゃったような、私としても、この最後のところにあります「貴市による支援や国・県への働きかけなど特段の御尽力をお願い申し上げます」と書いてありますんで、この件に関しては私も同感ですし、委員会としても意見の一致を見れるかなあと思いますんで、鳥栖市による現在のこの燃料・肥料・飼料価格高騰に対する支援はありませんけど、今後は、国、県の動きに合わせて支援をする用意はあるってことでいいですか、再確認。

楠和久農林課長

現状では検討させていただくという表現になりますが、国、県だけの支援ですよということでは、そこでもう、今断言するようなことではございません。

以上です。

久保山日出男委員長

ほかに。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

それでは、この件に関しましては、正副委員長で内容をまとめまして、最終日に確認させていただくことでよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

それでは、以上で陳情第19号に関する協議を終わります。

次に、商工振興課関係議案の審査に入りますので、準備のため暫時休憩いたします。

午前11時29分休憩

午前11時33分開会

久保山日出男委員長

再開します。

∞

商工振興課

議案乙第20号令和 4 年度鳥栖市一般会計補正予算 (第 4 号)

久保山日出男委員長

これより、商工振興課関係議案の審査を始めます。

議案乙第20号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

9月補正予算中、商工振興課関係分について御説明をいたします。

委員会資料は4ページでございます。

四阿屋周辺整備事業に係ります用地購入と、その購入いたします用地内にございます立木の補償となっております。

補正予算の参考資料を別途提出をしておりますので、御覧いただけますでしょうか。

今回の用地購入でございますけれども、6月委員会の際に御説明をしておりましたけれど も、河川の左岸側、橋梁の設置に支障いたします部分でございまして、佐賀県のほうで用地 測量を行っております。

その後、用地購入に当たりまして、県の土地評価の算定を待っていたものでございます。 護岸が支障する部分につきまして県が購入をいたしまして、橋梁が支障する部分につきま しては、市が購入するという役割分担になっております。

県の算定によります土地の評価、平米当たり1,200円となっております。

また、その用地内の立木ですけれども、杉の木などを含め31本の立木を補償するものでご ざいます。

以上、説明を終わります。

久保山日出男委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

小石弘和委員

これは、平米1,200円、何平米あるわけ。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

参考資料のほうにも、ちょっと小さいですけれども記載をしておりますが、117.15平米となっております。

久保山日出男委員長

ほかに。

西依義規委員

今回の用地購入は周辺整備事業ということですが、これはもちろん、県がやるから市が今 やってるわけで、今後の整備の周辺の拡大とかそういった方向性、もうここで終わりなのか、 今この図にあるので終わりなのか、もっと先まであるのか。

その辺については何か方針ありますか。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

この図面にございます四阿屋周辺整備の予定については、この図面で示したものが今現在 の計画でございます。

その後の予定につきましては、今のところ未定でございます。

西依義規委員

できたら、イメージ的には駐車場があって、更地というか空白地は、今、木を切ってあるんですかね、木を切って、ここまでせめて一体的な――今この白いところはどういう状況になってるんですか。

駐車場と川の間の部分っていうのは、歩いて行けるような形になってるんですか。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

駐車場と川の間の部分につきましては、民有地が入っておりますけれども、市有地がございまして、この周辺整備の中で用地の買戻しとかを行わせていただいた部分がございまして、 そこについては通れるようになっております。

今後ですけれども、この四阿屋周辺整備の中で、すいません、色をつけてないんで分かり にくいかと思うんですけれども、ベンチとかそういったものを置いて、憩いの場としたいと いうふうには考えております。

久保山日出男委員長

ほかに。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ないようでございましたら、商工振興課関係議案に対する質疑を終わります。 次に、上下水道局関係議案の審査に入りますので、執行部準備のため暫時休憩します。

午前11時38分休憩

∞

午前11時39分開会

久保山日出男委員長

再開いたします。

∞

上下水道局

議案乙第23号令和4年度鳥栖市下水道事業会計補正予算(第2号)

久保山日出男委員長

これより、上下水道局関係議案の審査を行います。

議案乙第23号令和4年度鳥栖市下水道事業会計補正予算(第2号)を議題といたします。 執行部の説明を求めます。

日吉和裕上下水道局事業課長

それでは、議案乙第23号令和4年度鳥栖市下水道事業会計補正予算(第2号)について、 御説明をさせていただきます。

委員会説明資料の2ページをお願いいたします。

資本的収入でございます。

款1資本的収入、項1企業債、目1建設改良費等の財源に充てるための企業債につきましては、今回計上しております建設改良費の財源として企業債を充てるものでございます。

款1資本的収入、項4分担金及び負担金、目3工事負担金につきましては、県の西田川大 規模特定河川事業の進捗に伴いまして、県からの負担金を補正するものでございます。 次に3ページをお願いいたします。

資本的支出でございます。

款1資本的支出、項1建設改良費、目1建設改良費につきましては、国が実施しております国道3号鳥栖拡幅の進捗に伴います、汚水管移設工事等について補正するものでございます。

4ページをお願いいたします。

国道3号鳥栖拡幅に伴う汚水管移設工事の補正箇所になっております。

移設につきましては、現在、歩道などに埋設しております汚水管が、道路拡幅に伴いまして4車線の車道の下となるため、今後の維持管理に支障を来しますことから、工事に合わせて計画の歩道に移設を行うものでございます。

赤色の区間が今回の補正箇所でございまして、国の事業進捗に伴い変更、追加となった箇所でございます。

以上、簡単でございますが、令和4年度鳥栖市下水道事業会計補正予算(第2号)についての説明を終わらせていただきます。

久保山日出男委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

齊藤正治委員

工事負担金の西田川大規模特定河川、これは場所的にはどこになるんですか。

日吉和裕上下水道局事業課長

場所につきましては、今、県のほうが河川改修を行っております下野排水機場の上流側の付近になります。

浄福寺の付近に市が管理している西牟田橋というのがございますけれども、河川工事に伴いまして、その西牟田橋の架け替え工事がございます。

その架け替え工事に伴いまして、橋梁のほうに汚水管を転換をいたしておりましたので、 その移設の工事の負担金になるものでございます。

江副康成委員

この汚水管移設工事の参考資料を見ながら、ちょっとお聞きしたいんですけれども。

要は、年次ごとに色を分けて青、赤、黒とかいう形でやられていますけど、その空いてるところは、基本的に今の管を使うのか、今後、工事が発生すると思ってよろしいんですか、 その確認です。

日吉和裕上下水道局事業課長

今回、色がついていないところにつきましては、現在、汚水管が入っていないところです。

今、沿線のところについても、基本的にはもう全て普及が促進しておりますので、当時必要がなかったところになりますので、今のところ工事の予定はございません。

久保山日出男委員長

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

それでは、ないようでございましたら、上下水道局関係議案に対する質疑を終わります。 次に建設部、昼からにしましょうか。

じゃあ、昼食のため暫時休憩いたします。

午前11時44分休憩

∞

午後1時8分開会

久保山日出男委員長

再開いたします。

審査に入ります前に、部長から一言御挨拶をお受けしたいと思います。

福原茂建設部長

皆様お疲れさまです。

今回、令和4年9月定例会、建設経済常任委員会におけます建設部関係につきましては、 乙議案1件、甲議案1件となっております。

今回の補正予算として、市道の維持管理につきましては、側溝の整備及び舗装に要する経費を構成しております。

公園管理につきましては、サガン鳥栖アンダー15練習環境整備に伴い、市民公園への影響調査や公園全体の在り方について検討を行うため、所要の額を計上しております。

次に、甲議案につきましては、市道を10路線廃止し、新たに18路線の市道認定をお願いするものです。

それでは、それぞれ担当課より御説明をさせますので、何とぞ御審議のほどよろしくお願いいたします。

維持管理課

議案乙第20号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算(第4号)

久保山日出男委員長

これより、建設部関係議案の審査を始めます。

維持管理課関係議案の審査を行います。

初めに、議案乙第20号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算(第4号)を議題とします。 執行部の説明を求めます。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

議案乙第20号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算(第4号)中、維持管理課関係につきまして、御説明申し上げます。

建設経済常任委員会資料をお願いいたします。

歳出の主なものについて御説明いたします。

款8土木費、項2道路橋梁費、目2道路維持費、節14工事請負費につきましては、雨水対策や地元要望を受けての道路側溝等の改修に要する経費を計上いたしております。

次に、目3道路舗装費、節14工事請負費につきましては、市道の舗装打ち替え等に要する 経費を計上いたしております。

別添の参考資料をお願いいたします。

今回の補正予算で計上しております箇所のうち、維持工事の主なものといたしましては、ページの左側、曽根崎町の県道鳥栖朝倉線への水路新設でございます。

内容は、ウグメ田地区の冠水対策の一環としまして、赤で着色しております箇所に水路約40メートルを新設することにより、道路北側から団地内を通る水路の雨水を県道部の大野川に排水し、大雨時に団地への雨水の流入量を減少させる計画でございます。

次に、舗装工事の主なものといたしましては、右側の酒井東町赤川地区の入り口部分の舗装の老朽化への対応といたしまして、延長約130メートルの舗装打ち替えを計画しております。

以上、説明といたします。

久保山日出男委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

ないようでございますので、質疑を終わります。

∞

議案甲第24号市道路線の廃止及び認定について

久保山日出男委員長

続きまして、議案甲第24号市道路線の廃止及び認定についてを議題といたします。 執行部の説明を求めます。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

議案甲第24号市道路線の廃止及び認定につきまして、御説明申し上げます。

市道路線の廃止及び認定につきましては、道路法第8条第2項及び同法第10条第3項の規 定に基づきまして、市議会の議決を求めるものでございます。

今回は、廃止10路線、認定18路線でございます。

資料は鳥栖市議会定例会議案参考資料に基づき説明いたします。

なお、資料中、認定路線は実線で、廃止路線は破線で表示いたしております。

3ページをお願いいたします。

議案参考資料 3 ページの市道番号1402、鎗田大木 2 号線、4 ページの1403、野添12号線、5 ページの1404、門戸口10号線及び1405、船底16号線、6 ページの2153、浅井 9 号線、2337、浅井18号線及び2338、大町 1 号線、7 ページの2339、藪原 3 号線、8 ページの2340、隈 3 号線及び2341、隈 4 号線までの10路線につきましては、開発行為及び寄附に伴い、新たに市道認定をお願いするものでございます。

次に、9ページをお願いいたします。

市道番号4145、大平田1号線、4146、地蔵原2号線、10ページの市道番号4201、日渡2号線の3路線につきましては、踏切の廃止に伴い、終点を変更するものでございます。

次に、11ページの市道番号4360、土井上7号線につきましては、県道佐賀川久保鳥栖線道路改良工事に伴い、県道へ取りつく市道を集約するために、県で道路を整備し、市に移管されるものでございます。

次に、12ページの市道番号4361、郷町・三本松線、13ページの4362、立石一本杉4号線、 1ページ飛ばしまして、15ページの5297、村内12号線、16ページの5298、村田二本松10号線 までの4路線につきましては、開発行為及び寄附に伴うものでございます。

最後に、14ページにお戻りいただきまして、14ページの市道番号5034、下川原1号線から、

5039、下川原・荊線までの6路線につきましては、新産業集積エリア整備事業に伴い、事業 区域に係る市道を廃止するものでございます。

以上、簡単でございますが説明といたします。

久保山日出男委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

小石弘和委員

これ、認定される市道は、全部3級ですか。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

今回認定する18路線は、全て3級市道の認定でお願いしております。

久保山日出男委員長

ほかに。

齊藤正治委員

開発行為に伴う廃止と認定でしょうけど、これ、トータルでどれだけの農地が、どれだけの宅地が建築されるか分かりますか。

農地を宅地にするとやろう、結果的に。

久保山日出男委員長

農地の宅地化がどれくらいか。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

基本的に開発の部分につきましては、農地であったものを宅地分譲地としているものが大 半でございますけれども、すいません、今、手持ちでその面積までは持ち合わせておりませ ん。(発言する者あり)

久保山日出男委員長

件数と農地面積を答えてください。

報告ができるのか、できないか。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

では、面積と戸数について確認しまして、また御報告いたします。以上です。

久保山日出男委員長

ほかに。

池田利幸委員

9ページ、踏切の廃止による市道の廃止と言われてた部分があると思うんですけど、まず、 踏切がどこの――名称でいったらどの踏切がなくなるのか、踏切って完全になくなって、市 道としてそこにもう通ることが完全にできなくなるっていうお話なのかどうか、教えていただけますか。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

まず、9ページの平田町の踏切につきましては、すいません、踏切の名称をちょっと把握しておりませんで、10ページのほうの立石町のほうは離尾踏切と申しますけれども、3か所とも現在入り口を遮断しまして、踏切の横断はもうできなくなっております。

なお、平田町のほうにつきましては、踏切の廃止は平成22年に行われておりましたけれど も、市道の変更が行われておりませんでしたので、今回併せて変更をお願いしているもので ございます。

以上です。

久保山日出男委員長

よろしいですか。

ほかに。

西依義規委員

さっきの9ページの踏切より南のやつを市道から廃止する場合、維持管理というか草刈り とか、そういったのは誰がするようになるんですか。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

道路としては市道ではございませんけれども、里道などと同じように市が管理する道路という位置づけは変わりません。

管理につきましては、基本的には地元の方でお願いしてる箇所でございますけれども、市 道が外れたからといって市の管理外っていうことではございません。

引き続き、市で管理するということで位置づけております。

以上です。

久保山日出男委員長

ほかに。

ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

ないようでしたら、それでは、維持管理課関係議案に対する質疑を終わります。

次に、都市計画課関係議案の審査に入りますので、執行部準備のため暫時休憩といたします。

午後 1 時20分休憩

∞

午後 1 時23分開会

久保山日出男委員長

再開いたします。

∞

都市計画課

議案乙第20号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算(第4号)

久保山日出男委員長

これより、都市計画課関係議案の審査を行います。

議案乙第20号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

槇浩喜都市計画課長

議案乙第20号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算(第4号)のうち、都市計画課分につきまして、御説明を申し上げます。

建設経済常任委員会補正予算説明資料に基づき説明いたします。

資料の3ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

款17県支出金、項2県補助金、目5土木費県補助金、節3都市計画費県補助金につきましては、県の花と緑を育む地域づくり推進事業補助金の内示に伴う補正でございます。

県の補助率は、事業費の2分の1でございます。

次に、歳出でございます。

4ページをお願いいたします。

款8土木費、項4都市計画費、目2公園管理費、節12委託料でございます。

次のページ、5ページのほうをお願いいたします。

市民公園整備基本計画策定委託料につきましては、県と協議を進めておりますサガン鳥栖

アンダー15練習場の環境整備について、練習場が一部市民公園にかかる予定であることから、 市民公園への影響等を調査し、また、現在進めております市民公園駐車場・園路等大規模改 修事業とともに、市民公園全体の在り方を検討するための基本計画を策定する委託料でござ います。

図面を見ていただきまして、青で塗り潰している箇所が市民公園の区域で、その中で赤の ラインが、現在進めております市民公園駐車場・園路等大規模改修事業での整備箇所でござ います。

また、黄色で塗り潰している箇所が、県が産総研から返還された土地で、緑の楕円で表している部分が、サガン鳥栖アンダー15の練習場が予定されている箇所でございます。

サガン鳥栖アンダー15練習環境整備につきましては、佐賀県の補助を受け株式会社サガン・ ドリームスが調査設計、そして整備工事を行う予定と聞いております。

設計調査を令和4年度、5年度で、整備工事を令和5年度以降に行われる予定で、整備工事には企業版ふるさと納税を活用されるということでございます。

本市としては、練習環境整備が本市のスポーツの振興に資するものと認識し、県と協議を 進めているところですが、今回の業務ではこのグラウンド整備に伴い、現有施設や計画施設、 現在整備中の公園・園路等整備事業への影響の調査や課題の整理、また、課題の解消に向け た具体的な検討を行うことといたしております。

次に、4ページに戻っていただきまして、目4緑化推進費でございます。

歳入で御説明しました県の補助金の内示に伴う補正でございます。

節10需用費につきましては、11月20日日曜日に開催予定の花とみどりの祭りに必要な配布 用の苗木代及び園芸教室材料代でございます。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、鳥栖市花とみどりの推進協議会に対する補助金でございます。

以上で議案の説明を終わります。

久保山日出男委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

池田利幸委員

5ページ、市民公園整備事業、これ、僕全体勉強会のときもちょっと言った節があるんですけど、基本的には、もともと鳥栖市はアンダー15のグラウンドを造るからっていうことで、公園自体の設計を見直さなきゃいけなくなったっていう経緯があると思うんですけど、県から支出をもらうことはできないのかなと、常々思ってるんですけど。

そこの部分、確かに名目上、鳥栖市の市民公園の基本設計をしなきゃいけないっていう名

目になってるんですけど、アンダー15の練習場をしなかったら、別に基本設計する必要がな かったんですよね。

で、佐賀県はサガン・ドリームスとかに補助をして、そこの設計をサガン・ドリームスが、 県としてはするんでしょうけれども、そこは県のふるさと納税から補助金というかお金が出 て、設計をやっていくんですよね。

なんで、まず、佐賀県のふるさと納税の種類が、何を使った、何で受けたふるさと納税なのかと、鳥栖市も基本的には県支出でやってもらう必要性がないのかなっていう部分の市の見解をお伺いします。

槇浩喜都市計画課長

まず、ふるさと納税ですけど、これは県のほうで企業版ふるさと納税ということで、株式会社Cygames様から受けるものを活用するということで聞いております。

今回の委託に県の補助を求められないのかということでございますけれども、今回、サガン鳥栖のアンダー15の環境整備ということで、趣旨としても、この整備が社会体育における育成ということの観点から協力していくというようなことで、スポーツ振興課主体となって進めているところでございます。

で、この業務については、サガン鳥栖アンダー15の環境整備が発端となっておるんですけれども、今ある市民公園の問題点とか課題とか、あとは、当然、今県有地となっているところも含めたところでどういうふうに考えていくかということで、公園利用者の利便性を図るために必要な業務というふうに考えておりますので、市での対応としたいと思っております。以上です。

池田利幸委員

これは国スポ・全障スポ用で、もともと、今整備されてるじゃないですか。

それ、基本的にはこの市民公園全体の整備基本計画策定っていうのは、もともとやってる んじゃないんですか、まず、やってないんですか。

槇浩喜都市計画課長

現在、整備を進めている公園整備、国スポ・全障スポに向けた駐車場・園路等の改修工事については、基本計画、基本設計を策定して進めておりました。

これに加えて、今回新たにサガン鳥栖アンダー15のグラウンドが一部市民公園と重なるというところで、その部分についてのいろんな課題とか、有効利用とかいうところの設計をしたいと思っております。

以上です。

池田利幸委員

国スポ用の今の整備計画として、基本設計やってる分も、つい最近やってるはずですよね。 その分で、基本的に基本設計って幾らかけてたんですかね、今御答弁もらえますか。

本田一也都市計画課参事兼課長補佐兼公園緑地係長

国スポ・全障スポのこの基本計画と詳細設計につきましては、約1,700万円かかっております。

以上でございます。

池田利幸委員

最近で1,700万円かけてきれいに整備しますよって、つい最近っていうか、近年でかけて基本設計してるのに、なおさらアンダー15の部分で、そこがちょっと影響を受けるからといって、また950万円を使うっていう話に今回なるんですよね。

やっぱり、そこの部分は、何もなくて、それで、初めて950万円かけてやりますよっていうならある意味まだ仕方がないかって思えるのかもしれんですけど、つい最近1,700万円をかけたばっかりで、950万円さらにやりますよっていうのは、もっと県と交渉してもよかったんじゃ……、ここから先また——これって貸す貸さないっていうところまで行ってないはずなんで、協議の中で。

その中で貸すってあっても、これ950万円かけて、貸しますけど、けどやっぱりそこは協力いたしますと。

けど、かかってるお金、貸すからにはここの部分の補助は頂けないですかねっていう交渉 はあっても、全然協力してますっていうことになるんじゃないかなと思うんで、ぜひそこは 考えていただきたいなと思います。

久保山日出男委員長

ほかに。

野下泰弘委員

すいません、範囲の確認ですけど、今回、黄色い部分がもう既に更地になってると思うんですが、今回の計画を作成するというのは、この緑の部分だけっていうことですか。

ほかの場所っていうのは想定されてないんですかね。

本田一也都市計画課参事兼課長補佐兼公園緑地係長

この緑の部分が、基本的にフルのサッカーの場所でございます。

しかし、その左側のところとかその辺を、多分、県が検討されてると思いますけど、クラブハウス、倉庫とか、そういったものを検討されてると思います。

以上でございます。

野下泰弘委員

今の答弁を伺うと、本当にこの基本計画っていうのはもう、グラウンドオンリーということになるんですかね。

ほかのものは、もう県がされて、もうこの緑のところにグラウンドが出来ますよっていう 計画ができるっていうことですか。

本田一也都市計画課参事兼課長補佐兼公園緑地係長

先ほどの、グラウンドだけじゃなくて、まず公園側としては、この文化会館の前に造って、 もう出来てますけど、駐車場、日本庭園の跡地ですね。

この部分から、第2駐車場に抜ける道を造りまして、イベントが重なったときのためにバイパスのほうに逃がすというルートが一番必要だと考えています。

それとあと、残りの県有地とか、そういったところも含めたところで検討したいと考えて おります。

以上でございます。

槇浩喜都市計画課長

このグラウンド整備自体は、サガン・ドリームスさんが県の補助金を使ってやるんですけれども、そのグラウンド設計自体は、サガン・ドリームスさんが、県の補助金を使って行うということでございます。

以上です。

久保山日出男委員長

よろしいですか。

小石弘和委員

このグラウンドは、アンダー15の練習場というような名目で、全てそのほかのクラブには 貸さないというふうなことなんですか。

本田一也都市計画課参事兼課長補佐兼公園緑地係長

サガン鳥栖アンダー15ですけど、今、練習を行っているのが、流通団地のほうのところで 行っておりますけど、週4回ほどと聞いております。

そして時間帯が、夕方の6時から8時ぐらいまでを予定されているということで、佐賀県で検討されてますけど、ほかの中学生とかにも貸すような感じで、今、協議を進めているというふうには聞いております。

以上でございます。

小石弘和委員

いや、照明もないわけでしょうが。夜間照明もないわけやろ。

そいけん結局、恐らく、アンダー15が使う場合は週4回、そして、ほかの空いてるところ

は中学生を対象に貸出しをする。

じゃあ、ほかのクラブは幾つでもあるわけですたいね、サッカーに関して。

今、練習場に非常に不足を感じているわけです。

その方たちにも、貸せるような状況なのかというようなことをお聞きしているわけです。

本田一也都市計画課参事兼課長補佐兼公園緑地係長

そこについては、まだ県のほうからは伺ってませんけど、一応、中学生を対象に貸出し、 それともう一つは、照明のほうは、全面照明はあると、設置するということで聞いております。

まだ、スポーツ振興課と県のほうが話しておりますので、こちらのほうでまだ情報を得て おりません。

以上です。

小石弘和委員

市の土地も貸すんですから、夜間照明もつくなら、アンダー15ばっかりじゃなくて、やはり、鳥栖のサッカークラブとか、練習場に困っていますからね。

そういうふうな状況も加味しながら、県のほうに市として要望を出してほしいなというふ うに思うわけでございます。

槇浩喜都市計画課長

先ほどお話しいただいた、ほかのクラブもというところも、今、県とお話ししているのは、スポーツ振興課のほうで、県のSSPの担当部署とお話を進めていますので、その辺の要望もあるということで、お話もあるということで、スポーツ振興課のほうにも伝えて、そのことを県のほうに伝えて、要望していくように私どももスポーツ振興課のほうに話したいと思います。

以上でございます。

江副康成委員

私は、この話っていうか、上のほうの文化会館及び体育館の、この絵で見て右上ですね、 そのところの駐車場整備をやって、今でこそ、あそこの川久保鳥栖線のところに出入りが集中してる中において、ますます車をたくさんここに集めてどうするのかということを、スポーツ振興課のほうの審議の中で言っていて。

同じところから入って同じところから一斉に出るというのは問題だろうというところで、 もっと合理的な車の動かし方というか、そういうことをできないかというようなことも、一 般質問で言いましたし、委員会のほうでも言いました。

そういうことで、今回、その動線の見直しというのは本当に今望まれること、要はサガン

鳥栖の練習場がなくても、今の状態でも結構厳しいなと思ってて、サガン鳥栖が練習場を造るということで、併せてバイパスのほうの車の動きも加味して全体の計画を考えられてるんだろうなと思うんですけれども、それを踏まえてどういった大まかな流れになるのか、ちょっと御説明してもらってもいいですか、希望としては。

本田一也都市計画課参事兼課長補佐兼公園緑地係長

大まかに、文化会館の前に、今、全面完成しておりますけど、この部分からグラウンドを 避けたところで、第2駐車場に入っていく道が一番理想じゃないかというふうに私は考えて いるところです。

それを基本計画で実現可能か検討するためのことでありますので、それで、しっかりとやっていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

江副康成委員

そうした中で、今、黄色のところとブルーの境界線のところに点々点々がありますね。

現地に行ってもらうと分かるんですけれども、大きな用水路と道路がありまして、ここを せっかくうまく……、そういうやつが、どっちかといったらもう死んでしまっているんです ね、今。

それをもっとうまくできないのかなあといったときに、そこの道路はもう県道だというところで、県を巻き込んで話もしなくちゃいけないから、話が先に行かないなという中において、今回、県のほうが少し動きがあったということで、併せて、そういったところの利用も兼ねて計画をされるんだろうなというふうに私は思ってるんですけど、その辺りの調整はどういうふうに進めようとされてるのかを答弁してもらっていいですか。

ちょっともう一回言いますと、今までの整備、前までの整備、現状の整備において、グラウンドのサッカー練習場及び文化会館との間に駐車場、その西側に大きな用水路と道路があるんですよ。

で、そこは全く使えないというわけじゃないけれども、非常に死に地になってる部分があって、県道とか、結局、駐車場と同じフラットに上げたりとか、もっと何か有効な使い方ができませんかという、これはスポーツ振興課の審議のときに言ったことかもしれませんけど、そういう中において、これは県道ですからということで、ここまでしかできませんでしたというような話だったんです、今までは。

で、そういう中において、今回、県有地が更地になりまして、そこに新たな何か利用があるという中において、そこも含めて新しい動線を考えるいいチャンスという形で、今回この 事業に取り組まれようとしてるんじゃないのかなというふうに思ってるんですけど、その辺 りの経緯はいかがですか。

本田一也都市計画課参事兼課長補佐兼公園緑地係長

先ほど言われた、この水路のほうと県道のあるところですけど、それも含めたところで、 基本計画のほうで、費用対効果も含めまして検討したいと思っておりますんで、よろしくお 願いしたいと思います。

以上です。

江副康成委員

ぜひ、進めていただきたいなと思います。

この絵を見ると、下のほうに旧雇用促進事業団の住宅がございまして、ここのところに相談して、今回の計画で実際にできるかどうかは別として、ここも一体的に利用できると、その後の計画というのも、非常に考えられるのかなあと思いますし、今、それこそ調整区域内の地区計画を立てて、新たな開発行為とかあったとするじゃないですか。

計画が順調にいけば、来年からできるかもしれません。

そういうときに、雇用促進事業団の移転先を含めたところであてがって、ここを全体として、スポーツ公園といいますか、そういったところにできたら望ましいというようなところまで含めたところの基本計画の……、当然、全体があっての話ですけれども。

そういうところに普遍したところの考えは、今のところ持ってらっしゃいますか、ないかもしれませんけど。

槇浩喜都市計画課長

いわゆるビレッジハウスっていわれる住宅が建っておりますけれども、民間のほうが運営 されてるということだと思います。

形として、ここの部分も含めたところというのは、非常に一体的な形になるかと思いますけれども、当然、ここを取得するためには、かなりの、相当の費用がかかるというふうに考えておりますので、現状では、その費用に対してどれだけの効果があるかということを考えたときに、ここを含めて計画に入れるというのは、想定しておりません。

以上です。

江副康成委員

以前、私が建設経済にいましたときに、内川議員のほうから同じような提案が昔にあって たんですよね、私が委員長であったときに。

恐らく、地元の御要望も含めて、そういう話もあると思いますから、そういったところに 注意をして、ぜひ機会があれば、そういうこともあるかなということも含めて計画を練って いただくとありがたいかなと思います。 以上です。

池田利幸委員

すいません、さっき聞いたことの繰り返しになるかもしれないんで、私が言ったこと、聞いたことが間違っとったら、まず訂正してほしいんですけど。

基本的に、県は企業版ふるさと納税、サガン・ドリームスとかからの企業版ふるさと納税 を、今度補助としてサガン・ドリームスに設計とか、委託として戻すっていう、今回、その 2つのやり取りのスキームは、まず合ってますか。

槇浩喜都市計画課長

今回、サガン・ドリームスの設計については佐賀県の予算で補助をすると、工事についてはCygamesさんの企業版ふるさと納税を使うというふうに聞いております。

以上です。

池田利幸委員

要は設計費、佐賀県が金出しますよって、その建物建てるときは、サガン・ドリームスが 企業版ふるさと納税で入れてるお金を使って建てますよっていうことになると思うんですよ ね。

で、基本的には、佐賀県ばかりが、ちょっとやっぱり、優位じゃないかなと思うんですよ。 鳥栖市、そのために、この絵でいったら黄色い部分、大分いっぱいあった中での一部、そ こにしかグラウンドが造れないから、南北じゃないと公式のやつができないからっていう理 由で、かぶってますっていう、そこを譲ってくださいで、950万円払わなきゃいけないってい う。

そうしたら、せめて半分の500万円はかかった分、県見ますよって、見てくださいねぐらいは、やっぱり言ってほしいなと。

じゃないと、何となくおかしいな、道理に合わないんじゃないかなという気がするし、なおかつ、こっちが設計を今から構想としてつくっていく中、やっぱり気になるのは、この黄色い部分がどれほどでもなく多いんですよね。

となったら、ここを有効活用すればいいんじゃないのっていう、やっぱり、私情に駆られることもあるんですけど、ここの部分とかも含めた県の設計がどうなるのかっていうのも、 やっぱり、一緒に示してほしいなと。

じゃないと、なかなかここの一部の部分だけで950万円、全体の公園の影響を含めた950万円を、さらに、1,700万円プラス950万円をかけるっていう部分の鳥栖市としてのメリット、土地を貸すだけで基本的には協力してます、スポーツ振興のために協力してますって、設計費を見ることが協力してます、ではない気がするんですよね。

そこはやっぱり、半分なりとも県が持ってくれるとか、そういう協議、今からその話合いをするんでしょうけんが、そこはやっぱりしていただきたいと思うんですけど、できるんですかね、どうなんですかね、それは答弁もらえますか。

それと、早めにこの黄色い部分とか、県がやる設計の部分をこっちに示してもらえるものなのか、それはお願いしたいと思うんですけど、どうですか。

本田一也都市計画課参事兼課長補佐兼公園緑地係長

県有地のこの部分につきましては、市として活用も含め検討していきたいと思っておるんですよね。

それで、うちが取られる部分についても、上のほうの県有地とか、そういった所と交換とか、そういったことも考えられるんですよね。

そして、一体的にうちとしては、この有効な残地について活用していきたいとは思っております。

以上でございます。

池田利幸委員

そうなんですね、今までずっと聞いてる中では、ただ、うちは設計して渡しますっていう 説明だけしか受けてないんですよね。

だから、協議の場でこの黄色い部分と交換になるとか、より公園としての機能がうまくい くようにという部分があって、交換条件ができますよって、そういうことができるのであれ ば、950万円かけてそれをやるのは、全然、鳥栖市としてもメリットが出るんですよね。

ただ、やるだけのためにっていうような説明に聞き取れたから、こっちとしては、それに 950万円全部出す必要があるのかっていう話なんで、ぜひ、その設計をする中で、県との交渉 でこの部分の影響を受けるならほかのところをくれだとか、そういう部分の交渉は必ずやっていただきたいなと思いますんで、よろしくお願いします。

西依義規委員

これ、いつ出来上がりますか、期間はどれぐらいですか、基本計画。

本田一也都市計画課参事兼課長補佐兼公園緑地係長

令和5年の3月をめどに作成したいと思ってます。

西依義規委員

私の本当の理想としては――例えばこの黄色の部分は、市民公園という位置づけになるのか、佐賀県保有の公園になるのか、その辺はどうなんですか。

一体的に設計、基本計画に入れるっちゅうことは、この下は県の土地ですけど、これ一体 を市民公園と呼んでいいのかどうか。

本田一也都市計画課参事兼課長補佐兼公園緑地係長

もし交換ということになれば、土地の交換とかですね。

そういったときは、線引きを見直すということになると思いますので、もし、県有地が、 市のほうに購入ができるならば、線引きも見直す、そして、市民公園の一部として活用する ことが望まれると思います。

以上です。

西依義規委員

ということは、アンダー15の、例えば、指定管理をサガン・ドリームスがされるとして、 そこはもうくっきり分けて、入り口部分の黄色の部分は、ひょっとして、市民公園として有 効活用するんで、あくまで設計はこの青プラス黄色の一部っていうことでいいですか。

本田一也都市計画課参事兼課長補佐兼公園緑地係長

そのとおりです。

西依義規委員

もう一つ気になるのが、多分、健康スポーツセンターがこの芝広場辺りに、予定だったんですけど、この緑のぼやかしを見ると、本田参事がおっしゃったような道路を想定すると、 ここ、なくなってしまうような気がするんですけど。

例えば、それを含めて、この鳥栖市民プールをもう更地にするとか、そういったところって何か構想の中に入ってますか。

本田一也都市計画課参事兼課長補佐兼公園緑地係長

芝広場、それから鳥栖市民プール、この辺も含めたところで、今回の基本計画に入っております。

西依義規委員

入ってます、ですけど、もちろんコンサルに委託するんですけど、市の意思が要ると思う んですよね、コンサルも描きようがないんで。

だからその辺の、担当課として、公園としてこういうふうに使いたい、例えば、3年ぐらい閉鎖している市民公園を違う方向に使いたいとか、そういった内部の方針とかがあったらお聞かせ願いたいんですけど。

本田一也都市計画課参事兼課長補佐兼公園緑地係長

まず、健康スポーツセンターですけど、これが今、設計も終わっている段階です。

この分については、今サガン鳥栖が出来てかなりの土地を取られますんで、これに係る動線が厳しくなってくるということで、その辺の検討も含め、これは場所も含めたところで、検討しなければならないと。

健康スポーツセンターが出来ると、鳥栖市民プールとかが多分なくなるとは思うんですけど、その跡地活用としては、今、練習場不足とか、少年サッカーの練習場不足とか、そういったものもありますし、公園側としては練習場の確保とか、それからあと、スポーツ振興課としては何らかの施設を建てたいとか、そういったこともスポーツ振興課と協議しながら、それについては、今回の基本設計の中で議論していくものだと考えております。

以上でございます。

西依義規委員

今から基本計画なんで、どんどん言っていいんでしょうけど、今のタイミングで言っていいんでしょうけど、私はもう市民プールを更地にして、そこに健康スポーツセンターが来るような設計を描かれたほうが、もう……。

それか、もう、スポーツセンターをまた違うところにやるか何か、そこぐらいまでやっぱり踏み込まんと、基本計画、先ほど池田委員もおっしゃってました、この黄色の土地は鳥栖市がこういうふうに使うからくれというふうな絵を描ければ、もうおっしゃったように、この950万円が生きた金になりますんで、ぜひその辺まで含めてお願いします。

以上です。

久保山日出男委員長

ほかに。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ないようです。

それでは、都市計画課関係議案に対する質疑を終わります。

∞

久保山日出男委員長

次に、現地視察についてお諮りいたします。

議案調査に関する現地視察のため、議長に対し委員派遣要求をしたいと思いますが、これ に御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よってそのように決しました。

なお、視察地、視察参加者、視察事項等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よってそのように決しました。

久保山日出男委員長

以上で、本日の日程は全て終了しました。 これをもちまして、本日の委員会を散会いたします。

午後 1 時57分散会



令和4年9月15日(木)



1 出席委員氏名

委員長 久保山日出男 副委員長 西依義規

委員 小石弘和

委員 齊藤正治

委員 江副康成

委員 池田利幸

委員 野下泰弘

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

経済部長兼上下水道局長 宮原信 経済部次長兼商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長 古沢修 商工振興課長補佐兼商工観光労政係長 樋本太郎 農林課長 楠和久 農業委員会事務局長 庄山裕一

上下水道局次長兼管理課長 古賀和教 上下水道局管理課長補佐兼総務係長 秋山政樹 上下水道局事業課長 日吉和裕

建設部長 福原茂 建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長 三澄洋文 建設課庶務住宅係長 安永伸也 建設部次長兼維持管理課長 大石泰之 都市計画課長 槇浩喜 国道・交通対策課長 森山信二

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主事 赤司和広

5 日程

現地視察

市民公園 (宿町)

陳情

陳情第19号燃料・肥料・飼料価格高騰等に対する要請書

[協議]

自由討議

議案審査

議案乙第20号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算(第4号)

議案乙第23号令和4年度鳥栖市下水道事業会計補正予算(第2号)

議案甲第24号市道路線の廃止及び認定について

[総括、採決]

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

自 午前10時

現地視察

市民公園 (宿町)

至 午前10時20分

午前10時31分開会

久保山日出男委員長

本日の建設経済常任会を開きます。

∞

陳 情

陳情第19号燃料・肥料・飼料価格高騰等に対する要請書

久保山日出男委員長

まず、当委員会に送付されました、陳情第19号について協議をいたします。

御手元のほうに陳情の協議結果として上げておりますので、お目通しいただいて、このことについて、御意見がありましたら伺いたいと思います。

タブレットのほうに上げておりますので、よろしくお願いいたします。

池田利幸委員

ありがとうございます。

簡潔にまとめていただいて、皆さんからの要望、基本的に重要なことであるということで、 お返しできるんじゃないかと思ってますんで、これで私はよろしいんじゃないかなと思いま す。

以上です。

久保山日出男委員長

このようで、ようございましょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

ありがとうございます。

それでは、陳情第19号の協議をこのようにさせていただきます。

これで終わります。

∞

自由討議

久保山日出男委員長

これより、委員間での自由討議を行います。

今回付託されました議案を含め、委員間で協議したいことがございましたら、御発言をお 願いいたします。

ただし、正確な会議録作成のため、発言の際は必ず委員長の指名を受けてからマイクのスイッチを入れて御発言くださいますようお願いいたします。

池田利幸委員

広報広聴委員会からのお願いになるんですけれども、10月22日土曜日に議会報告会を行います。

それに当たりまして、各常任委員会より所管の報告、また、パワーポイント資料の作成、 委員さんの出席のほうをお願いしたいと思っておりまして、まず、今日お願いしたいことが 2点ございます。

1点目は皆さんの御手元に資料がありますけれども、ここに委員会のメンバーさんの割当てを、今、名前が入っております。

これは一応、広報広聴委員会が勝手に当て込んだだけの案になっております。

まず、各委員さんが、昼間が2時から3時半まで若葉まちづくり推進センターで、これはリアル対面で行います。

もう一つが、同じ日、10月22日18時から19時半までをオンラインで行います。

これは市役所大会議室を使ってやります。

その2つに委員さん分かれていただいて御参加をいただくという形になりますので、そこ を御了解いただいた上で、どちらに参加をいただくかというのを、まず、決めさせていただ きたいなと思います。 2点目が両方、どっちもですけれども、所管事務調査、各常任委員会からの報告、また、 質疑応答を予定しておりますので、それに対して、これは委員長報告として表面の一番最後 のところの(4)、昼間でいったら14時8分から所管報告、委員会からテーマ内容説明という のがあります。

これが各委員会で、まず、委員会からの報告は6分間ございます。

ここで、その内容をパワーポイントを使って発表をいただくっていうことになりますので、何を発表するかっていう部分、まずは、この建設経済常任委員会がどういうことを審査しているかっていうのを簡単に触れていただきながら、今回テーマを2つぐらい上げていただいて、それを報告していただく。

その後に質疑応答をいただくという形に……、すいません、質疑応答をいただくのは、夜のオンラインですね。

で、昼間のほうのリアル対面はその後にワールドカフェ方式、テーブルを2つに分けて、 事業に関してリアル対面でいったら、テーブルが2つある中に、まちづくりとかいう分で常 任委員会を分けたテーブル、そこに市民の皆さんに入ってもらって話をしていただくという のが、昼間の対面方式になります。

で、夜のオンラインは、報告をした後に、もうオンライン上から市民の皆さんから質問をいただいたことに、各委員さん、もしくは、委員長さんとか報告をされた方がお答えいただくという形になります。

若干、昼と夜でやり方が違うんですけど、基本的には報告する内容は一緒の内容でいいと 思っておりますので、2点、メンバー決め、あと1点が、報告内容。

で、それに沿って説明するためのパワーポイント資料を作っていくということになります ので、その2点について、御協議お願いしたいと思っております。

説明は以上でございます。

久保山日出男委員長

ただいま池田委員より御説明をいただきました。

まず、1点目でございますが、ここに書き上げていただいてるのは、昼の部が西依さん、 池田さん、江副さん、小石さん。

それから夜の部といいますか、オンラインのほうが、私、それから齊藤さん、それから野下さん。

変えてほしいっていう方が、ございますか。(発言する者あり)

1時間半ばってん、何かそこは重要ですか。

野下委員さん、何かあると? (発言する者あり)

西依義規委員

夜が手薄になるんであれば、どこか誰か変わったりして、人数はやっぱり同じぐらいおらないかんとですよね。

野下泰弘委員

18時からの部はズームでやるっていうことなんですけど、委員会の中で、市役所に集まってやらないといけないっていうところなんですか、それともズーム参加でもよろしいんでしょうか。

池田利幸委員

基本的には委員としていていただくのがベストではあるんですが、基本的にはオンラインでの報告会の場合は、質疑応答対応は、ほぼほぼその説明担当者の方、委員長が質疑応答していただくという形になると思いますので、最悪オンライン上でも大丈夫だと思っております。

基本的には広報広聴委員会のメンバーは、昼に出ても夜も委員として出ますので、最終的なカバーはできるものだとは思っております。

野下泰弘委員

そういたしましたら、ズームにて、オンラインのほうで参加させていただきたいと思います。

久保山日出男委員長

ということは夜。

野下泰弘委員

そのままで大丈夫です。

久保山日出男委員長

それから齊藤さんは、よかですか、こげんなふうで。

齊藤正治委員

はい。

久保山日出男委員長

そうしたら御協力、お二方ともよろしいということですので、この状態で行かせていただきますが、ようございましょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

再確認のため、また氏名を申し上げますが、昼の部を西依委員、池田委員、江副委員、小 石委員。

夜の部を私、それと齊藤委員、野下委員ということで、このとおりで決めさせていただき

ます。

ありがとうございました。

それから、2番目の審査についてのパワーポイントっていうか、何かテーマっていうのか。

池田利幸委員

パワーポイントは後から作っていくことになりますんで、まずは今日はテーマとして、何 を報告するかっていう、2つのテーマを決めていただければありがたいなと。

先にホームページ上で、どういうことを話しますっていうのを出しますので、お願いいた します。

久保山日出男委員長

それではテーマを……、これについては、昼、夜、変えるわけですか、テーマ。

池田利幸委員

基本的には昼も夜もテーマは一緒でお願いいたします。

久保山日出男委員長

それではテーマについて、2つのテーマをこの委員会として決めていきたいということで ございますので、どなたか。

西依義規委員

本年度、所管事務調査のテーマは、道路インフラ整備について、浸水対策について、土地 利用について、環境拠点整備について、産業政策について、と5つのテーマを所管でやって おります。

これと、今、市民の関心があるテーマを照らし合わせると、1つは産業政策ということで、アサヒビールの進出を皆さんに、市民にお知らせするのは、1つ旬なテーマかなと思うんで、もう一つを、一応、所管事務調査にはありませんけど、先ほど見た、例えば、市民公園の大規模のところを、こう変わるんですよというテーマで、もし市民の意見からいろいろこうしたほうがいいんじゃないかって出ても、じゃあそれを通して委員会としても、執行部に基本計画の中に取り入れてくれとか言えるかなと思うんで、今旬であれば、この2つかなあと思うんですけど、皆さんいかがでしょうか。

久保山日出男委員長

土地の関係でアサビビールの関係のこと、関連。

それと、もう一点が、市民公園が大規模改造をされておりますので、それに関する事項として、テーマを取り上げていきたいという意見でございますが、これに対しての御意見があります方は、お願いいたします。

違うテーマでも。

江副康成委員

今の西依副委員長からの御提案は、それはそれでいいんですけれども、今回、トイレの廃 止に関して、請願とか上がって、委員会でもいろいろ審議とか、一定の結果が出たというと ころで、その報告を兼ねてやったらどうかなあというふうに、広報広聴の委員の中では、出 てくるかなというふうにちょっと思っておりましたけど、いかがでしょうか。

久保山日出男委員長

当然、市民公園のほうのトイレも移設してあるし、絡みで、関連で言うてもいいかな、ど うかな。

池田利幸委員

基本的には、私、今2つお願いしますって言ったんですけれども、要は6分間の中に入れば、3項目でも全然構いません。

まずは、前提として建設経済常任委員会はこういうことを審査してますよっていう、要は 範囲、道路インフラをやってますとか、公園とかも建設経済なんですよとか、そういう建設 経済が審議しているエリアを、範囲は何なのっていうのを、まず、獏っと簡単に説明してい ただいた後で、そのテーマにとって、ちょっと詳しくっていうか、今回旬なものはここです よっていう部分で、全体の報告が6分でまとまれば、2つでも3つでも構わないと思います ので。

西依義規委員

江副委員の項目も入れて3つでやりたいと思いますが、いかがですか。

野下泰弘委員

もちろん、報告っていうところもいいんですけど、その後に質疑っていうところがどうしてもついてくると思うんですよね、その内容に伴って。

その質疑っていうところを考えたときに、トイレだとあまりポジティブな議論にはならないかなと思うんですけど、どうですかね。

6分で、その後18分質疑ですかね、ついてくるんですかね、これ。

で、トイレの話だと、今回多分――私が前回参加したときに結構学生さんとかもいらっしゃったんですけど、そこら辺の意見の出方としてどうなのかなあという、もう終わった内容でもあるので報告としてはすごくいいんですけど、議論するとすると、うーんっていうのが少しあります。

久保山日出男委員長

ただ、私からも言うと、やっぱり決議まで委員会としてやってるし、流れとしてこういった形でやってまいりましたということの報告もいいんじゃないかなと思います。

これだけ新聞報道されて、いい形で残っておりますけれども、これまでの経緯を委員会としての発表をする上においては、いいんじゃないかなと思って、テーマとしてね。

それと公園は確かに要望があるから、どうかなと。

齊藤正治委員

報告程度で私はいいと思うんですね。

トイレの問題はそんなに……、それぞれ違うし、それよりも、今度都市計画審議会に提案 されている地区計画の話、拠点制とか、そこをもう少し、やっぱりPRを私たちはしていか ないかんと思うんですね。

だからそれには、今のようでは、ほとんどしないとなると、どこがいつどういうふうに建てられるのか、どういうふうになっていくのかっていうのは分からない。

そういったことは、やっぱり、せっかくやるんだからお知らせする意味でも、そういった ものを取り入れたらいかがかと思いますけど。

西依義規委員

そうしたら、6分間でこの4つのテーマをうまくまとめて、私がたたき台をつくってまた 御報告をするという形でいいですかね。

こういう形でパワーポイント含めて、という形で、4つのテーマを入れ込んだ6分間をつくらせていただきます。

久保山日出男委員長

それでは、今齊藤委員がおっしゃったように、地区計画含めた中での勉強会、視察でもやったように、これ取り組んできて、京都まで行って、あのことも含めて、やっぱり、やってることを報告しながら、関心の目を向けてもらう形でもいいんじゃないかなと思いますから。じゃあ項目的に4つになりましたが、それをトイレは、簡単に、報告と、流れ的に。そういうこと、大体できないかな。

西依義規委員

できます。

久保山日出男委員長

じゃあその4項目、項目的には多いように見えますが、いかがですか。 この4点という感じで、ようございましょうか。

池田利幸委員

今、4つ頂いたテーマをっていうことで、まず、建設経済ってどういうことをやってるのか、まずは、本当に漠っと、全般どういうことだっていうのを言っていただく部分がありますんで、それが1分。

それでこの4つの項目なんで、トータル、1項目に対して1分ずつぐらいの説明になるようになりますけど、それで御報告いただける方が大丈夫であれば、僕は4つでも構わんなと思うんで。

ホームページ上で載せる分として、正式に何々についてっていうのを、どういうふうな形の名前で載せていいのかを教えていただければ、ありがたいなと思うんですけど、今、アサヒビール、市民公園改修、トイレの改修とあと……

久保山日出男委員長

項目、表題?

池田利幸委員

表題としてホームページに、これについてしゃべりますよっていう、先に告知を一応入れるんで、市民の意見は取らないですけど、こういうことについて建設経済、今回報告しますよっていう分を載せますんで、そこの名前、正式にホームページ上に項目を何て書いていいかなっていう部分を。(「そういう感じをくれってことですね」と呼ぶ者あり)

そうですね。

久保山日出男委員長

項目について。

西依義規委員

確かに、駅のトイレと限定すると縮まるんで、駅を含めて今後の地域のトイレとか、齊藤 委員がおっしゃったような形で、市民の方からもそういった、もっと地域のトイレとしての 駅のトイレの位置づけとか、そういうふうに広げると議論も広がりやすいかなと思います。 そういうことで、よかったら正副に預けていただければ、それは調整をさせていただこう

久保山日出男委員長

そのようでようございましょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

ほかに。

と思います。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

じゃあ、そのように決しまして、正副に表題についての項目等も含めまして、よろしくお 願いいたします。

ようございましょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

以上で自由討議を終わります。

執行部準備のため暫時休憩いたします。

午前10時52分休憩

∞

午前10時57分開会

久保山日出男委員長

再開いたします。

総 括

久保山日出男委員長

これより総括を行います。

議案に対する質疑は終了しておりますが、総括的に御意見、御要望があれば御発言をお願いいたします。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

ないようでございます。

それでは、資料の提出が2部ほどあっておりますので、タブレットのほうでお目通しください。

よろしくお願いします。

総括はようございましょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

それでは、総括を終わります。

採 決

久保山日出男委員長

これより採決を行います。

∞

議案乙第20号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算(第4号)

久保山日出男委員長

初めに、議案乙第20号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算(第4号)についてお諮りいたします。

本案中、建設経済常任委員会に付託された関係分につきましては、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって本案中、建設経済常任委員会に付託された関係分は原案の とおり可決されました。

∞

議案乙第23号令和4年度鳥栖市下水道事業会計補正予算(第2号)

久保山日出男委員長

続きまして、議案乙第23号令和4年度鳥栖市下水道事業会計補正予算(第2号)について お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

∞

議案甲第24号市道路線の廃止及び認定について

久保山日出男委員長

続きまして、議案甲第24号市道路線の廃止及び認定についてお諮りいたします。 本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

∞

久保山日出男委員長

以上で当委員会に付託をされました議案の審査は全て終了いたしました。

本日議決した本案に対する委員長報告書の作成等につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思いますが御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よってそのように決しました。

∞

久保山日出男委員長

以上で全ての日程が終了いたしました。

これをもちまして、建設経済常任委員会を閉会いたします。

午前11時散会



令和4年9月29日(木)



1 出席委員氏名

委員長 久保山日出男 副委員長 西依義規

委員 小石弘和

委員 齊藤正治

委員 江副康成

委員 池田利幸

委員 野下泰弘

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

経済部長兼上下水道局長 宮原信

経済部次長兼商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長 古沢修 商工振興課長補佐兼商工観光労政係長 樋本太郎

商工振興課企業立地係長兼新産業集積エリア事業推進室新産業集積エリア

事業推進係担当係長 香月啓介

商工振興課新産業集積エリア事業推進室長補佐兼新産業集積エリア

事業推進係長 能富繁和

農林課長 楠和久

農林課農政係長 脇弘人

農林課農村整備係長 中垣秀隆

農業委員会事務局長 庄山裕一

農業委員会事務局振興係長 武田隆洋

上下水道局次長兼管理課長 古賀和教

上下水道局管理課長補佐兼総務係長 秋山政樹

上下水道局管理課業務係長 小柳洋介

上下水道局事業課長 日吉和裕

上下水道局事業課浄水場長 平塚俊範

上下水道局事業課長補佐兼水道事業係長 桑形伸

上下水道局事業課長補佐兼浄水·水質係長 松雪秀雄

上下水道局事業課下水道事業係長 古賀咲子

建設部長 福原茂

建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長 三澄洋文

建設部次長兼維持管理課長 大石泰之

都市計画課長 槇浩喜

国道・交通対策課長 森山信二

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主事 赤司和広

5 日程

審査日程の決定

農林課・農業委員会事務局審査

議案乙第28号令和3年度鳥栖市一般会計決算認定について

[説明、質疑]

商工振興課審査

議案乙第28号令和3年度鳥栖市一般会計決算認定について 議案乙第31号令和3年度鳥栖市産業団地造成特別会計決算認定について

〔説明、質疑〕

報告 (商工振興課)

勤労福祉会館跡地の利活用に関するサウンディング型市場調査結果について 事業者感染防止対策支援事業補助金の申請期限の延長について

[報告、質疑]

上下水道局審查

議案乙第24号令和3年度鳥栖市水道事業剰余金の処分について

議案乙第25号令和3年度鳥栖市水道事業会計決算認定について 議案乙第26号令和3年度鳥栖市下水道事業剰余金の処分について 議案乙第27号令和3年度鳥栖市下水道事業会計決算認定について 議案乙第28号令和3年度鳥栖市一般会計決算認定について

〔説明、質疑〕

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

午前11時2分開会

久保山日出男委員長

ただいまから、建設経済常任委員会を開会いたします。

∞

審査日程の決定

久保山日出男委員長

これより、委員会の審査日程についてお諮りいたします。

あらかじめ正副委員長で協議しました日程案を御手元にお配りしております。

議案乙の24号、25号、26号、27号、28号、31号と委員会の付託を受けております。

その中で本日の29日の日程を、経済部関係、農林課、農業委員会、商工振興課、上下水道局、明日の日程で建設部建設課、維持管理課、それから都市計画課、国道・交通対策課と、この日程で行いたいと思いますが、ようございましょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

では、そのようにさせていただきます。

現地視察につきましては、副委員長のほうから説明お願いします。

西依義規副委員長

一応、現地視察は10月4日の日程になっておりますんで、できましたら金曜の午後ぐらい、明日の午後ぐらいまでに希望の箇所をお知らせください。

よろしくお願いします。

久保山日出男委員長

よろしくお願いしておきます。

それでは、付託議案の審査に入りますので、準備のため暫時休憩いたします。

午前11時3分休憩

∞

午前11時5分開会

久保山日出男委員長

再開いたします。

審査に入ります前に、部長から一言御挨拶を受けたいと思います。

宮原信経済部長兼上下水道局長

改めまして、おはようございます。

令和3年度の経済部、上下水道局の決算の委員会の審査に先立ちまして、御挨拶と事業の概要について申し上げます。

経済部は、農林課、商工振興課、農業委員会事務局の3課で、それぞれの担当部署の業務を行っております。

また、上下水道局につきましては、管理課、事業課の2つの課で、水道事業及び下水道事業の業務を行っております。

日頃から、久保山委員長、西依副委員長はじめ、各委員の皆様の御理解と御支援を賜り、 各課の業務の遂行ができていますことにつきまして、厚く御礼申し上げます。

それでは、最初に経済部のうち、農業委員会事務局及び農林課関係の決算概要につきまして、一括して御説明申し上げます。

まず、農業委員会事務局でございます。

令和3年度の事務執行に際しての農業委員会事務局職員は、5名で事務の執行に当たって まいりました。

決算の概要につきましては、一般会計の農林水産業費のうち、農業委員会事務局関係分といたしまして、予算現額6,030万1,000円、支出済額6,020万4,468円、不用額9万6,532円、執行率99.8%となっております。

令和3年度に取り組みました主な事業といたしましては、農業委員会の運営のほか、農用 地を担い手に集積し、農地利用の適正化推進に取り組んだところでございます。

次に、農林課分の決算概要について御説明をいたします。

令和3年度の事務執行に際しての農林課職員は、14名で事務の執行に当たってまいりました。

決算概要につきましては、一般会計の農林水産業費のうち、農林課関係分といたしまして、 予算現額 4 億368万4,000円、支出済額 3 億8,448万7,460円、翌年度繰越し額1,298万9,000円、 不用額は620万7,540円で、執行率が95.2%でございます。

また、災害復旧費のうち、農林課関係分といたしましては、予算現額 2 億1,004万8,000円、 支出済額8,001万500円、翌年度繰越し額 1 億2,060万円、不用額943万7,500円で、執行率は 38.1%となっております。

令和3年度に取り組みました主な事業といたしましては、さが園芸生産888億円推進事業、 産地生産基盤パワーアップ事業、県営経営体育成基盤整備事業、河内防災ダム維持管理事業、 防災重点ため池整備事業、滞在型農園施設管理事業、市民の森管理事業などを推進しまして、 それぞれに成果を上げてきたところでございます。

事業の主な内容につきましては、農業委員会、農林課の順で、続けてそれぞれの担当課長から御説明を申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げまして、概要説明とさせていただきます。

久保山日出男委員長

ありがとうございます。

∞

農林課・農業委員会事務局

議案乙第28号令和3年度鳥栖市一般会計決算認定について

久保山日出男委員長

これより経済部関係議案の審査を行います。

農林課及び農業委員会事務局関係の議案の審査を始めます。

議案乙第28号令和3年度鳥栖市一般会計決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

楠和久農林課長

おはようございます。

それでは、令和3年度鳥栖市歳入歳出決算の農林課、農業委員会事務局関係分につきまして、決算書に基づき御説明を申し上げます。

まず、歳入の主なものについて御説明いたします。

決算書61ページ、62ページをお願いいたします。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目6災害復旧費国庫補助金、節1農林水産施設災害復旧費国庫補助金につきましては、令和2年7月豪雨並びに令和3年8月豪雨により被災しました農地及び農業用施設、林道の災害復旧に関する補助金でございます。

庄山裕一農業委員会事務局長

おはようございます。

決算書の65、66ページをお願いいたします。

款17県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費県補助金、節1農業費県補助金のうち、 主なものについて御説明をいたします。

まず、備考欄1項目めに記載の農業委員会交付金は、農業委員11名分、農地利用最適化推進委員15名分の手当及び職員5名分の人件費に対する県からの交付金でございます。

楠和久農林課長

続きまして、農業用機械等被災者支援事業費補助金は、令和3年8月豪雨により被災した 農業用機械の再取得及び修繕に要した費用に対する補助金でございます。

庄山裕一農業委員会事務局長

続きまして、備考欄4項目めに記載の農地利用最適化交付金は、農用地を担い手に集約し、 農地利用の最適化を促進するため、農業委員、農地利用最適化推進委員の活動実績及び成果 実績に対する交付金でございます。

楠和久農林課長

続きまして、備考欄6項目めの多面的機能支払補助金につきましては、農地の多面的機能 の維持、発揮を図るため、地域で共同して取り組む活動や農地、水路等の質的向上に資する 活動に対する補助金でございます。

次の中山間地域等直接支払交付金は、山間部などの農業生産条件が不利な地域におきまして、農用地を維持管理していく活動に対する補助金でございます。

対象地域につきましては、河内町、神辺町、牛原町となっております。

67ページ、68ページをお願いします。

備考欄2項目めのさが園芸生産888億円推進事業費補助金は、収益性の高い園芸農業を確立するため、収量、品質の向上や低コスト化、規模拡大など、農業者が行う機械施設等の整備に対する補助金でございます。

次の経営所得安定対策等推進事業費補助金は、鳥栖市農業再生協議会が行う経営所得安定 対策の推進、米の需給調整や、地域農業の振興などを目的として行う事業に必要となる経費 に対する補助金でございます。

次の農村地域防災減災事業補助金は、防災重点ため池のうち、1か所のハザードマップ作成業務、2か所のため池廃止に伴う測量設計業務及び18か所の看板設置工事に対する補助金でございます。

次の農業次世代人材投資資金事業補助金につきましては、50歳未満の農業者が新規に就農 した場合に、就農から経営が安定するまでの5年間、資金を補助するものでございます。 次の農業水路等長寿命化防災減災事業補助金につきましては、平田上ため池の廃止工事に 対する補助金でございます。

2項目下がりまして、産地生産基盤パワーアップ事業費補助金につきましては、産地の収益化強化に取り組むため、農業者が行う機械施設等の整備に対する補助金でございます。

71ページ、72ページをお願いします。

項3委託金、目2農林水産業費県委託金、節1農業費委託金のうち、河内防災ダム管理委託金は、河内ダムの維持管理に要する経費に対する県からの委託金でございます。

次の経営体育成基盤整備事業登記事務委託金につきましては、下野地区の県営経営体育成 基盤整備事業に係る登記事務受託に対する委託金でございます。

続きまして、91、92ページをお願いいたします。

款23市債、項1市債、目8災害復旧債、節1農林水産施設災害復旧債は、令和3年発生災害復旧事業に伴う起債でございます。

目 9 農林水産業債、節 1 農業債のうち、県営経営体育成基盤整備事業につきましては、県が行う下野地区の経営体育成基盤事業に伴う起債でございます。

以上で歳入についての説明を終わらせていただきます。

庄山裕一農業委員会事務局長

続きまして、歳出の主なものについて御説明をいたします。

決算書の173、174ページをお願いいたします。

款6農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費の主なものについて御説明をいたします。

節1報酬の農業委員等報酬は、農業委員11名分、農地利用最適化推進委員15名分、合わせて26名分の報酬でございます。

報酬額の内訳といたしましては、歳入で御説明しましたとおり、農用地を担い手に集約し 農地利用の最適化を促進するための活動実績及び成果実績に対する交付金、農地利用最適化 交付金を活動した農業委員、農地利用最適化推進委員に報酬として加算し、支出しているも のでございます。

次に、節2給料から節4共済費までは、農業委員会事務局職員5名分の給料等でございます。

次に、節8旅費の費用弁償は、農業委員、農地利用最適化推進委員の研修旅費及び定例委員会等への出席費用弁償でございます。

次に、節12委託料につきましては、現在使用しております農地情報公開システム地図の更 新作業委託料でございます。 以上で農業委員会事務局関係の説明を終わります。

楠和久農林課長

続きまして、目2農業総務費の主なものについて説明いたします。

節2給料から節4共済費までは、農林課職員13名分の給料等でございます。

175、176ページをお願いします。

節12委託料の生産組合員連絡調整等業務委託料は、生産組合長が農政関係印刷物の配布や 各種調査及び農家意向の取りまとめなどを行っていただくための委託料でございます。

次に、目3農業振興費の主なものについて説明いたします。

節18負担金、補助及び交付金のうち、備考欄1段目の鳥栖三養基有害鳥獣広域駆除対策協議会負担金は、イノシシ等の農作物の被害防止のための捕獲報償金の経費に対する負担金でございます。

次に、備考欄3段目のさが園芸生産888億円推進事業費補助金でございますが、主要施策の成果の説明書58ページをお願いいたします。

収益性の高い園芸農業を確立するため、収量、品質の向上や低コスト化、規模拡大など、 農業者が行う機械施設等の整備に対する補助金でございます。

令和3年度につきましては、イチゴの園芸ハウスをはじめとして、5件に対する補助を行っております。

決算書に戻ります。

2段下がりまして、産地生産基盤パワーアップ事業費補助金ですが、主要施策の成果の説明書59ページをお願いいたします。

産地の収益力強化に取り組むため、農業者が行う機械施設等の整備に対する補助金でございます。

令和3年度につきましては、キャベツ及びタマネギの集出荷所貯蔵施設に対する補助を行っております。

決算書に戻ります。

次の農業用機械等被災者支援事業費補助金は、令和3年8月豪雨により被災した農業用機 械の再取得及び修繕に要した費用に対する補助金でございます。

次に、備考欄最後の農業次世代人材投資資金は、50歳未満の新規就農者2名に対しての交付金でございます。

177、178ページをお願いします。

備考欄1段目の中山間地域等直接支払交付金は、山間部などの農業生産条件が不利な地域におきまして、農用地を維持管理していく活動に対する補助金でございます。

対象地域につきましては、河内町、神辺町、牛原町となっております。

次に、目5農業生産基盤整備費の主なものについて御説明いたします。

節1報酬から節4共済費につきましては、下野地区の県営経営体育成基盤整備事業の登記 事務に係る会計年度職員2名分の報酬等でございます。

備考欄中ほどになりますけれども、節14工事請負費の老朽農業用水路改修工事費は、原町、 真木町及び高田町の農業用水路の改修を行った経費でございます。

次に、節18負担金、補助及び交付金のうち、備考欄1段目のかんがい排水事業推進負担金は、県営かんがい排水事業で施工された施設の維持管理に要する経費を負担するものでございます。

次に、備考欄4段目の県営経営体育成基盤整備事業負担金でございますが、主要施策の成果の説明書60ページをお願いいたします。

下野地区の県営事業に対する負担金でございます。

令和3年度の事業費といたしましては、用排水路工事、暗渠排水工事、用地補償等となっております。

決算書179、180ページをお願いいたします。

備考欄3段目の筑後川下流用水事業負担金につきましては、水資源機構が施工いたしました佐賀揚水機場等の施設建設事業費の一部を、平成10年から令和4年までの25年間負担するものでございます。

次に、備考欄最後の多面的機能支払補助金は、農業者と地域住民等が連携して行う農地、 農業用水路等の保全、管理に係る経費を支援するため、市内13の活動組織に補助を行ったも のでございます。

続きまして、目6農地等保全管理費の主なものについて説明いたします。

節1報酬から節8旅費につきましては、河内ダムに係る会計年度任用職員1名分の報酬等 でございます。

次に、節12委託料についてですが、主要施策の成果説明書62ページをお願いいたします。 河内ダム管理費、防災重点ため池整備事業ですけれども、防災重点ため池1か所のハザー ドマップ作成を行っているほか、利用されていない2か所のため池の用途廃止を行うため、 測量設計を行っております。

決算書181、182ページをお願いします。

備考欄1段目の河内ダム施設管理委託料は、河内防災ダム事務棟の機械警備業務及びダム 管理システムの保守点検業務など、施設管理に要する経費でございます。

次に、節14工事請負費についてでございますが、先ほどの主要施策の成果の説明書62ペー

ジをお願いいたします。

ハザードマップの周知を図るための看板を18か所のため池に設置しております。

また、利用されてないため池の用途廃止を行うため、平田上ため池廃止工事を行っております。

決算書に戻ります。

次に、目7米需給調整総合対策費、節18負担金、補助及び交付金のうち、備考欄1段目の 経営所得安定対策等事業費補助金につきましては、経営所得安定対策の推進事業を行う鳥栖 市農業再生協議会への補助金でございます。

183、184ページをお願いします。

目 8 農業研修施設費、節12委託料の滞在型農園施設等指定管理料につきましては、とりご え温泉栖の宿の指定管理料の年間分の経費でございます。

主要施策の成果の説明書63ページをお願いします。

総来館者数は、お昼のカフェやランチ営業による来館者数の増加により増加しておりますが、宿泊者数は、令和2年度よりは増加しているものの、新型コロナウイルス感染症の影響がほとんどなかった令和元年度と比較いたしますと、半分程度にとどまっております。

決算書に戻ります。

次に、節14工事請負費は、ボイラー取替え工事、カーテン取替え工事、テニスコート補修 工事及び非常用設備取替え工事に要した経費でございます。

続きまして、項2林業費の主なものについて説明いたします。

目1林業総務費、節2給料から節4共済費までは、農林課職員1名分の給料等でございます。

次に、目2林業振興費、節1報酬から節4共済費につきましては、森林経営管理制度に係る会計年度任用職員1名の報酬等でございます。

次に、節11役務費の保険料につきましては、鳥栖市が保有する森林の自然災害による損害 に備えるための保険料でございます。

185、186ページをお願いします。

節24積立金の森林環境譲与税基金積立金は、森林環境譲与税を将来の適切な森林経営管理 を行う事業のため、基金に積立てを行うものでございます。

目3林道事業費、節12委託料の林道管理委託料につきましては、各林道の草刈りや倒木処理及び土砂撤去などの林道管理委託料でございます。

次に、目4治山事業費、節14工事請負費の市民の森整備工事についてでございますが、主要施策の成果説明書64ページをお願いいたします。

コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社からネーミングライツ料の一部を活用して、東側駐車場あずまや屋根修繕工事や、もみじの丘階段整備工事等の5件の工事を行っております。

ページが飛びますけれども、257、258ページをお願いします。

款11災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目1農林水産施設災害復旧費、節12委託料の測量設計委託料につきましては、令和3年8月豪雨で被災した農地、農業用施設、林道の測量設計に要した経費でございます。

節14工事請負費の災害復旧工事費につきましては、林道及び農地の災害復旧工事に要した 経費でございます。

以上で農業委員会事務局、農林課関係の説明を終わらせていただきます。

久保山日出男委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

西依義規委員

176ページの農業振興費の不用額476万2,566円ですけど、主な事業、予算に行かなかった分はどれで、どれぐらいな額でしょうか。

楠和久農林課長

不用額の内容ですけれども、主なものとしては、令和3年8月豪雨の機械の再取得、修繕に対する補助金がほとんど主なものになるんですけれども、不用額が出た理由といたしましては、大きく2点ございまして、当初、予算を計上する時点で把握していたものから、ある程度それ以降の申請を見越して、1割程度見込んでおりました。

それが実際は、その時点で把握していた分で全て把握できていたこと、あと、もともと予算計上する時点で、まだ機械が修繕で対応できるのか、買換えをしなきゃいけないのかっていうのが分からないものがございました。

ですので、一旦、買換えを前提に予算を組んでおったものがあったんですけれども、その 分が、大分修繕で済むというようなことがありましたので、金額が下がっております。

理由といたしましては、以上でございます。

西依義規委員

ということは、備考の下から4つ目の農業用機械等被災者支援事業補助金が、決算は960万円ですけど、当初は1,500万円とかそれぐらいを予定されてたということですか。

楠和久農林課長

補正の時点では、1,400万円を予算計上しておりました。

西依義規委員

ありがとうございます。

池田利幸委員

同じページ、176ページの節18負担金、補助及び交付金の説明の一番上、鳥栖三養基有害鳥 獣広域駆除対策協議会負担金なんですけど、中身を詳しく教えていただけますか。

楠和久農林課長

この協議会に対する負担金につきましては、内容については、イノシシ、アライグマについて、捕獲されたときに対する1頭幾らという報奨金が出るんですけれども、その報償金に対する分の負担金でございます。(「その中身を」と呼ぶ者あり)

負担金の中身としましては、まず、協議会に対する定額の負担金が1万円、それと、イノシシの駆除に対する分とアライグマ駆除に対する分、イノシシが459頭分、アライグマが57頭分、合わせて120万4,500円。

それと、箱わなの購入費に対する負担金がございまして、これがイノシシ用が5基、小型 獣用が8基、合わせて19万8,605円となっております。

池田利幸委員

イノシシ459頭、アライグマ57頭、それを捕るためのイノシシ用、小型用の箱わなをつくったってことなんですけど。

よく一般質問とかも出るし、やっぱり御相談を頂くイノシシの駆除、これは現状として山間部の農家の皆さん、満足いく結果が出ているんですかね。

楠和久農林課長

農作物の被害については、年々ずっと減っている傾向がございます。

ただ、ここ1年、令和2年以降、若干、また被害額が上がってきているような状況もございます。

ただ、捕獲頭数についても、年々ちょっと増えていっているような状況です。

農家の方には、当然、問合せ等、イノシシが出たということで、連絡を頂くんですが、その際には猟友会さん等々、お願いいたしまして、適宜、箱わな等の設置をしているところです。

以上です。

池田利幸委員

ありがとうざいます。

これ毎回、私が建設経済におるとき聞いてるような気がするんですけれども、要は、イノシシ、アライグマで合わせて500頭以上捕獲、で、120万円払ってるっていう部分で、これは 武雄市だったり基山町とか、さばいて販売してっていう部分があって、そうすれば、払った 分ペイできるんじゃないかなっていつも思ってて。

そういう、捕獲されたイノシシ、鳥獣っていうのの処分の現状と方向性というか、考えていることっていうのをお知らせ願えればと思うんですが。

楠和久農林課長

確かに基山町とかは、食肉用で利用されていると、そこは認識しております。

鳥栖市では、主に処分については、猟友会の構成員の方でも御自分で火葬というか、処分をする施設を持っている方がいらっしゃいます。

それ以外の方については、主に埋葬、そこの農地に埋めて処分をするというのが主なやり 方になるんですけれども、今、当然、そういった埋めるのも負担が増えてきているという、 猟友会さんの相談を受けておりますので、今、小動物については、真木町の施設で処分を行 っているんですが、同じようにイノシシについても処分をすることができないかっていうこ とを検討をしている状況です。

以上です。

池田利幸委員

今聞いた処分もそうなんですけど、処分の負担もそうなんですけど、それを基山町だったり武雄とか、処理場持ってやってるところに提携してもらって販売することによって、委託金、この払ってる120万円はペイできるんじゃないかなっていう……、逆に鳥栖市のふるさと納税でもそうですけど、そういうのに使ってる自治体もあるんですよね。

そういうふうな使い道ってするほうが命の大切さっていう部分でもいいんじゃないかなっていう部分で、お考えはどうなのかなと。

楠和久農林課長

一部、鳥栖市のほうから基山町のほうにイノシシとかを持ち込まれてるっていうのは、伺っております。

ただ、食肉用として持ち込むためには、今、時間が分かりませんけれども、何時間以内とか、そういうふうに条件がございまして、そこがなかなか難しいと伺っているところでございます。

以上です。

久保山日出男委員長

ほかに。

齊藤正治委員

関連で、うちの周りで敷地の中に毎日来るわけですよ、イノシシが、子連れで。

ということは、要するにまだ増えてるほうに走ってるというような感じがするわけですね。

だから、どこかにすみかがあって、そこにやっぱり毎日寄ってきてる、そこにすんでて回ってるっていうのが、ちょっと感じられるとばってんが、そこら辺の対策は本当にどこまで進んでるのかっていうのが、何かありますか。

楠和久農林課長

確かに、先ほども申し上げましたが、捕獲頭数が増加しているという現状もございます。 ただ、山とかのすみかで、どの程度増えてるかっていうところまでは、細かくそこまでは 把握ができていませんけれども、現状の対応といたしましては、主に出るところに箱わなを 設置して、できるだけ下のほうに下りてこないように努めているというのが現状でございま す。

齊藤正治委員

箱わなも結構何か所も置いてあるんやけど、だけどあんまりかかってないんですよね。 箱わなそのものが、大体、入り口が小さくて、本当に小さな子供しか入らんぐらいの大き さの箱わなしかないわけですよ。

だから、そういったところに入っていくのかなっていう気が、ちょっとするもんですから、 そこら辺ちょっと気をつけて見ていただきたい。

もう一つ、また別件ですけれども、184ページの滞在型農園施設の営繕工事費、この内訳ってどんなふうなんですか。

楠和久農林課長

滞在型農園施設の営繕工事費の内訳でございますけれども、まず、栖の宿のテニスコート の補修工事を行っております。

それと、非常用設備、火災警報器とか、それの取替え工事と施設内のカーテンの取替え工事、それと、温泉施設のボイラーの取替え工事、この4つを行っております。

齊藤正治委員

指定管理料がずっと上がってきて、この間、大規模改修までやって、なおかつ、こういういろんな営繕経費っていうか、工事費が上がってくるっていうことに対しては、非常に違和感が感じられるわけですね。

だから、どこに線を引いて、これからあれは、業者のあれだとか負担だとかなんとかっていうのは、もともとあったその金額に対する決め方と、今、現実的にそれが大分乖離してきて、何か全て役所が持たないかんということになってきてしまってる感じがするんですけれども。

そういったことからしてみて、将来的には栖の宿の在り方、これが検討されてないのか、 されてるのか、ちょっとお尋ねです。

楠和久農林課長

施設の修繕とか更新については、施設が出来てから約30年経過しておりまして、様々なと ころで老朽化している状況でございます。

ですので、現在行っている営繕工事につきましては、現状回復といいますか、について行っている状況です。

で、今後についてですけれども、平成29、30年度と、大規模改修を行っておりますので、 それからすると、まだ数年しかたっておりません。

現状といたしましては、できるだけ現状の使い勝手といいますか、利用していただく方が利用しやすいような形で――当然、何かが壊れたらもう施設が運営できないということもございますので、平成29年、30年度大規模改修を踏まえた運用を行っていくと考えております。

齊藤正治委員

これ、将来的なことをずっと考えて、要するにその指定管理者制度そのものがもう破綻してるんですよね、私たちの目から見れば。

だから、やっぱりもう少し、本当に指定管理者に出さないかんのかどうか、どういう運営をしていくのかっていう、そこをきちんと真剣に検討を――もう私何年もこれ申し上げておりますけれども、する必要があるんじゃなかろうかと思っておりますので、ぜひともよろしく検討していただきますよう。

野下泰弘委員

182ページの河内の河川プール管理委託料なんですけど、令和3年度は開放されてなかったと思うんですけど、どういうところにお金が使用されてるんでしょうか。

楠和久農林課長

河川プール自体は開けていなかったんですけれども、通常開けているときは、監視員さん を配置しまして、しているところでございます。

ただ、令和2年度もそうだったんですが、配置してない中でも、やはり、知らずに来られる方とかが結構いらっしゃいます。

そういった方の安全とか、いろんな、混雑というか、しないような形で、中に、プールの 水がないところに入られる方とかがいらっしゃるといけませんので、そういった方を対応し てもらうために、開けてるときほどのことではございませんが、監視員を設置している状況 です。

野下泰弘委員

そうしますと、開けているときよりも費用はもう全然抑えられた形で計上されてるってい うことですかね、これは。(発言する者あり)

久保山日出男委員長

手を挙げてから。

楠和久農林課長

草刈り等も、そこで委託を行っておるんですけれども、それについては、やはり、開けてないからといって、もうその草刈り等しないってなると、その場所が荒れてしまいますので、できるだけ毎年管理を行って、きちんと整備をしていくということで、例年に変わらないように委託を行っているところです。

以上です。

野下泰弘委員

ありがとうございます。

あともう一点なんですけれども、主要施策成果説明書の63ページの栖の宿なんですけど、 まず、この宿泊者数にキャンプ場の利用者数というのは、計上されてるんでしょうか。

楠和久農林課長

主要施策成果説明書に記載しております宿泊者数は、あくまで宿泊施設の利用者数でキャンプ場の利用者数は入っておりません。

野下泰弘委員

利用者数というのは、年々増加傾向だというふうに思うんですね。この来館者数からすると。

で、やはり、ドリンクメニューだけで昨年、令和2年度から4,000人増えたっていうのは、 ちょっと、それだけで本当にそれだけ増えるのかなっていうのが疑問でありますので、この ほかに何か増えた要因っていうのがないかというのは、ちょっとお伺いしたいなと思います。

楠和久農林課長

実際、カフェとか、一応今もランチメニューを毎月変更して、運営を行っていただいております。

それと、キャンプ場については、令和2年、令和3年とコロナの影響があったんですけれども、令和2年に比較すると、キャンプ場の利用者も1,300人程度増えておりますので、そういったものを含めて、利用者数の増となっております。

以上です。

野下泰弘委員

そうすると、効果の面での文章が、横ばいじゃなく、やはり1,300人ほどの増加っていうような文章が適当ではないかなあとは思いますが、どうですかね。

利用者数は、ほぼ横ばいというふうな記載があるんですけど。

楠和久農林課長

トータル面で横ばいというふうに書かせていただいておりますが、実際は、トータルの来 館者数につきましては、増加している状況です。

池田利幸委員

186ページ、節24積立金、森林環境譲与税基金積立金、これ、森林の意向調査をずっとやってきてもらってると思うんですけれども、今、そこの進捗状況、どこまで行っているのか教えていただいていいですか。

楠和久農林課長

森林経営管理の進捗状況ですけれども、まず、令和3年度に意向調査を行っております。 これは22班あるうちの1班について行っております。

で、今年度、令和4年度について、そこの市に委託されたいと言われた森林について、ど の程度間伐等をできるのかについての調査業務を委託して行っております。

ある程度どこを間伐するっていうのを選定して、そこの境界とかを設定するための測量業 務を来年度に予定しております。

さらに、令和6年度に測量等を基に間伐等を行う予定にしております。

それで、先ほど申し上げましたように、意向調査から間伐まで4年間のサイクルで、各22 林班をずっと順繰りに行っていく予定にしてまして、次、第2班目の意向調査を今年度行っているところです。

以上です。

池田利幸委員

意向調査自体は、毎年やっていくものなんですか。

それとも4年に一度ペースで意向調査をやっていくってことなんですか。

楠和久農林課長

意向調査については毎年行っていきます。

で、一つ一つの林班が4年サイクルで動いていきますので、その4つのサイクルが1年ず つずれていく形で各林班を行っていくという形になります。

池田利幸委員

そうしたら、22班あるってことは22年かけて意向調査をやっていきながら、するってことですかね。

楠和久農林課長

今現在の予定では、年によっては2班行ったりする年もありますので、約20年程度で、今から15年から20年ぐらいをかけて行っていく予定にしております。

小石弘和委員

184ページの役務費の保険料、281万5,254円、これ恐らく市有林の保険料だろうと思うんですよね。

そうすると、1平米当たりどのくらいの保険料かなというふうなことと、この市有林が鳥 栖市内にどこにどう、ざっくりでいいんですが、表で示していただきたいと思います。

結局、どこに市有林が何平米あるとか何百平米とか、そういうようなことで、ざっくりでいいですから、終わる前で結構でございますので、お願いをしたいと思います。

そいけん、その市有林の保険料ですたいね。

何ヘクタールで、大体、1平米当たりどのくらいかかるんだというような形で。

楠和久農林課長

保険料については、杉、ヒノキとか木の種類によって分かれております。

あと、樹齢によって分かれております。

例えば、スギでいきますと、10年の樹齢があった場合は、1~クタール当たり約7,000円の 保険料です。

このように、樹齢と種類によって、保険料が算定されるようになっております。

先ほどのは、図面とかでっていうことでよろしいですかね。

小石弘和委員

じゃあ、それを、明細を出してください。

そうすると、ざっくりどの辺にどう、どこにどうあるんだ、というようなことで結構ですから。

楠和久農林課長

分かりました。

どこまで出せるか確認させていただきますが、用意させていただきたいと思います。

西依義規委員

先ほどから栖の宿の件がちょっと出てましたんで、できましたら、令和元年、2年、3年度の全収入と支出と指定管理料とかを、表になったやつとかもしあるんであれば、見せていただいてそこから質問したいんですが。

楠和久農林課長

令和元年度からっていうことですよね。(「はい、3年間」と呼ぶ者あり) 分かりました。

江副康成委員

184ページ、同じように保険料の件で、ちょっと私もお尋ねしたいなと思ってたところだっ

たんで、保険、被保険者、保険内容、何を保険するのか及び保険給付実績、その部分を教えていただきたいなと思うんですが。

楠和久農林課長

被保険者は、鳥栖市でございます。

鳥栖市の森林、それの災害等によって木が損害を受けたとか、そういった場合に対する保険でございますけれども、すみません、こういう保険を活用した実績っていうのは、現状では、ここ数年では把握しておりません。

江副康成委員

ということは、植え替えるための費用を捻出する、そういう保険だということですか。 森林の、もともと、駅のときの事故とかそういったところのやつじゃなくて、植え替える

ための費用ってことですか。

楠和久農林課長

これは、自然災害による被害に対する保険でございます。

江副康成委員

これは、市有林のほうが一応保険対象って話なんですけれども、市有林に限らず民地も含めてカバーされてる保険もあるということですか。

民地、市有林ではなく私有林、そちらのほうの私有林のほうを対象にするような、そうい う保険があるということですか。

楠和久農林課長

森林保険については、民間とか鳥栖市とかいうふうに限られているものではございません。 市しか加入できないとか、そういったものではございません。

民間でも加入できるものでございます。

久保山日出男委員長

できたら決算書関係だけの質問でお願いいたします。

江副康成委員

分かりました。

何を言わんかというと、せっかくこういういい制度があるなら、結局、森林とかああいう ところ、災害が起きたときに災害復旧とかは時間がかかってしまうじゃないですか。

そういうときに、こういう保険があるんであれば、あまねく皆さんに周知したらいかがかなと感じました。(「昼からもしますか。いやいや、午前中で終わらんやったけん」と呼ぶ者あり)

江副康成委員

ならあと1つあるけど、昼からでよかです。

久保山日出男委員長

今の件だけ質問、答えてください。

楠和久農林課長

災害復旧、例えば、今、様々な災害が起きてますけれども、これについては、あくまで木 に対する補償なんですね、原則は。

災害の復旧というよりも、あくまで林業に対する保険というような考えになります。 以上です。

久保山日出男委員長

まだ発言はあると思いますが、午後に回したいと思いますが、それでようございましょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

じゃあ、暫時休憩します。

午前11時58分休憩

午後1時9分開会

久保山日出男委員長

再開いたします。

農林課関係及び農業委員会関係を続行いたします。

質問の前に、栖の宿の資料の配付がなされてますので、皆さんよろしくお願いいたします。

江副康成委員

次の質問に入る前に、午前中の質問の補充というか、ちょっと質問をさせていただきたい のがありまして、要はこの保険料は、土砂災害の土砂復旧とかいう話はなくても、台風、い ろんな災害の中で倒木とか、そういったときには出る保険ってことは間違いないですよね。

天災地変っていうか、そういう自然災害を含めたところも保険が出るような保険ってこと は間違いないですよね。

楠和久農林課長

この保険は火災、風害、水害とかに対する保険も対象になっております。

以上です。

江副康成委員

要は、森林の中の倒木という形で、大きな中に、いろいろ倒れたところのやつは、順次災害復旧してもいいんでしょうけれども、例えば、川だとか道だとかそういうところ、隣接したところの倒木とか、当然、民地であれば自己復旧しなくちゃいけないんだけれども、当座の資金とか、なかなか手当てがつかなくて、そのまま放置されてしまっているというケースがやっぱり多々見られるんですよ。

そういうところを防ぐためにも、そういうところに限っての、エリアを決めて保険が適用できるのかどうか分かんないですけれども、そういったところを検討して、自力で復旧しなくちゃいけないようなところの一時的な資金が、そういった保険料として入ってくるんであれば、対応はしやすくなるんじゃないかなと思うんですけれども、そういったところの進め方っていうか、持って行き方っていうのはできる保険なのかどうか、御認識をいただけますか。

楠和久農林課長

この保険は、先ほど説明しましたように、木の種類とかで決まっておりますので、すみません、詳細をそこまで把握してるわけではないんですが、あくまで林業者に対する保険というふうに認識をしております。

江副康成委員

分かりました。

今後そういった指針も含めて御検討ください。

よろしくお願いいたします。

次の質問ですけど、主要施策の62ページ、防災重点ため池整備事業、この点でございます。

これ、頭に防災という名前がついてますけれども、もともとは、東日本大震災後のため池の決壊とか、そういうところの問題があって、危険ため池の調査から始まって、ずっと順次進めていかれたところでありますけど。

今回、見てるところによると、そういう危険の除去という形で、乗目とか古野――そこは 危険ため池に入ってなかったんですけど、平田の上のほうのため池、そういったところのや つも廃止して埋め戻す、水は元の川に戻して流すというような形の防災の在り方というのは、 もう分かるし、やりやすいんだろうと思うけれども。

今言われたところの危険ため池のところ、残ってる部分、太田ため池、神山ため池、原古賀(上)、(下)ため池、養父のため池、そういったところは危険ため池というところを、何らかの形で防災重点の目的を含めて、住民の方の安心安全とかも確保するためにも整備して

いかないといけないですけれども、その残ってる部分はここには入ってませんけれども、どういうふうな進め方をされてるのかっていうのを聞きたい。

楠和久農林課長

危険ため池とかについてですけれども、令和4年度から、今、予算上げさせてもらってますけれども、耐震診断等の評価業務を令和4年度以降、複数年かけて行っていく予定にしております。

で、その診断結果でどうするっていうのは、まだはっきり決まっておりませんが、そういったものに応じて農業用ため池として残していくのか、何らかの防災調整池のような形でしていくのか、それは今後ちょっと出てくるかと思っております。

江副康成委員

ぜひ計画的に、今、対象になってるところ、今回は古野と乗目という形で、今まで危険ため池の対象になってないところも、この際、防災目的で、維持できなければ埋め合わせるというふうな方法も一つ考えられるわけだから、残すんであれば、農業ため池は治水ため池にならんとですよ、基本的には。

結局は、よくありますけど、江川ダムとかああいうところも、ある程度ためて、今後、流入量がキャパいっぱい超すというときには、事前に放流するから水位が上がると、おんなじことですよ、このため池ちっちゃくても。

そういったところを重々考えて、進めていただきたいと思いますんで、よろしくお願いします。

久保山日出男委員長

ほかに。

西依義規委員

すみません、資料の提供ありがとうございます。

今、令和元年、2年、3年度を見せていただいて、指定管理料の増減や収入支出の増減が 分かりました。

で、まず、この指定管理料の積算は、これでいう支出引く収入の残が指定管理料という考え方でよろしいですか。

楠和久農林課長

指定管理料の原則的な考え方は、結果ではなくて、毎年、過去の実績とかを勘案しまして、 指定管理料っていうのを設定をします。

で、収支はあくまで結果ですので、赤字になる場合、黒字になる場合ありますが、黒字であれば指定管理者の営業努力ということで精算は行いませんし、基本、赤字になっても黒字

になっても精算は行わないというのが原則なんですけれども、そういう形で令和元年度はそ ういった精算等は行っておりません。

ただ、令和2年度以降、新型コロナウイルスの影響があったことから、基本的にはそういった——今、補填という形でさせていただいておりますけれども、補填するっていうことは、 ちょっと本来の在り方とは違うというふうに認識しております。

西依義規委員

先ほど指定管理制度がどうかという御質問あってましたけど、その指定管理料の算出根拠は、例えば、人手が何人かかって、月給がこれぐらいでというのをずっと積み上げて、指定管理料をじゃあ1年間これぐらいで運営してくださいというふうにやるってことでいいですか。

楠和久農林課長

おっしゃるとおりです。

西依義規委員

すいません、それにしては、これ収支とほぼ同じような金額に指定管理料がなってるのは、 何か理由が……、積算がすばらしいってことですか。

楠和久農林課長

令和2年度、3年度は、実際、最初におっしゃったように収入から支出を差し引いたところの……、コロナウイルスの影響で、補填をさせてもらってますので、令和2年度、3年度については、実際、支出引く収入という形の金額になってます。

西依義規委員

では、もちろん指定管理者は、今、令和3年度でまだ決まったばっかりなんで、あと4年近くあるわけですけど、今後の、まだ先ですけど、3年後、4年後の公募、非公募とか、今の指定管理者さんへの評価、どういう評価されてるかよく分かりませんけど、しっかり指定管理をいただいているとか、いただいてないとかっていうその評価の2点についてお尋ねします。

楠和久農林課長

指定管理料につきましては、今現在コロナウイルスの影響とか、あとは、燃料の高騰とか 様々な影響があるんですけれども、そこを勘案していく必要があると考えてます。

そのためにはある程度、今現在これまで想定してなかったようなことになってますので、 一定のこれぐらいの基準っていう指定管理料が、なかなか決めにくい状況になっております。 で、今後も、燃料代が上がっている、あとは食料の資材費が上がっているという話は指定 管理者さんから伺ってますので、そういったものを今現在、資料を集めたりさせてもらって るんですけれども、そこをある程度のところで、現状でこれが妥当だろうという指定管理料を定めて、それからあとは、指定管理者さんの営業努力なりの赤字、黒字なりの評価ができるような形を、まずつくらないといけないなと考えているところです。

西依義規委員

公募、非公募については。

楠和久農林課長

公募、非公募については、当然、原則公募というふうに指定管理はなっておりますので、 原則公募というふうに考えております。

ただ、そのためにはきちんと評価できるような形で指定管理料を定めたりしていく必要が あると考えております。

西依義規委員

前から言ってましたけど、最初、補助金もらったときは農業関係だったんで、栖の宿が農 林課管轄になってると。

けど、この間、もう外れたかなんかで、例えば、目的自体がもう宿泊観光等になった場合、 例えば、商工振興課なり所管替えをする検討をしたらどうかなと思って、その辺の方針等は 前も聞いたと思うんですが。

部長、何か新しい進展があれば教えていただきたいと思いますけど。

宮原信経済部長兼上下水道局長

西依委員おっしゃったように、施設を統合したときに、若干、目的を変えておりますが、 今のところ、具体的に今おっしゃったように、商工ですとか観光に重きを置くとかそういう ことでの検討は行っておりません。

もちろん、あちらのほうには観光農園等もありまして、農業と親しむような施設も一緒に 運用していただいておりますし、山と親しんでいただくとか、河内河川ダムを農林課で所管 しておりますし、その辺りは今のところ農林課の所管ということで、経済部の中では考えて おりますけれども、現在、観光に特化したということ、商工ということで今のところ考えて はおりません。

以上です。

西依義規委員

農林課さんは、多分、来客者数が増えた減ったって別に関係ないですよね。

多分、農林課の本来の目的からすると。

例えば、それが商工振興課とか観光やったら、増えた増えたで、要は課の目的と事業の目的が合致するんで、ぜひ、また言いますけど、再度検討をお願いします。

以上です。

久保山日出男委員長

要望ですね。

西依義規委員

はい。

小石弘和委員

この指定管理って、これ今、現状として非常に不安定なんですよね。

4年ぐらい前も3年ぐらい前にも相当なお金を突っ込んでるわけ、指定管理料。

先ほど齊藤委員のほうから質問がありよったんですけど、滞在型農園施設営繕工事費、これも900万円ぐらい。

こういうふうな金が相当出ていってるわけですよね。

そいけんもう、四、五年前やったですかね、いろいろこの点に関して議論があって、売却 したらというふうな意見も、私もう出してるわけです。

委員会でもそういうふうな話が相当出てるわけですよね。

これ、指定管理した意味合いが全くないと思うんですよ。

半額っていうふうな形で、もうここまで来たら、もう不安定な、こういうふうな管理じゃなくても、売却したら、指定管理をやめたらどうかと私は思うんですけどね。

そういう意見を、4年前、5年前、ずーっと委員会では、この指定管理料で、ずっと問題 になってきてるわけですよ。

指定管理料にしてでも莫大な金がかかっているわけですよ。

それで、幾ら今度かかるか分からないんですよ、もう。

そいけん、そういうのは検討されないでしょうかね。

楠和久農林課長

おっしゃるように、平成29、30年と大規模改修の予算化されるときに、そういった議論が されているものと認識はしております。

で、河内地域の振興等を図るということで一旦改修をしておりますので、その形に沿って現状は運営をしておるんですけれども、確かに、営繕工事費とか維持管理にかかる費用、老朽化をしていきますので、かかってくるとは思うんですけれども、まだ大規模改修をして数年しかたっておりませんので、遠い将来は分かりませんが、現状ではこの運用をしていくようになると考えております。

以上です。

小石弘和委員

いや、そいけん私の意見として、結局、これは幾らかかるか分からんですよ、莫大な。 今度、結局、老朽化するなら老朽化するでまた金がかかるわけ。

そういうことを考えたら、ほんなことマイナスの施設なんですよ。

そいけん、もう結論とすれば、そういうような話はもう四、五年前から出てるんですよ、 これ。

河内はそんなの関係なかっていう話をしてますよ。

あなたたちは、河内町がどうだとこうだと言うけど。

27世帯ぐらいの世帯では、そんな気持ち持ってる方は1人もいらっしゃらないんですよ。 あれがあるからこういう便利があると。

風の見える橋といっちょん変わらんとですよ。

そういうことで、検討をお願いします。

久保山日出男委員長

ほかに。

池田利幸委員

すいません、これ、原則指定管理、公募していくっていうお答えをされた部分で、1点お 伺いしたいんですけど。

基本的に、今の栖の宿の敷地内、建物含めて敷地内、これの中にある物件、物品というのは、所有はどこになるのか。

公募して、指定管理者が変わったときは、その荷物等どうなるのか。

そこが見えないと、公募します、指定管理者入札しますって、本当にできるのかっていう 部分がどうなのか。

楠和久農林課長

栖の宿の施設の設備等の財産ですけれども、基本的には鳥栖市に所属するものです。

ただ、一部、食器とか消耗品類については、財産管理とかいうことではなくて、実際、今の指定管理者さんが指定管理者になられたときに調達された分もございますので、そういったものについては、鳥栖市の財産ではないと認識しております。

池田利幸委員

食器とかはもちろんそうなんでしょうけど、食器だけじゃなく、市の財産になってなくて、個人の財産があるんじゃないかなと思いますけれども、基本的に指定管理を長く続けていけば続けていくほど、そういう部分が多く出てくる、それがどこででもやっぱり問題になってる話であって、指定管理公募しますって、ずっともう公言されているならば、指定管理の公募ができる状況にきちんと持っていかないと無理だと思うんです。

実際に、食器とか以外で、建物として、まだ市所有になってない部分がありますよね。

楠和久農林課長

これまで、施設の設備についても、指定管理者さん御自身で設置されたものがございました。

それについては、数年前に一旦整理をさせていただきまして、一部については鳥栖市が買い取ったりすることで、鳥栖市の財産に所属をさせていただいております。

基本的に今後も、消耗品等以外については鳥栖市が調達するという形で、指定管理者さんが何かこういうのが欲しいという場合もきちんと協議をして、できるだけ鳥栖市の財産として管理するような形で進めていきたいと考えております。

江副康成委員

関連でこの指定管理のところをちょっと聞かせてもらいたいんですけれども、当初からも う売却とかそういう話があったのは存じ上げてるけれども、その中で補助金……、築30年た ってるけれども、大規模改修もあったかもしれない。

補助金の関係で、なかなかそうも行かないんだというような話が今まであったと思うんで すけれども、補助金の整理みたいなやつはできるんですか。

楠和久農林課長

当時建設したときの補助金ということでいいですかね。

それぞれ、今統合しておりますけれども、地域休養施設と滞在型農園施設と、それぞれ補助を受けて建設をしております。

で、それぞれ、年数が今申し上げられませんが、長期財産の処分ということで、もう財産 処分の手続をしております。

で、先ほどもちらっと出ましたけれども、当初の目的以外で、もう自由にというか、使う ことができるという処理をしてますので、補助金の返還とかそういったものは、当初の分に 関しては発生しないものとなっております。

江副康成委員

今の御答弁からすると、私も以前っていうか、いつか言ったんですけれども、農林課の所管にふさわしいんだろうかと、商工振興課だろうという話をしてたんですけど、そういう補助金の目的からしても、じゃあ、所管が農林課じゃなくてもいいということでよろしいんですね。

楠和久農林課長

いいかどうかはあれですけれども、当初の農村と都市の交流とかいう目的からは、確かに 外れた利用ということにはなっております。 以上です。

齊藤正治委員

議論はいろいろあって、何回も何回も同じような答弁の繰り返ししかないわけですね。

だから、これ専門の特別委員会か何かつくって、もう少し議論を深めて、本当にどういう 方向がいいのかっていうのを出していったほうがいいんじゃなかろうかなという気がいたし ますけれども、執行部はどのようにお考えなんですか。

楠和久農林課長

すみません、今そこまでは申し合わせておりませんが、庁内協議等も必要になってくると 思いますので、そこも含めて検討はさせていただきたいと思います。

齊藤正治委員

その結論はいつ出ますかね。

楠和久農林課長

すみません、そこは、今、申し上げられるものは持ち合わせておりません。

齊藤正治委員

委員長、これ、もう少し話を深めていかにゃいかんだろうし、将来的なこともありますんで、やっぱり、検討委員会じゃないけど、今のメンバーで、やっぱりそういうものをつくる必要が、そして将来にわたってどうしたらいいかと検討していくと。

とは思いますけれども、皆さん方ちょっと御意見いただけないですか。

久保山日出男委員長

私、ちょっと申し上げますと、実は私が担当でした。

この件につきましては、担当係長で、建物建てまして、ふるさと創生事業の1億円のお金の関係で、掘り上げて出てきたもんで、それからやりました。

それから、次の宿泊施設をするに当たっては、滞在型って農園を借りて、農園を作りに来て、泊まることの施設ということで滞在型農園、本来は社会教育センターということで萬歳寺の上にありました。

あれをちょっとすり変えた形ですね、実際補助金を頂くためには、そういう工夫のもとで やってきております。

だから、田んぼを3坪以上ぐらい貸し付けて、皆さん、農家から借りて始めたいきさつが あります。

それがなぜかというと、宿泊が伴わんと意味がないだろうと、温泉みたいに。

だから、それはへ理屈みたいな結果になったような感じもありますけれども、そういった いきさつがあります。 先ほど来、担当課も、当然、もうそうなってくるといろんな関係で商工振興課あたりに変わったほうがいいのかなと、効果等いろんな面が審議されやすいなと思っております、確かに。

だから、それについても委員会からというよりも、まず委員からこれだけの意見が出てますので、その辺のところを、部長も少し、本当に真剣に取り組んでいただいて、先ほど来、各委員のおっしゃってる要望を聞いておると、どうしても、やっぱりこのままで継続していくというのは困難かというところが、みんな心配されているようでございますので、ぜひともそれを酌んでいただいて、早期に解決する方策をつくっていただければと、私のほうはそのように要望しておきます。

ほかに。

西依義規委員

先ほどの齊藤委員の在り方の検討会を立ち上げる上で、ちょっと1個確認をしたいんですけど、小石委員がおっしゃったような、その払下げなり売却っていうのは、指定管理期間途中でも可能なのか、それとも、これは5年間終わらんと駄目なのかという、契約上は。

楠和久農林課長

現状、5年間の契約をしておりますので、できないとは思いますが、そこがどういう条文になってるかはっきりは確認できませんけれども。

基本的には、当然、5年間契約をさせていただいておりますので、難しいものと考えております。

西依義規委員

もう一つ、こういう公共施設を民間なりに払い下げる上で、例えば、こういうことはいいですよ、こういうことは駄目ですよ、何でも払い下げていいかどうか分かんないですけど、例えば、何年間は駄目ですよとか、そういった規則か何かあるんですか。

楠和久農林課長

通常は、補助金等交付を受けた場合に、何年間処分してはいけないというのがございます ので、先ほど申し上げましたように、その点に関してはもうないということですね。

それ以外に、今思いつかないんですが、現状ではそういった処分制限期間みたいなものはないものと認識してます。

西依義規委員

分かりました。

久保山日出男委員長

ほかに。

[「なし」と呼ぶ者あり]

それでは、ないようでございますので、農林課及び農業委員会事務局関係議案の質疑を終わります。

次に、商工振興課関係議案の審査に入りますので、準備のため暫時休憩いたします。

午後 1 時37分休憩

∞

午後1時44分開会

久保山日出男委員長

再開いたします。

∞

商工振興課

議案乙第28号令和3年度鳥栖市一般会計決算認定について

久保山日出男委員長

これより商工振興課関係議案の審査を始めます。

初めに、議案乙第28号令和3年度鳥栖市一般会計決算認定についてを議題といたします。 執行部の説明を求めます。

宮原信経済部長兼上下水道局長

経済部のうち、商工振興課分の決算概要について御説明いたします。

令和3年度の事務執行に際しての商工振興課職員は、10名で事務の執行に当たってまいりました。

まず、一般会計でございます。

労働費は予算現額8,829万1,000円、支出済額8,813万3,183円、不用額15万7,817円で、執行率は99.8%でございます。

次に、商工費につきましては、予算現額10億9,444万1,000円、支出済額9億1,824万7,450

円、翌年度繰越額 1 億2,988万9,000円、不用額4,630万4,550円で、執行率は83.9%となって おります。

次に、産業団地造成特別会計でございます。

こちらは、予算現額7,082万2,000円、支出済額3,595万8,827円、不用額3,486万3,173円、 執行率は50.8%となっております。

令和3年度に取り組みました主な事業といたしましては、創業支援事業、企業立地奨励金の交付のほか、新型コロナウイルス感染症に係る事業者支援として、市内の中小事業者への応援金の給付、事業者3密対策支援事業など、また、市内の経済の回復に向けた消費喚起を図るための応援クーポン券発行事業などを行い、それぞれ成果を上げてきたところでございます。

事業の主な内容につきましては、担当課長から御説明を申し上げますので、よろしく御審 議賜りますようお願い申し上げまして、概要説明とさせていただきます。

久保山日出男委員長

執行部の説明を求めます。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

それでは、令和3年度一般会計決算、商工振興課関係分の主なものについて御説明をいた します。

なお、決算書に記載の金額につきましては、省略させていただきますのでよろしくお願い いたします。

それでは、決算書69、70ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

真ん中から下ほどですけれども、目7商工費県補助金につきましては、(仮称) 味坂スマートインターチェンジ周辺の産業団地検討調査に係る県補助金でございます。

次に、77、78ページをお願いします。

款22諸収入、項3貸付金元利収入についてでございますが、制度融資といたしまして、各金融機関に預託しておりました元金等でございます。

続きまして、歳出の主なものについて御説明をいたします。

決算書171、172ページでございます。

款 5 労働費、節20貸付金についてでございますが、勤労者福利厚生資金貸付預託金及び労働金庫融資預託金といたしまして、労働金庫へ預託をしたものでございます。

185、186ページをお願いいたします。

下のほうでございますけれども、款7商工費、目1商工総務費、節2給料から、ページめ

くっていただきまして、次のページ、上のほうですけれども、節4共済費までに関しましては、経済部長、それと商工振興課職員、合わせて11名分の人件費でございます。

目 2 商工業振興費、節 7 報償費に関してでございますが、第 3 次佐賀型中小事業者鳥栖市 応援金についてでございますけれども、主要施策の成果65ページをお願いをいたします。

佐賀県の第3次佐賀型中小事業者応援金の交付を受けた市内の事業者の方に対しまして、 法人8万円、個人6万円を給付したものでございます。

給付件数は535件、給付金額は3,600万円、内訳はそれぞれ記載のとおりでございございます。

次に、"佐賀支え愛" 感染対策認証店鳥栖市支援金についてでございますが、主要施策の成果66ページを御覧ください。

市内の"佐賀支え愛"感染対策の認証店に対しまして、5万円を給付したものでございます。

給付件数は238件、給付金額は1,190万円でございます。

決算書のほうに戻っていただきまして、189、190ページをお願いをいたします。

備考欄の一番上の創業支援相談業務委託料に関しましてでございますが、主要施策の成果 67ページでございます。

創業者支援といたしまして、佐賀県中小企業診断協会に委託して事業を行っております。 サンメッセ鳥栖の1階に開設をしておりまして、創業希望者の方や、創業後間もない方な どへの支援を行っております。

令和3年度の相談件数399件、その他各種セミナー等を開催をしております。

決算書のほうに戻っていただきまして、先ほどの創業支援の下、産業団地検討調査委託料に関しましてでございますが、歳入で御説明いたしましたけれども、佐賀県の補助金を活用いたしまして、(仮称) 味坂スマートインターチェンジ周辺の産業団地の検討調査を行ったものでございます。

次に、節18負担金、補助及び交付金、備考欄上から4つ目でございますが、企業立地奨励 金について申し上げます。

主要施策の成果68ページをお願いいたします。

本市と進出協定を締結いたしました事業所の新設や増設、それに対しまして3年間企業立 地奨励金を交付しております。

令和3年度は御覧のとおり5社の実績となっております。

交付年数に関しましてでございますが、上から順に、三井住友が3年目、アイリスオーヤマが2年目、大石ホールディングス、大石膏盛堂、東洋新薬は1年目となっております。

なお、決算書との差額が1,620万円ございますけれども、これについては別途提出しております委員会参考資料2ページに記載をしております。

これは、雇用奨励金といたしまして、新たに市民を雇用した企業に対しまして、雇用奨励金を出しておりますが、新規の正規雇用職員1名につき20万円交付するものでございます。

令和3年度は、大石ホールディングス、3名雇用、大石膏盛堂、22名雇用、東洋新薬、56 名雇用、合わせまして81名の市民の新規雇用に対しまして交付をしたものでございます。

決算書のほうに戻っていただきまして、企業立地奨励金の3つ下でございますけれども、 応援クーポン券発行事業に関しましてでございますが、主要施策の成果69ページでございま す。

クーポン券事業の、これは第2段になりますけれども、市内の店舗等で使用できるクーポン券を配布したものでございます。

全市民に1人当たり500円券を4枚、市内宿泊者に1人当たり500円券を2枚、児童扶養手当対象児童及び就学援助対象児童につきましては、さらに1人当たり2,000円分を追加で配付をいたしております。

クーポン券の使用期間でございますけれども、令和3年6月から12月末日といたしております。

換金率は88.2%、参考までに第1回目のときは85.1%でございました。

今、第2回目につきましては、換金率88.2%でございます。

決算書に戻っていただきまして、応援券の3つ下でございますけれども、事業者3密対策 支援事業に関しましてでございますが、主要施策の成果70ページでございます。

市内の事業者が新たに取り組みます、3密対策などを支援するものでございます。

補助対象、経費の5分の4、上限8万円を補助するものでございます。

補助件数は317件となっております。

決算書のほうに戻っていただきまして、節20貸付金につきましてでございますが、市内の中小企業の経営安定を図るため、市小口資金制度融資などの原資として、佐賀東信用組合をはじめ、決算書の191、192ページでございますけれども、市内の金融機関及び商工中金に預託したものでございます。

その2つ下、節27繰出金につきましては、産業団地造成特別会計への繰出金でございます。 次に、目3観光費、節14工事請負費につきましてでございますが、主なものといたしまして、御手洗の滝の倉庫の解体設置工事、それと、御手洗の滝の手前にございますけれども、 とんぼ公園の池のしゅんせつ工事が主なものとなっております。

その下の節16公有財産購入費につきましては、四阿屋周辺整備事業に係る基金用地の買戻

しと駐車場拡張用地の購入でございます。

次のページ、193、194ページをお願いいたします。

上から4つ目でございますが、観光コンベンション事業補助金に関しましては、鳥栖観光 コンベンション協会への事業運営補助金として交付したものでございます。

それと、コロナの臨時交付金の活用に当たりまして、以前、決算の委員会の際に、決算書では事業の全体が分かりにくいということで、追加で参考資料をということで求められた経過がございましたので、今回おつくりをしております。

先ほど雇用奨励金というものを見ていただいた参考資料がございますけれども、それの3ページ、よろしいでしょうか。

3ページが、第3次佐賀型中小事業者鳥栖市応援金給付事業の決算についてっていうものでございますけれども、支出といたしまして、会計年度任用職員を1名雇用しておりました。

その者の人件費、それと報償費といたしまして3,600万円、この内訳が法人195件、個人340件、合わせまして535件となっております。

あとは需用費、役務費でございます。

資料の次のページ、4ページでございます。

"佐賀支え愛"のほうの決算でございますけれども、支出といたしましては報償費が主な ものでございまして、1,190万円、238件の給付となっております。

それと郵便料でございます。

ページめくっていただきまして5ページ、応援クーポン券でございますけれども、こちらのほうにつきましては、商工会議所とつくっております緊急経済対策事業運営協議会というところに補助金を出して、支出を行っております。

その内訳といたしましては、支出でございますが、換金原資、ちなみに換金率は、先ほど 申し上げましたけれども88.2%でございました。

それから需用費、役務費、委託料と、御覧のとおりとなっております。

ページめくっていただきまして、事業者3密対策支援事業の決算でございますが、これはもうシンプルな歳入、歳出でございますけれども、317件の交付というふうになっております。 最後、7ページ、プレミアム付商品券事業が年度をまたいで実施をしておりまして、これは令和3年度に係る金額でございます。

補助金を緊急経済対策事業運営協議会のほうに補助しまして、支出といたしましては、役務費、それから委託料、内訳は御覧のとおりとなっております。

以上、説明を終わります。

久保山日出男委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

池田利幸委員

190ページ、備考の上から2番目です。

産業団地検討調査委託料、これは味坂スマートインター周辺の調査っていうことですけど、 結局、調査を行って、結果として、その調査結果ってどういうふうになってるんですか。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

6月の委員会の際にも御説明をいたしましたけれども、結果といたしましては、今、アクセス道路が、県道が味坂スマートインターチェンジに向けて整備をされておりますけれども、その北側、約35へクタールほどの広さになりますが、検討調査の結果といたしましては、その35へクタールについて、簡単に申し上げますと、適地であるというふうな調査結果となっておりました。

池田利幸委員

すいません、これちょっと質問から外れたらごめんなさい、その調査結果を基にして今地 区計画を都市計画課がつくって計画している分、あれとリンクして反映されてるものなんで すか。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

検討調査の打合せ等には都市計画課も入っていただきまして、実際、打合せ等を行って、 調査を行ってまいっております。

ですので、都市計画課が作成をするであろう地区計画との整合は取れていると認識をしております。

齊藤正治委員

今のに関連してですけれども、90~クタールの構想っていうか……、あったですよね。 それは結果的に言うと、そこまでは面積的にいかないというようなことになるんですか。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

おっしゃられるとおり、総合政策課で作成をいたしました土地利用構想、これについては 産業団地部分90~クタールということで、先ほど県道から北側が35~クタールと申しました が、その南側も含めて合わせて90~クタールで構想をつくっておりましたけれども。

検討調査をコンサル担当会社に委託をして行った結果としましては、事業の推進の年数といいますか、速度等を勘案した結果、35ヘクタールが適切ではなかろうかという調査結果になっております。

ただ、35へクタールありきっていうことで、それが適切かどうかっていうのは、今、併せてサウンディング調査なるものを事業者に対して行っておりまして、そういったもろもろを

合わせて、今後また決めていきたいと考えております。

齊藤正治委員

というのは、要するにもっと南のほうに、水屋地区に、国道3号バイパスが鳥栖久留米道路を入ってくるわけじゃないですか。

そうしたら必然的にあの間っていうのは、そういった可能性が非常に高くなってくる、それとも、水のハザードマップで規制されてるから、もうあそこまでしか駄目なんですよっていうことなのか、それはどうですか。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

先ほど申し上げた、35ヘクタールが適切ではなかろうかという調査結果に関しましては、 齊藤議員がおっしゃられるとおり、ハザードマップの浸水想定のリスク、そういったものも 加味して反映をされたものとなっております。

しかし、産業団地につきましては、ハザードマップの深度というか、深さに関して、今のところは規制がなされておりませんので、住宅系は駄目ということで聞いておるんですけれども、産業団地については、そういったことはないというふうに都市計画課のほうから伺っておりますので、その35へクタールが適地だとされた根拠の一つには、おっしゃられるとおり、ハザードの影響があったものと思われます。

齊藤正治委員

35へクタールはいいんですけれども、将来的にわたって、じゃあ、そこでもう鳥栖市は団 地になる可能性っていうのは、その周辺はもうできないのかどうかですたいね。

それについては、どういうふうな見解を持っているんですか。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

その辺りも含めて民間事業者のほうに聞き取りを現在行っておりまして、そこの開発の可能性も含めて検討を行ってまいりたいと思います。

齊藤正治委員

民間業者っていうのは分かるんですけれども、ただやっぱりこれ、もしハザード関連で規制されてるとすれば、相当な経費が、要するに盛土も含めて、排水の問題も含めて、かかってくると思うんですね。

だから、ただ単に行政そのものが、それを自分のところの力ではやれずに民間の力を借りて、それ両方あるでしょうけれども、だけど、そういったものを主体的に、もうその可能性としては薄くなっていくのが、先ほどのあれが、サウンディング調査って言われるけど、決してそうばっかりじゃなかったんじゃないかなというような気がしますけど。

だから、もうちょっと主体的に行政が商工、産業、鳥栖市の発展を考えたところで、もう

その地域は大変厳しいですねっていう話なのか、それとも、もうちょっとこういうふうにすれば、もうちょっとできますよっていう話なのか。

それをサウンディングっておっしゃってるんでしょうけれども、そればっかりじゃないん じゃないのかなっていうような気がしますけど、いかがですか。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

そればっかりじゃないと思っておりますけれども、今、企業の引き合い等がいろいろ来ますけれども、そういったときに、やっぱりハザードマップっていうのは一つの目安にされてありまして、企業側のBCPの対応として非常に気にされるところがございます。

ですので、そういったリスクがあるところについては、傾向的には非常に敬遠されるというか、リスクが高いというふうに思われているところはございますもんですから、先ほどサウンディング調査とかは申し上げましたけれども、おっしゃられるとおり、主体的にどこまでが適切なのかっていうのは、今後判断してまいりたいと思っております。

江副康成委員

まず、この調査検討業務から。

これはどちらに委託されたんですか。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

パシフィックコンサルタンツでございます。

江副康成委員

6月のときにちょっと御報告受けたときに、結局、造成高が1から1.5メートルということで、ハザードマップからすると3から5メートルのところなんだけれども、過去5年間浸水歴がないことからその造成高が最適だという形の御提案があって、そのときには、鳥栖市の次期ごみ処理施設のときの議論だとか、そういったところからすると、このままで大丈夫かなという、ちょっと心配のお話をさせてもらったと思うんですけれども。

パシフィックコンサルタンツがこの1から1.5メートルが最適だと言った根拠みたいなと ころは、そのハザードマップとの関連性、何かそういったところは御説明か何かあってるん ですか。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

実際、ハザードマップを超える盛り土、そういったものについてもパターンとしては検討 を行っております。

ただ、そうなった場合に、事業費が高騰いたしまして、そういったバランスを考慮した場合に、1.1メーターから1.5メーターが適切であろう盛土高っていうのを示されてあります。

ですので、浸水対策については、進出企業のほう……、仮にそこが産業団地になったと、

盛土高も決まってませんけど、仮に1.5メーターだったとした場合に、浸水対策については、 進出される企業側である程度実施していただくことも条件になってくるのかなというふうに 思っております。

江副康成委員

今回、新産業集積エリア、アサヒビールさんが来ていただいて、非常にありがたいなと思ってるんですけれども。

実際、造成するときには、思ったよりも造成高を高めないような形でやられるという―― アサヒビールさんって全国にいろいろ持っておられる方で、そういう判断をされたと。

そういうことからすると、我々の、議会の中の委員会、あるいは議会の中で、次期ごみ処理施設のときには、ハザードマップが5メートル超したら5メートル以上のところの造成とか、そういうところ、すぐ行きがちなんですけど、何かもっと、ただそこだけじゃなくて、トータル的にもう考えないといけないんだよというようなところを、ぜひ、我々にも分かるような形で、また納得された形で、そういう説明を受けられたんでしょうから。

そんなところは、今言われたのがそういう話かもしれませんけど、分かりやすく教えてい ただければなと思います。

というのは、佐賀のほうにごみ処理施設あるじゃないですか。

ああいうところも、広大な面積をそれなりに上げてるから、周りのところが水が押し寄せて、その問題で今結構大変なんですね、向こうは。

だから鳥栖市も、今後そういうところの事業化をずっと図るときに、どこが適当なのかということを配慮して、考えて、どういう形の造成をすべきなのかというところは、ぜひこのパシフィックコンサルタンツが入ったところの議論をもっと――今ちょっとかいつまんで御説明いただきましたけれども、もうぜひ、何かの機会にはお願いしたいなと思います。そういうことでございます。

そういうふうに、今言われたところの、どういった形でその高さを持っていくのかというところの、分かりやすい説明を、今後、今日はいいですけれども、何か資料とか分かりやすく提示いただければありがたいなと思うところでございます。

久保山日出男委員長

意見ですね。

江副康成委員

はい。

久保山日出男委員長

ほかに。

西依義規委員

今後の進出も含めて、私ちょっと、この企業立地奨励金という事業そのものの効果を疑問 視してるんですよ。

例えば、アサヒビールさんがこの企業立地奨励金があったから進出したのか、進出してたまたまおたくの自治体はそんなのがありますよねって言ったのか、それが私はどう見たって後者のような気がするんですよ。

企業立地奨励金を持ってる自治体を検索して、これがある自治体を支援しましょうってい うふうにはなってないと思うんですが、そういうと結局、せっかく頂こうとしとった固定資 産税も、3年分になるんで。

今後、また味坂周辺にするときに、それぐらい引き合いがあるなら、もう例えば、こういう工業団地があまり来ないような自治体がやってるようなこの企業立地奨励金を、廃止したほうがいいんじゃないかと思いますけど、それについていかがですか。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

企業立地奨励金については、県内の主な市町ですけれども、やっておりまして、5年間の バックといいますか、で、5年間免除の10年間、大体やってるところが多くございます。

で、本市は、強みとして、交通の要衝という強みがございますので、3年間キャッシュバックという形を取っておるんですが、逆に競争相手は県内ではなくて、小郡市や筑紫野市や 久留米市なんです。

で、そちらが3年でやられてありまして、競合した場合に、やはり、アサヒビールさんも しかりなんですけど、引き合いが来たときには、こういう制度がございますということで、 一通りどこの企業さんにも説明をする中に、こういう優遇制度がありますということで説明 をいたしますので、これをやめると、県内は別ですが、筑紫野や小郡や久留米に、ちょっと 負けていくんじゃないかなっていうふうに思います。

以上です。

西依義規委員

担当の次長がそういう弱気な……、新産業集積エリアは分かります。

そういうのがあって、整地して、不安だったんで……、けど今度の味坂の、要は九州のど 真ん中の、もう、まあまあないい場所、プラス、鳥栖というブランドがついて、企業立地奨 励金に頼らざるを得んっていうそのお考えが……、いや、企業立地、その10年を今3年にさ れたでしょう、3年を1年にすることもできるでしょう、減らしたんだから。

3年を、まあゼロとは言わんけど、もうちょっと。

結局、取れる税金を取らんようにしてるんですよ。収入を、税収を。

その担当課の考え方次第で――もちろん、一か八かかもしれんですよ。

けどあそこが、小郡だけどんどんどんどん売れて鳥栖市が空という、この企業立地奨励金があるかなしで変わるととても思えんですけど、3年を1年に減らすという、でも、戦えんですか。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

もちろん、制度の改正とかについては、オフィスについて新しく新設したりとか、状況に 応じて変えていっておりますので、今のところ3年が適切というふうに判断をしております が、言われるように、いや、なくても勝つんだということであれば、変えていくんだろうと いうふうには思いますが、今のところは予定はございませんけれども、状況を見てそういっ た変更もあり得ると思っております。

西依義規委員

じゃあ、その企業立地奨励金の関連で雇用奨励金の決算を出していただいてるじゃないで すか。

先ほど説明で正規社員の市民を新たにっておっしゃったんですけど、本当に正規社員ですか、これ。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

正規社員でございます。

西依義規委員

正規社員の定義はどういう定義ですか。

香月啓介商工振興課企業立地係長兼新産業集積エリア事業推進室新産業集積エリア事業推進 係担当係長

正規社員の定義につきましては、まず雇用保険に入られてらっしゃること、それから、期間の定めがない従業員でいらっしゃること、というのが直接雇用されてらっしゃる方ってい うのが条件になっています。

西依義規委員

多分、今パートタイムでも期間の定めがない方いらっしゃいますよね。

その方は、通常は非正規というんですよ、そういう人たちは。

けど、鳥栖市の考え方は正規っていうことでいいですか。

直接雇用のパートタイムで、期間の定めがない方、契約社員は期間の定めがありますよね。 ただ、パートタイムで期間の定めのない方、多分いらっしゃると思うんですけど、いらっ しゃらないですかね。

そこは入ってないですか。

香月啓介商工振興課企業立地係長兼新産業集積エリア事業推進室新産業集積エリア事業推進 係担当係長

パートタイムの方は含めておりません。

西依義規委員

ということは、月の労働時間とか、年間とかで縛られ……、もう例えば、月30万円稼ぐ人もおるし、15万円稼ぐ人もおるんですけど、そういったところは、まあまあこんなに雇って、いまだに雇用されてるのかってちょっと疑問なんで、本当にこれ、途中辞めた場合は返さなくていいんですかね。

香月啓介商工振興課企業立地係長兼新産業集積エリア事業推進室新産業集積エリア事業推進 係担当係長

申請日の時点で雇用されている方が条件になっております。

西依義規委員

じゃあ、4月に開業しました、5月1日に申請しますと、その時点でいればいいということですかね、後は辞めても。

香月啓介商工振興課企業立地係長兼新産業集積エリア事業推進室新産業集積エリア事業推進 係担当係長

まず、操業開始から1年経過した後になるんですけれども、その時点で、それから申請日まで勤めてらっしゃるっていう方で確認をしておりますので、それ以降についてはそこまでの確認を行っておりませんけれども、その時点でって、どこかの時点でってやっぱり区切らなきゃいけないと思いますので、申請時点でお勤めかっていうところで確認をしております。

西依義規委員

じゃあ、1年間正社員で雇ったら20万円を奨励しますという制度ということですか。

香月啓介商工振興課企業立地係長兼新産業集積エリア事業推進室新産業集積エリア事業推進 係担当係長

そうですね、1年間ということではないんですけれども、その期間に操業開始……、頭でいきますと、まず進出協定というのを結ぶんですけれども、進出協定から操業していただく、操業していただいて1年経過する、で、その間に新しく雇った方になりますので、期間は、もう長く雇ってある方もいらっしゃれば、その申請の直前に雇われた方っていうのも、実際いらっしゃるかなというふうに思います。

池田利幸委員

190ページの節18負担金、補助及び交付金なんですけれども、これ不用額がまあまあな金額、3,900万円ほど出ております。

横に書いてある備考の対象も多いんでしょうけれども、まあまあな額だと思うんですけど、 これの要因、原因っていうのは何になるんですか。

樋本太郎商工振興課長補佐兼商工観光労政係長

委員の御質問にお答えいたします。

こちらの不用額約3,900万円の内訳でございます。

こちらの主なものにつきましては、応援クーポン券発行事業補助金の約2,300万円の減、それから、事業者3密対策支援事業補助金の約1,580万円が主なものでございます。

応援クーポン券発行事業につきましては、先ほど古沢のほうから御説明をいたしましたが、88%の換金率でございまして、約12%、2,000万円超の換金原資の不用額が出たことが主な要因でございます。

事業者3密対策支援事業につきましては、令和2年度の繰越予算834万円で当初事業を進めておりましたけれども、予算が不足いたしたため、12月議会で2,800万円を補正させていただいております。

当時の見込みといたしましては、昨年度申請された方208件に加え、当時の申請状況を見ますと、6割程度新規申請の方がいらっしゃいましたもんですから、そちらについて見越して、合わせて520件と見込んでおったんですけれども、結果として317件の申請にとどまったというところで、過剰に見込み過ぎたというところが要因になっております。

以上でございます。

久保山日出男委員長

よろしいですか。

ほかに。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ないようでございますので、それでは本案に対する質疑を終わります。

 ∞

議案乙第31号令和3年度鳥栖市産業団地造成特別会計決算認定について

久保山日出男委員長

続きまして、議案乙第31号令和3年度鳥栖市産業団地造成特別会計決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

令和3年度産業団地造成特別会計の主なものについて御説明をいたします。

決算書に記載の金額につきましては、省略いたしますのでよろしくお願いいたします。

それでは、決算書309、310ページ、まず、歳入でございます。

款1県支出金についてでございますが、新産業集積エリア整備事業に伴います佐賀県の負担金でございます。

款2繰入金につきましては、一般会計からの繰入金でございます。

款5市債につきましては、新産業集積エリア整備事業に係る起債でございます。

次のページめくっていただきまして、311、312ページをお願いをいたします。

歳出でございます。

新産業集積エリア整備事業におけます、令和3年度の主な事業内容といたしましては、調整池の検証、それから草刈り、用地購入及び補償となっております。

まず、節12委託料に関しましてでございますが、整備を計画しております調整池につきまして、昨年8月豪雨を基に検証を行ったものでございます。

次に、草刈り委託料につきましてでございますけれども、令和3年度は草刈りを2回実施 いたしております。

1回目は、昨年の8月に近隣から要望がございました事業用地の一部の草刈りを、随意契約により22万円で業者に発注をいたしております。

2回目は、昨年の9月でございますけれども、残りの事業用地全体の草刈りを指名競争入 札によりまして、528万円で業者に発注をいたしております。

次に、節16公有財産購入費についてでございますが、地権者1名、筆数が2筆、面積が1,658 平方メートルの用地の購入費の7割分の支出でございます。

と、申しますのが、3割分につきましては、令和2年3月にこの方と契約をして、仮登記 を入れております。

仮登記を入れた際に、前金として3割をお支払いをしておりまして、それは令和2年度の 決算で御説明を既にしております。

残金につきましては、令和3年12月に所有権以外の権利の消滅がございましたもんですから、残る7割分をお支払いをいたしたものでございます。

次に、節21補償、補填及び賠償金について申し上げます。

まず、公共補償費について申し上げます。

事業用地に隣接いたします水路、幅員1.6メートル、延長205メートルのしゅんせつに係る 補償といたしまして、儀徳町に補償をしたものでございます。 次に、生産組合補償費につきましては、事業用地内の農地に関しまして、地元の生産組合に対しまして、農地賦課金相当額を農地の面積に応じて補償したものでございます。

その内容といたしましては、幸津町35万4,350円、儀徳町2万1,200円となっております。 款2公債費につきましてでございますが、これはエリア整備事業に伴います地方債の元金 利子の償還金でございます。

以上、説明を終わります。

久保山日出男委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

小石弘和委員

312ページの生産組合補償費、これは賦課金かな。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

農地賦課金相当額でございます。

小石弘和委員

農地賦課金相当額。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

はい、農地賦課金でございます。

久保山日出男委員長

ほかに。

池田利幸委員

節12委託料ですけれども、この中の草刈委託料、さっき御説明いただいたときに、8月と9月、要は、8月は一部やって残りを9月やってってことは、年に1回しか、この令和3年度は草刈りはしてないってことですかね。

今まで、通常秋と……、年2回か何かに分けてしてたんじゃなかったかなと思うんですけれども、令和3年度は1回しかやってないってことですか。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

ちなみに、令和2年度も1回しか行っておりませんで、全体を草刈りするっていう大規模なものについては、大体年1回でございます。

ただ、苦情が出て小規模に刈るときがございますけれども、全体的なものは年1回という ことでございます。

西依義規委員

公債費の起債というか、返すスピードとその売却が入る時間軸っていうのはどういうふう になってるんですか。

香月啓介商工振興課企業立地係長兼新産業集積エリア事業推進室新産業集積エリア事業推進 係担当係長

まず、公債費の支払いなんですけど、まず、元金につきましては、借りてから5年間は据置きで、それから10年間かけて返す形になります。

で、利子につきましては、その年からもう利子が発生するような形になりまして、それも 10年間でお返しするような形になっております。

西依義規委員

その収入が入る見込みのタイムラグと、その返す10年間ってどういうふうになりますか。 これだけ短期の決算として、売買、売却代金が入ってくるのが、何年後で何月で、そうい う、要はキャッシュ・フローの流れを知りたいんですけど。

香月啓介商工振興課企業立地係長兼新産業集積エリア事業推進室新産業集積エリア事業推進 係担当係長

アサヒビールさんが決定したことを前提にっていうことですかね。(「そうです」と呼ぶ者 あり)

今のところ、第1、第2工区の工事期間が令和6年の6月までになっておりますので、それから分筆とか、そういった手続を行って、1、2工区分の引渡しができれば、令和6年度にその1、2工区分の収入があるのかなというふうに、今、想定はしているところでございます。

西依義規委員

それは起債し始めて何年後のことですか。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

起債の返済というのは、もう決まっておりまして、先ほど香月が申し上げたスケジュール で返済をしていく約束になっております。

ですから、それはスケジュールどおり返済をやっていきますけれども、売れましたら、売れた金額でこの特別会計を清算していくという形を取りまして、結果的にはプラマイゼロで終わらせるということになります。

よろしいですか。

西依義規委員

一般の会社からすれば、借金します、と、売上、売却費がありますって、要は塩漬けになればなるほど返済が駄目なわけです。

で、今、アサヒビールさんが買っていただいたと、これがこのスケジュールどおりに乗ったのか、それとも、それでもやっぱり多少遅れてるのか、それともとんとんぐらいなのかと

いう、その時間軸を知りたいです。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

時間軸としては、想定をしておりましたのは、造成が終わって売却まで10年間かかるだろうというような想定でスケジュールを組んでおりましたけれども、それからいうと、早々に売却が決まったので、そこにかかる利息といいますか、そういったものについては、不要な形で売却代金に乗っていくということになります。

西依義規委員

けど、購入したのはまあまあ早かったじゃないですか、購入する原資がいるでしょう、まず土地を買うお金が。

もちろん整地から10年は分かりますけど、購入したお金がかかって、それはもう借金で買って、で、5年据置きやったかな、5年据え置いて返済が始まりましたと。

で、そこから10年間返すっていうのが、何年から始まったんですか。

香月啓介商工振興課企業立地係長兼新産業集積エリア事業推進室新産業集積エリア事業推進 係担当係長

元金の返済が始まったのが、平成30年からになります。

西依義規委員

ということは、これ、何種類かのお金を借りてるんですよね。

造成にはまた造成の起債をせないかんし、用地購入を起債をしたっていう考え方でいいで すか。

これは今、用地購入の返済をしてるってことですよね。

まだ始まってないですね、造成は。

後でまた聞きます。

分かりました。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

そういう御理解でよろしいかと思います。

久保山日出男委員長

ほかに。

小石弘和委員

農地賦課金、これは令和6年までは市が払うわけね、儀徳町と幸津町。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

農地転用を受けておりまして、今現在、もう農地ではなくなっておりますので、農地でなくなった時点で農地賦課金は発生しないということになってまいります。

小石弘和委員

じゃあ、もう令和4年度は支払いをしないというふうに理解していいんですか。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

生産組合の賦課金の賦課期日がそれぞれ決まっておるかと思いますけれども、それにより まして、今年度の予算的には、予算はございます。

で、おっしゃられるとおり、農地賦課金の賦課期日を、地区組合の賦課金の期日を確認する必要があるんですけれども、農地転用許可を受けてから、受けた後は発生をしないということになりますので、令和5年度以降はないのかなというふうに思っております。

久保山日出男委員長

ほかに。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

∞

報告 (商工振興課)

勤労福祉会館跡地の利活用に関するサウンディング型市場調査結果について 事業者感染防止対策支援事業補助金の申請期限の延長について

久保山日出男委員長

それでは、その他で議案外報告があるそうでございますので、執行部の説明を求めます。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

議案外でございますけれども、2点報告をさせてください。

紙でお配りをしております報告資料でございます。

報告資料の2ページ目でございますけれども、勤労福祉会館トスパレスの跡地に関しまして、サウンディング型市場調査を実施いたしましたので、その結果について報告いたします。

まず、サウンディング型市場調査というのは何か、ということになりますけれども、これは、公募によりまして民間事業者から意見や提案を求めまして、民間事業者との直接の意見交換を通しまして、事業に対しての様々なアイデア、意見を把握するというような調査でございます。

トスパレス跡地につきまして、その利活用、それから、売却等についてはどういう需要が あるのかということを調査をいたしております。 調査スケジュールといたしましては、提案書を7月25日から8月12日まで受け付けておりまして、4件の申込みがございました。

で、個別対話の実施をそれぞれその期間内に行ったものでございます。

事業者からの提案といたしましては、ABCDと記載をしておりますけれども、A者からは借りたいと、あそこの土地を借りたいということで提案を受けております。

借りた場合どういうものを立地されるんですかという問いに対しましては、店舗、ドラッグストア、コンビニエンスストアが、第1種住居地域という用途地域もございまして、住宅地の中にあるということで、店舗であればそういうものが好まれるだろうと、それと、薬局併設型のクリニックというものが考えられますと、それと、第1種住居地域ですので、低層階にはなるとは思うんですが賃貸のマンション、そういったものが考えられるんじゃなかろうかと。

B者につきましては、買いたいということで御意見を頂戴いたした次第でございます。

倉庫つきの事務所、よく1階がシャッターで倉庫になっていて、2階に事務所があるというような、連結したような建物が昨今増えてますけれども、低層階のそういったものが適しているんではなかろうかと。

それから、C者でございますけれども、こちらについては買いたいということで、C者の場合は、住宅街なので宅地分譲、それから賃貸アパート、分譲マンションというものが考えられますと。

D者につきましては、借りても購入でもどちらでも行けますということで、店舗兼事務所、店舗等につきましては、先ほどのA者みたいな感じでおっしゃられてありました。

これについては以上でございます。

2点目でございます。

次のページめくっていただきまして、今現在、商工振興課のほうで事業者感染防止対策支援事業といたしまして、市内の事業者の消耗品の購入に対しまして、補助率5分の4、限度額4万円という補助を行っておりますけれども、予算額1,040万円に対しまして、今現在の申請件数が169件、600万円ほどの執行となっております。

まだまだコロナ感染が絶えておりませんので、引き続きこの期間を年末まで延長をしたい というふうに考えております。

残る件数といいますか、あと100件ほどの受付ができるものというふうに考えております ので、周知に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

久保山日出男委員長

報告資料でただいま説明がありました。

この際でございますが、ここだけはとお聞きしたい点がありましたら。

小石弘和委員

ちょっとお伺いしたいんですけど、これ、市の考えは、結局、売りさばくというふうな考えがあるものか。

これ、第1種住居地域だからマンションも高さを制限されると思うんですよね。

それで恐らく6階ぐらいまでが限度じゃないかなというふうなこと、この2点お伺いをしたいと思います。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

今後の利活用、それから処分等については、これを参考にして、もちろん検討を行ってまいりたいと思いますので、売却前提かと言われると、今の段階では決まっておりません。

階数についてですけれども、提案いただいた階数は5階が限度っていうふうに聞いております。

小石弘和委員

今、あそこを通ると、車が平日いっぱい止まってる。

あれは、今、どういうふうな利活用をさせているんでしょうかね。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

あそこは、庁舎建設に係ります作業員の駐車場ということで、庁舎建設課のほうに貸出し を行っております。

小石弘和委員

あなたに聞いても分からんかもやけど、無料?賃借料は。

やっぱり財産だから、賃借料取らんといかんから。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

聞いておりますところは無料でございまして、というのが、建設の仕様の中にそういった 現場の職員の駐車場代というのを見ていないと、費用を下げるために駐車場代を積算してな いということで聞いておりますので、無償と聞いております。

久保山日出男委員長

よろしいですか。

西依義規委員

鳥栖市で初めてとなるサウンディング型市場調査をしていただきまして、ただ、商工振興 課がした分、商工業に寄っちゃったんじゃないかなっていう気がするんですよ。

イメージは、市が持ってないいろんなアイデアを民間から募集なんで、例えば、子育て支

援を拠点とするとか、福祉施設とか、そこまで見てサウンディングをすべきかなという、そ ういった広がりはしたんですか。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

今回、サウンディングの要綱をつくってサウンディング調査を行ったんですけれども、商工業ということは全く書いておりませんで、自由な発想と、あと、まちづくりに貢献したりとか地域貢献になるような、地域周辺の状況を見て提案をくださいというふうな制限しか設けておりませんので、商工業に特化したサウンディングではございません。

西依義規委員

けど、主管が商工振興課やけん、見る人は商売にって。

だけん、私がイメージしたのは、例えば、久光スプリングスさんにも無償で貸与をしましたよね、30年間の。

で、ああいう、真ん中の土地ですよ、無償貸与してもまちづくりに資するっていう意味で 投げて欲しかったなあと思って。

それは、1回やられたことは全然オーケーだと思いますんで、ぜひ、自分の課が、もう、 離してもいいと思うんですよ。

もうこれ、一応調査したけど、こんなもんしか出ませんでしたって、全庁に投げて、財産 じゃなくて、福祉が使いたいもしれんし、ほかのところが使いたいかもしれんので、ぜひ、 そういった流れを期待しますけどいかがですか。

古沢修経済部次長兼商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

これは1回すれば終わりじゃないので、やろうと思えば、何回でもテーマを決めてやれるというふうに思っておりますから、例えば、所管替えで福祉になりました、じゃあ、福祉としてやりましょう、聞きましょうっていうこともできるかと思いますので、今後はそういう発展が期待できると思います。

やってみて非常に有意義でした。

久保山日出男委員長

よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

それでは、商工振興課関係議案の質疑を終わります。

次に、上下水道局関係議案の審査に入りますので、準備のため暫時休憩いたします。

午後2時49分休憩

α

午後3時開会

久保山日出男委員長

再開いたします。

∞

上下水道局

議案乙第24号令和3年度鳥栖市水道事業剰余金の処分について 議案乙第25号令和3年度鳥栖市水道事業会計決算認定について

久保山日出男委員長

これより、上下水道局関係議案の審査を始めます。

初めに、議案乙第24号令和3年度鳥栖市水道事業剰余金の処分について及び議案乙第25号令和3年度鳥栖市水道事業会計決算認定についてを一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

宮原信経済部長兼上下水道局長

それでは、上下水道局につきまして一括して御説明申し上げます。

令和3年度の事務執行に際しての上下水道局職員は、管理課16名及び事業課24名で事務の 執行に当たってまいりました。

まず初めに、水道事業の決算概要について御説明申し上げます。

令和3年度における給水状況につきましては、給水戸数は昨年度から587戸増加し、3万 2,399戸となり、普及率は97.6%となっております。

収益的収支につきましては、2億7,193万5,915円の純利益を計上いたしております。

この利益の処分につきましては、1億7,193万5,915円を減債積立金へ、また、1億円を建設改良積立金として積み立てることといたしております。

次に、下水道事業の決算概要について御説明申し上げます。

令和3年度における処理状況につきましては、水洗化世帯数は、昨年度から417戸増加し、 2万9,923戸となり、普及率は99.7%となっております。 収益的収支につきましては、3億1,491万144円の純利益を計上いたしております。

この利益の処分につきましては、減債積立金に積み立てることといたしております。

具体的な業務の執行状況等につきましては、担当課長から御説明いたしますので、よろし く御審議賜りますようお願い申し上げまして、概要説明とさせていただきます。

久保山日出男委員長

それでは執行部の説明をお願いします。

古賀和教上下水道局次長兼管理課長

それでは、水道事業の決算概要について御説明を申し上げます。

まず初めに、公営企業会計決算書12ページの令和3年度鳥栖市水道事業報告書をお願いいたします。

(1)総括事項における令和3年度の主な取組でございますが、老朽化の進んだ配水管を耐震性のある管に取り替える配水管布設替工事のほか、導水管布設工事、浄水場改修工事を実施いたしました。

給水状況につきましては、年度末給水戸数は、前年度に比べ587戸増加して3万2,399戸となり、年間総給水量は、前年度に比べ1.2%増の761万130立方メートルとなっております。

それでは、決算の内容につきましては、決算書に沿って御説明させていただきます。

戻っていただきまして、1ページ、2ページをお願いいたします。

令和3年度決算報告書について御説明をいたします。

収益的収支について申し上げます。

収入につきましては、営業収益、営業外収益、特別利益を合わせた事業収益決算額は16億3,608万3,384円となっております。

次に、支出につきまして、営業費用、営業外費用、特別損失を合わせた事業費用決算額は 12億5,466万7円となっております。

3ページ、4ページをお願いいたします。

資本的収支について申し上げます。

収入につきましては、企業債、工事負担金、他会計負担金、その他資本的収入を合わせた収入決算額は、6億3,454万2,404円となっております。

次に、支出につきまして、建設改良費、企業債償還金を合わせた支出決算額は、14億8,289 万4,513円となっております。

5ページをお願いいたします。

水道事業の事業活動に伴う経営成績を表す損益計算書でございます。

表の右側に記載しております令和3年度の営業利益は2億2,414万8,688円、経常利益は2

億7,141万7,041円、当年度純利益は2億7,193万5,915円となっております。

6ページをお願いいたします。

令和3年度における剰余金の変動を表した剰余金計算書でございます。

資本金につきましては、当年度末残高81億2,107万9,612円となっております。

資本剰余金につきましては、当年度末残高は2億3,698万7,354円となっております。

利益剰余金につきましては、当年度末残高 5 億2,264万756円となっており、資本金、資本剰余金及び利益剰余金を合計した資本合計は88億8,070万7,722円となっております。

下の表の令和3年度鳥栖市水道事業剰余金処分計算書(案)でございますが、これは、議案乙第24号令和3年度鳥栖市水道事業剰余金の処分について、議会の議決を頂いて行うものでございます。

表の右の欄の当年度未処分利益剰余金 5 億2,264万756円につきましては、減債積立金に 1 億7,193万5,915円を積み立て、建設改良積立金に 1 億円を積み立て、資本金に 2 億5,070万4,841円を組み入れることといたしております。

7ページ、8ページをお願いいたします。

令和3年度末現在における水道事業の財政状態を明らかにするため、資産と負債及び資本 を総括的に表した貸借対照表でございます。

資産の部、1固定資産合計137億131万8,682円と2流動資産合計17億1,828万6,736円を合わせた資産合計は154億1,960万5,418円となっております。

8ページの負債の部に移りまして、負債の部、3固定負債合計45億5,829万5,705円、4流動負債合計4億404万1,351円及び5繰延収益合計15億7,656万640円を合わせた負債合計は、65億3,889万7,696円となっております。

9ページをお願いいたします。

資本の部でございます。

資本金は、81億2,107万9,612円となっております。

資本剰余金と利益剰余金を合わせた剰余金合計は、7億5,962万8,110円となっております。 以上、負債資本の合計は、154億1,960万5,418円で、7ページの資産合計と同額となっているところでございます。

12ページをお願いいたします。

(2)経営指標に関する事項につきましては、地方公営企業法施行規則等の一部改正に伴い、令和3年度の決算より、将来にわたり持続可能な経営の確保及び経営状況の客観的な評価を行うため、経営指標を記載しております。

経常収支比率につきましては、122.39%となり、健全経営の水準とされる100%を上回って

おります。

料金回収率は、117.66%と、事業に必要な費用を給水収益で賄っている状況とされる100%を上回っております。

有形固定資産減価償却率は40.97%、管路経年化率は5.17%となり、施設の老朽化が進んでいる状況であり、今後も計画的な施設更新を行っていくところでございます。

13ページをお願いいたします。

(3)議会議決事項につきましては、報告事項1件、予算、決算に関する乙議案7件となっております。

14ページは職員に関する事項でございまして、水道事業の職員配置につきましては、前年度からの増減はございません。

15ページ、16ページをお願いいたします。

2. 工事、(1) 建設改良工事の概況につきまして御説明いたします。

イ雨水整備工事関連につきましては、西田川雨水対策工事に伴う配水管布設替工事3件で、 工事費2,428万3,600円となっております。

次のロ県工事関連につきましては、1件で工事費608万3,000円となっております。

次のハ導水管布設工事につきましては、17ページ、18ページに記載しておりますが、4件で、工事費は2億9,126万3,741円となっております。

次に、二その他の配水管布設工事につきましては、17ページから22ページにかけまして、 記載をしております。件数は17件で、工事費は4億1,474万459円となっております。

次のホその他工事につきましては、21ページから24ページにかけて記載をしております。 浄水場の機械設備更新工事など5件で、工事費は3億239万3,300円となっております。

25ページ、26ページをお願いいたします。

(2)保存工事の概況については、100万円以上の修繕工事1件を記載しております。 27ページをお願いいたします。

業務関係について、主なものを御説明いたします。

年度末給水戸数は3万2,399戸で、前年度比587戸の増となっております。

年間給水量は761万130立方メートルで、前年度比8万8,250立方メートルの増となっております。

31ページをお願いいたします。

(2) 事業収益に関する事項について御説明をいたします。

給水収益は13億1,868万7,600円で、前年度と比較し1,863万490円の増となっております。 これに加入金等を合わせた事業収益総額は、14億8,427万1,004円となっております。 次に、口水道料金収納状況についてですが、現年度、過年度とそれぞれに記載をしております。合計収納率は97.5%となっております。

32ページをお願いいたします。

(3) 事業費に関する事項についてですが、令和3年度の事業費用合計額は12億1,233万5,089円で、前年度と比較いたしますと、2億4,816万2,082円の減額となっております。

これは、前年度に計上していた浄水場更新工事に伴う旧施設の除却による固定資産除却費が皆減したことが主な要因でございます。

33ページをお願いいたします。

(4) その他主要な事項の経営分析につきまして、主なものについて御説明いたします。 行政区域内人口7万3,838人、計画給水人口7万5,000人に対しまして、令和3年度の給水 人口は7万2,095人となっており、行政区域内人口に対する普及率は97.6%、計画給水人口に 対する普及率は96.1%となっております。

また、1立方メートル当たりの給水費用である給水原価は147.27円、1立方メートル当たりの給水収益である供給単価は173.28円となっております。

以下、水道事業の施設効率を判断する指標の負荷率、配水能力に対する配水量の割合を示す施設利用率、経営の効率性等を見るための職員1人当たりの給水人口などにつきまして、記載しているところでございます。

34ページをお願いいたします。

4. 会計について御説明いたします。

契約金額が1,000万円以上の重要契約について記載をしております。

34ページから36ページに、工事請負契約、業務委託契約をそれぞれ記載しております。 37ページをお願いいたします。

(2)企業債及び一時借入金の概況についてでございますが、イ企業債につきましては、 前年度末残高42億5,149万8,310円、本年度借入高6億900万円で、本年度償還高2億5,790万 7,451円を差し引いた本年度末残高は46億259万859円となっております。

38ページをお願いいたします。

1年間の資金の状況を記載したキャッシュ・フロー計算書となります。

当年度純利益を基点として、減価償却費等の非現金支出や未収金、未払金等の増減額を加減する間接法での表記となっております。

下から2行目の期首残高16億5,108万2,440円に対し、132万291円増加し、期末資金残高は16億5,240万2,731円となっているところでございます。

39ページ、40ページをお願いいたします。

損益計算書の内訳明細となります。

まず、収益的収入について記載しておりまして、業務活動に伴う営業収益の給水収益、加入金が主な収入となっております。

41ページ、42ページをお願いいたします。

収益的支出について御説明いたします。

最初の目の原水及び浄水費につきましては、浄水場の運転管理等に係る委託料や、43ページから44ページになりますが、水源地及び浄水場に係る動力費、薬品費が主なものでございます。

次の目、配水及び給水費につきましては、45ページから46ページの給配水管等に係る修繕費、配水管布設工事に伴う路面復旧費が主なものとなっております。

業務費につきましては、47ページ、48ページの検針事務委託料等の委託料や口座振替手数料など徴収事務に係る経費が主なものとなっております。

総係費につきましては、水道事業の事業全般に係る職員の給与、手当等が主な支出となっております。

49、50ページをお願いいたします。

減価償却費につきましては、配水管等の有形固定資産及びダム使用権等の無形固定資産の 減価償却費となっております。

資産減耗費につきましては、配水管の布設替工事等に伴う固定資産除却費となっております。

営業外費用につきましては、企業債に係る支払い利息が主なものとなっております。

特別損失につきましては、水道料金過年度調定更正が主なものとなっております。

51ページ、52ページをお願いいたします。

資本的収支明細書について御説明をいたします。

資本的収入につきましては、建設改良費等の財源に充てるための企業債、雨水関連工事等 に対する工事負担金及び消火栓設置に伴う一般会計負担金等となっております。

53ページ、54ページをお願いいたします。

資本的支出について御説明をいたします。

最初の目の原水設備費につきましては、安楽寺水源地浸水対策基本検討業務委託料及び安 楽寺水源地水害時仮設現場操作盤購入に係る機器購入費が主なものとなっております。

次の目の浄水設備費につきましては、浄水場施設更新工事に係る工事請負費が主なものとなっております。

55ページ、56ページをお願いいたします。

送配水設備費につきましては、配水管布設等に係る工事請負費が主なものとなっております。

それでは、今申し上げました、浄水設備費と送配水設備費に係る工事請負費の主なものについて、タブレットの水道事業決算認定参考資料で御説明を差し上げますので、タブレットの2ページをお願いいたします。

浄水場施設等工事につきましては、まず、令和2年度に購入いたしました非常用電源車の 車庫築造工事を黄色の箇所で実施をしております。

また、沈殿池のフロキュレーター減速機更新工事を青色の箇所で、着水井覆蓋設置及び濃縮槽機械設備更新工事を赤色の箇所で、管理本館屋上防水及び外壁塗装改修工事を緑色の箇所で実施しております。

タブレットの3ページをお願いいたします。

導水管更新工事に係る令和3年度の実施箇所につきましては、赤色の3か所の区間でございまして、鋳鉄管の700ミリを延長803.9メートル布設しているところでございます。

次に、タブレットの4ページをお願いいたします。

配水管(幹線)の更新工事に係る令和3年度の実施箇所につきましては、赤色の2か所の 区間でございまして、鋳鉄管の700ミリを延長132.4メートル及び鋳鉄管の400ミリを延長 357.6メートル布設しております。

浄水設備費と送配水設備費に係る工事請負費の主な説明は以上でございます。

決算書の55ページ、56ページに戻ってください。

営業設備費につきましては、新設用の量水器の購入費が主なものとなっております。

以下、リース資産購入費、企業債償還金となっております。

57ページ、58ページをお願いいたします。

固定資産明細書について御説明をいたします。

有形固定資産明細書につきましては、土地、建物、構築物、機械及び装置などの固定資産 の明細でございます。

合計額は、年度当初現在高212億6,790万7,989円に対し、令和3年度建設改良工事等による 増加額及び布設替等による減少額を加減した年度末現在高は、223億5,706万6,740円となっ ております。

これに年度末までの減価償却累計額を差し引いた年度末償却未済高は133億7,228万1,210 円となっております。

59ページ、60ページをお願いいたします。

企業債明細書につきましては、発行年月日、発行総額、償還高及び未償還残高等をそれぞ

れ記載しております。

企業債の合計は65ページ、66ページになります。

企業債発行件数49件、発行総額78億680万円で、これまでの償還高累計額32億420万9,141円を差し引いた未償還残高は46億259万859円となっております。

以上で、決算書の概要についての説明を終わらせていただきます。

何とぞ御審議賜りますようにお願いいたします。

久保山日出男委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

西依義規委員

まず、この間、静岡で断水があってましたよね。

で、鳥栖市の場合の取水口に関しては――あそこの原因は流木とか土砂が入ったことにより施設が壊れたか何かですけど。

鳥栖市の場合は、そういう危険性はあるんでしょうか。

平塚俊範上下水道局事業課浄水場長

鳥栖市におきましても、同様なことが起きる可能性は重々あると思います。

筑後川の河川事務所のほうに、何度も改良工事をさせてくださいということで協議には行っているんですけれども、堤防敷については一切いじらせないという返事を頂いてますので、 それでも毎年お願いには行っておる状況でございます。

西依義規委員

ということは、その上流から流木が来る可能性があるっていうので、それを止めるためのっていうことですか。

どういう、危機を脱するような、申請をされてるんですか。

平塚俊範上下水道局事業課浄水場長

現時点で、川から取り込みをするところが、鉄板だけしかないんですよ、鉄の柵しか。 希望とするならば、そこにブロックを出してやって、もう少し長く取れるようにできたら いいかなというふうには思ってるんですけれども、なかなか費用もかかるんですけれども、 まず許可が下りないことには先に進めない状態でございます。

西依義規委員

もう一点、33ページの計画給水人口が7万5,000人っていうのがあるんですけど、これは鳥栖市の容量で最大どれぐらいまでの人口の計画を延ばせるんですかね。

例えば、いや、もう水がないけん、もうこれ以上来てもらっても困る、なのか、もっと、 これは計画を、まだまだ余力があるもんなのか、その辺については。

平塚俊範上下水道局事業課浄水場長

現在、取水権というのがありますけれども、そちらのほうの限界いっぱいまでは余力がご ざいます。

実際、運転をする場合につきましては、人口が増えて使用水量が増えれば、今の1.5倍は軽く造ることは可能でございます。

西依義規委員

では、その下の給水原価と供給単価が上がってますけど、主な原因は何か。

古賀和教上下水道局次長兼管理課長

給水単価の増加につきましては、主な理由といたしましては、浄水場更新工事に伴う減価 償却費が増加したためでございます。

供給単価が前年度に比べ増加している理由でございますが、供給単価につきましては、給水収益、水道料金を年間の給水量で割って算出するものでございまして、有収水量1立方メートルどれだけの収益を得ているかを表すものでございまして、要は、給水収益、有収水量とも、前年度より増えたということで増加をしているところでございます。

西依義規委員

42ページの委託料、いろいろあるんですけど、例えば、一番大きなのは運転管理業務委託料、この委託先は指名なのか随契なのかとか、何年ぐらい、単年度なのか複数年なのか、そういった、ちょっと説明をお願いします。

日吉和裕上下水道局事業課長

運転管理業務委託料につきましては、浄水場とか水源地、配水地も含めてなんですけれど も、その運転管理をキュウセツAQUAのほうに業務委託を行っております。

契約については、3年間の長期契約を取っております。

契約手法につきましては、随意契約で契約をさせていただいておりまして、その理由につきましては、特殊な運転管理が必要ということと、地元に近いところから人員の採用とかをしていただいてますので、緊急時に対応できるということと、今までの実績等も十分安全に管理をしていただいておりますので、そういう意味合いで随意契約をさせていただいております。

西依義規委員

大体何年ぐらいずっと随契されてるんですか、歴史的には。

平塚俊範上下水道局事業課浄水場長

何年ぐらい随意契約でいくのかというのは、あくまでも運転管理をしていける能力のある 会社がどれくらいあるかにかかってまいります。 九州管内で、各地区の浄水場を持ってるんですけれども、そちらがほとんどが民間委託の 方向に動いてますので、逆にいうと、もう今、人間の取り合いということで、ほかの業者を 新たに選定してしているところもあるんですけれども、そうすると、途中で事故等が発生し てるっていうのが現状でございます。

西依義規委員

もちろん専門性があることなんで、それが適してるか適してないか私は判断できないですけど、大体感覚で、30年とか50年とか、どれぐらい今そのAQUAさんとはお付き合いをされているんですか。

平塚俊範上下水道局事業課浄水場長

平成20年から契約をしておりまして、今17年ほどになりますか、その間、トラブルもなく、 大雨のときの対応、それと、災害対応、全て問題なく過ごしてありますので、今のところ問題ないということで考えております。

西依義規委員

そこに個別に突っ込むと何かあれですけど、その会社はどこの会社で、市内の雇用を気遣われてるっておっしゃってるんですけど、どういうような、要は随契をするに当たっての要件を満たされてるのかを。

平塚俊範上下水道局事業課浄水場長

まず、どこの会社かというと、福岡市が本店になります。

もともとは下水道のほうで、鳥栖市として一番最初からお願いをしていて、水道のほうも 愛媛とか福岡の南部とかでもされてありますので、事業形態、それから採用形態、うちの要 望として、緊急時がありますので、8割以上は地元の人をお願いしますということで、お願 いしております。

西依義規委員

分かりました。

久保山日出男委員長

ほかに。

池田利幸委員

すいません、53ページ、54ページの委託料のところなんですけれども、安楽寺水源地浸水 対策基本検討業務委託料とその下の機材購入費のところで、安楽寺水源地水害時仮設現場操 作盤、これの内容を教えていただいてもいいですか。

平塚俊範上下水道局事業課浄水場長

上のほうの安楽寺水源地の基本計画の委託料につきましては、浸水対策の計画をする上で

お願いをしている分でございます。

次に、下のほうの分につきましては、実際使ったときに操作盤をどうするのか、おととし 非常用電源車を購入した、それでポンプの予備を持つようにした、次は操作盤をどうするの かと、操作盤も運搬してできるやつにしておかないと、非常時につかったものは使えないの で、そういった意味合いで、今回お願いをしておりました。

池田利幸委員

ありがとうございます。

さっき、西依委員も静岡の分の例を出して聞いていたんですけれども、水害対策、国、筑 後川のほう、なかなか、取水口のところ手をつけられないっていうお答えあったところで、 ここで言っていいのか分からんですけど。

アサヒビールは、今回、新産業集積エリアで水の確保っていう部分で鳥栖市の水道の水も使って、飲料の水はまた別で……、言っていいのか、東部工業用水からの取水とかもあるんで、同じ筑後川から取る分じゃないかなと思うんですけど、共同してそういうお願いとか、企業誘致もとか、水の確保っていう部分で、そういう東部工業用水とかそういうところと一緒に共同してお願いとかすることとかできるのかなっていう部分をお答え願います。

平塚俊範上下水道局事業課浄水場長

今回のアサヒビール進出におきまして、事前に私どものほうから県のほうの工業用水の担当者のほうに、取れないでしょう、お宅はと。

何で取れないのかというと、もう土砂は堆積してるんですよ。

それをどうにかしないと送ることは不可能じゃないですかということで、先に陳情のほうを、医療保険があるところが国のほうに行くのが当たり前でしょうって。

で、うちと一緒に来てくださいということであるならば、うちもほんの隣にありますので、それは同じように、向こうから依頼があれば一緒に行くということになります。

小石弘和委員

48ページですけど、ここに検針事務委託料2,363万円、これは全部で何名いらっしゃるんですか。

古賀和教上下水道局次長兼管理課長

この検針事務委託料でございますけれども、検針員さんが今20名お願いをしておりまして、 20名の方で各メーターの検針をしていただいているところでございます。

小石弘和委員

これ、20名で全市を賄うわけでしょう。

それで、1か月で全部の検針を終わらないといけないわけですからね。

そいけん、1人当たり何件ぐらいで、どのぐらいの日数で検針されているのかなあというような思いでございます。

小柳洋介上下水道局管理課業務係長

お答えいたします。

検針には現在20名ですけれども、大体1人当たりの検針件数は約1,500程度になります。 検針期間は、月の10日から20日までを検針期間といたしております。

小石弘和委員

分かりました。

久保山日出男委員長

ほかに。

江副康成委員

私のほうからも、先ほどから安楽寺の水源の話をずっと御質問あっておりますけれども、 供給責任を負う水道事業として、そういった取水口のリスクを排除するという形で一生懸命 されてるということ、答弁の中でよく分かりました。

ただ、どうしてもやっぱり、1か所となると、そこに流木が来る、あるいは何か飲めないような不純物が入って流れてくるとか、いろんなリスクってあると思うんですけれども、そうした中において、取水口の多様化っちゅうか、そういった話も以前聞いていたような気がするんですけれども、そういったところの方向性というか、着手の状況とかそういったところはいかがでしょうか。

日吉和裕上下水道局事業課長

今、鳥栖市の取水口が1か所しかないんで、災害時等のほかの取水口とかの確保とかが必要ではないかというような御意見かと思います。

以前からちょっとお話ししておりますように、水道ビジョンの中でも、新幹線の建設当時のトンネル湧水の活用ができないかということがありましたので、バックアップとしての可能性というのを、今、検証しているところでございます。

毎年、水質検査であったり、昨年度から湧水量として、河川に今放流をされている実際の量がどのくらいあるのか、今言ったバックアップ水としての雨量の確保というのを把握するように、今調査をやっているところでございます。

江副康成委員

ありがとうございました。

導水管の更新の絵のほうも、御説明もいただきましたけれども、新たに導水管を別の所から引いてくるって大変なことなんですけれども、いかんせん、浄水施設の目の前は、今言わ

れたように川が流れておりまして、そこから取るというのは、緊急の場合っていうのは、非常に対応しやすいだろうなと思うんですよね。

例えば、下野のほうで、この間、排水ポンプで汲み出しとかやったやつを、同じような感じで目の前のほうから水を汲むとか。

だから、そういう何か緊急対応、もうきちんとした設備がなくても、そういうふうな対応 とかできるんだったら、市民としても少し安心するんだけどなと思うんですけど、そういっ たところから水を、目の前の所から水を持ってくるとか、そういう緊急的な対応っていうの は可能なんですかね。

平塚俊範上下水道局事業課浄水場長

鳥栖市の水源という意味合いで、まず第1に、第1浄水場というのが、今、佐電工が当たる場所のところにあったんですけれども、そこに河川の真ん中にマンホールがあるんですよ。 で、そこから引込みをして、昔はつくってたんです。

ただ、その管もまだ生きてる状態なんですよ。

だから、緊急的に本当に使おうと思った場合は、そこからも抜けるし。

ただ、下に、農地に行く水ですから、それを勝手に使うわけにはいかないので、今、まず第1番目に、バックアップ水としてトンネル湧水を使えないか、2番目に、井戸水を掘って使えないか、3番目に、第1浄水場の跡の引込み管を使えないかというのを各々検討している最中でございます。

江副康成委員

ありがとうございました。

非常に心強いんですけれども、今言われたところに、権利の調整がいろいろ必要だというようなお話だったかなと思うんで、ぜひそのところは、周知というか、お願いできるところはお願いして、市民の水の安心安全を含めて先に深めていただきたいなというところで、ちょっとこれは要望で終わりますけれども。

あわせてなんですけれども、水を引いてきて、浄水、きれいな水にするということのほか に、災害のときには助け合いというか、そういうことも必要なのかなと。

隣の水道のほうから、例えば、基山のところは水を送って、隣のところは違う体系のところ水が来てますよね、小郡か、向こうは筑紫野か、あるいは、こちらのみやき町とか。

そういったところの最終的に精製した飲める水、それの融通とかそういったところの今後 の展開というか、そういったところは今どういう状況になってるのかなあと。

平塚俊範上下水道局事業課浄水場長

まず、よその自治体との配水管の連結については、もう現時点で基山町の分については連

結が済んでおります。

そのほかの分についても、例えば、中原であったり、隣接してるところについては、つな ごうと思ったらいつでもつなげるんですけれども、いかんせん料金体系が違います。

その都度その都度、原因があったときに対応できるようには、事例としてもう持っておりますので、そこまで問題的に残っている分ではないかと思います。

江副康成委員

ありがとうございました。

よろしくお願いしておきます。

野下泰弘委員

すみません、44ページの水質分析機器修繕費なんですが、これはただ単に今使用のものが 壊れたというものなのか、それか今使用のものが定期メンテナンスで、そこで修繕がかかっ たかっていうのをお伺いしてもよろしいでしょうか。

松雪秀雄上下水道局事業課長補佐兼浄水・水質係長

水質分析機器修繕について、御説明申し上げます。

水質分析機器につきましては、当浄水場で保有している水質基準項目等の検査を行うための機器でございまして、微量な物質の検査を行いますので、精度を担保するために年1回、メーカーのオーバーホールを行っております。

それとは別に、使用時に故障した場合、その分は随時修繕を行っているところでございます。

野下泰弘委員

ありがとうございます。

ちなみに、分析機器は何台ほどお持ちなんですかね。

松雪秀雄上下水道局事業課長補佐兼浄水・水質係長

高額な機器で申しますと、金属を分析するICP-MSとかかび臭等を測定するGC-MSとか、五、六台、分析装置はございます。

あとは、金額的に安いpH計とかもございますけれども、高額な機器は五、六台所有しているところでございます。

野下泰弘委員

ありがとうございます。

西依義規委員

先ほど、江副委員のお話を聞いていて思ったんですけど、そのバックアップ機能っていうのは、隣の東部工業用水とは連動はされてるんですか。

例えば、いざお互い何かあったときに連携協定やないけど、取水口が使えなくなったら、 じゃあお宅の、とかそういうのは何かされてるんですか。

全く水の質が違うけん、無理なんですか。

平塚俊範上下水道局事業課浄水場長

水の質が違うということは、まずあり得ません。

同じ水源から取っておりますので。

違うのは、水道料金の体系が違うだけで。

で、協定自体は、その都度結んでおりますので、その期間が終われば1回閉じるというやり方をさせていただいております。

西依義規委員

安楽寺の取水口が壊れましたと、で、もう吸い込めませんと。

そうしたら、それを、例えば工業用水のほうとか何か断水することなくするようなバック アップができる、やっぱり断水はしてしまうんですか。

平塚俊範上下水道局事業課浄水場長

水門のところに水が、流木等がたまるじゃないですか。

それを外すのにどれぐらい時間がかかるかによって変わってくるんです。

で、鳥栖市の場合、水深が6メーターほど下までありますので、詰まる可能性はあるんで すけれども、なかなか木材が詰まるのは上部なので雨が多くて水深が高くなった場合は、ま ず詰まることがないので、今のところそこまでは心配してないというところです。

西依義規委員

分かりました。

久保山日出男委員長

ほかに。

[「なし」と呼ぶ者あり]

それでは、本案に対する質疑を終わります。

∞

議案乙第26号令和3年度鳥栖市下水道事業剰余金の処分について 議案乙第27号令和3年度鳥栖市下水道事業会計決算認定について

久保山日出男委員長

続きまして、議案乙第26号令和3年度鳥栖市下水道事業剰余金の処分について及び議案乙 第27号令和3年度鳥栖市下水道事業会計決算認定についてを一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

日吉和裕上下水道局事業課長

それでは、引き続きまして下水道事業の決算概要について御説明をさせていただきます。 決算書の中ほどの青いページ、青い表紙からが下水道事業関係でございます。

最初に赤い表紙の次のページの10ページのほうをお願いいたします。

令和3年度鳥栖市下水道事業報告書でございます。

初めに、(1)総括事項における令和3年度の主な取組についてですが、建設改良事業として西田川関連雨水整備工事を施工したほか、浄化センター施設増設工事を進めてまいりました。

また、平成29年度より実施しておりました浄化センター長寿命化工事が完了いたしております。

普及状況につきましては、処理区域内人口は7万3,606人、人口普及率は99.7%、水洗化人口は6万8,006人で、水洗化率は92.4%となっております。

それでは、決算内容につきまして、決算書に沿って説明をさせていただきます。

1ページ、2ページをお願いいたします。

令和3年度下水道事業決算報告書について御説明いたします。

収益的収支について申し上げます。

収入につきまして、営業収益、営業外収益、特別利益を合わせた事業収益決算額は26億9,877 万276円となっております。

次に、支出につきまして、営業費用、営業外費用、特別損失を合わせた事業費用決算額は 23億3,608万5,060円となっております。

3ページ、4ページをお願いいたします。

資本的収支について申し上げます。

収入につきまして、企業債、国県補助金、出資金、分担金及び負担金、その他資本的収入 を合わせた収入決算額は14億9,842万5,451円となっております。

次に、支出につきまして、建設改良費、企業債償還金を合わせた支出決算額は26億1,732万5,595円となっております。

なお、建設改良費におきまして、浄化センター増設事業、浄化センター耐震詳細診断業務の下水道施設等整備事業及び西田川排水区雨水対策整備事業など、管渠整備について翌年度に繰越しをしておりますので、6月議会において報告をさせていただいたところでございま

す。

5ページをお願いいたします。

下水道事業の令和3年度の事業活動に伴う経営成績を表しております損益計算書でございます。

中段の右側に記載しておりますが、令和3年度につきましては、営業損失が5億8,863万6,077円、経常利益が3億2,300万3,393円、当年度純利益が3億1,491万144円となっております。

6ページをお願いいたします。

令和3年度中における剰余金の変動を表した剰余金計算書でございます。

まず、資本金につきましては、当年度末残高は17億1,384万9,878円となっております。

次に、資本剰余金につきましては、当年度末残高は5億2,274万1,978円となっております。

次に、利益剰余金につきましては、当年度末残高は4億9,972万8,306円。 合わせて、資本合計の当年度末残高は27億3,632万162円となっております。

下段の表、令和3年度剰余金処分計算書(案)でございますが、これは、議案乙第26号令和3年度鳥栖市下水道事業剰余金の処分について、議会の議決を頂いて行うものでございます。

表の右側の当年度の未処分利益剰余金 4 億9,972万8,306円につきましては、減債積立金に 3 億1,491万144円を積み立て、資本金に 1 億8,481万8,162円を組み入れることといたしております。

7ページ、8ページをお願いいたします。

令和3年度末における下水道事業の財政状態を明らかにするため、資産と負債及び資本を 総括的に表した貸借対照表でございます。

資産の部では、1 固定資産合計、417億9,979万8,399円、2 流動資産合計、4 億2,583万7,671 円を合わせた資産合計は、422億2,563万6,070円となっております。

8ページに移りまして、負債の部では、3固定負債合計、173億595万6,488円、4流動負債合計、18億1,065万5,543円及び5繰延収益合計、203億7,270万3,877円を合わせた負債合計は、394億8,931万5,908円となっております。

9ページをお願いいたします。

資本の部についてですが、資本金は17億1,384万9,878円となっており、資本剰余金と利益 剰余金を合わせた剰余金合計は10億2,247万284円となっております。

以上、負債資本合計額は422億2, 563 π 6, 070 円となっており、7 ページの資産合計額と同額となっております。

10ページ、11ページをお願いいたします。

(2)経営指標に関する事項につきましては、地方公営企業法施行規則等の一部改正に伴い、令和3年度の決算より、将来にわたり持続可能な経営の確保及び経営状況の客観的な評価を行うため、経営手法を記載しております。

経常収支比率につきましては、114.4%となり、健全経営の水準とされる100%を上回っています。

料金回収率は100%と、事業に必要な費用を下水道使用料で賄っている状況となっております。

有形固定資産減価償却率は31.15%、管渠老朽化率は0%となっております。

今後も、将来の更新需要に備え、引き続き計画的な施設更新を行っていくところでございます。

次に、(3)議会議決事項についてです。

報告事項1件、予算、決算に関する乙議案8件となっております。

12ページをお願いいたします。

次に、(5)職員に関する事項です。

下水道事業の正規職員配置につきましては、前年度と比較しまして1名増でございます。 13ページ、14ページをお願いいたします。

2. 工事、(1)建設改良工事の概況について御説明いたします。

イ管きょ築造等工事につきましては、15ページ、16ページに続きますが、工事件数16件で、工事費合計は4億5,989万4,600円となっております。

ロ付帯(舗装)工事につきましては、工事件数1件で、工事費合計は2,062万2,800円となっております。

17ページ、18ページをお願いいたします。

ハ汚水桝設置工事につきましては、工事件数5件で、工事費合計は1,897万1,700円となっております。

ニ浄化センター設備工事につきましては、工事件数4件で、工事費は1,070万9,104円となっております。

19ページ、20ページをお願いいたします。

(2) 保存工事の概況について御説明いたします。

1件100万円以上の保存工事につきましては、工事件数7件で、工事費は1,827万1,000円となっております。

21、22ページをお願いいたします。

業務関係分について御説明いたします。

イに用途別排水量を月別に記載いたしております。

口は用途別下水道使用料、ハは月別使用状況でございます。

23ページをお願いいたします。

(2) 事業収入に関する事項について御説明いたします。

イ事業収益につきましては、下水道使用料が12億8,733万790円で、前年度と比較し673万3,170円の増となっており、他会計負担金、他会計補助金等と合わせた事業収益総額は、25億6,699万236円となっております。

続きまして、ロ下水道使用料収納状況についてですが、現年度、過年度とそれぞれに記載 いたしております。

合計収納率は、前年度と同様の96.9%となっております。

右の24ページの(3)事業費に関する事項についてですが、令和 3年度の事業費用合計額は22億5, 208万92円で、前年度と比較いたしますと 1 億3, 336万571円の減額となっております。

これは、昨年度の浄化センター用地の一部をごみ処理施設の建設用地として一般会計に所管替えしたことによる固定資産除却費が主な原因でございます。

25ページをお願いします。

(4) その他主要な事項のイ経営分析につきましては、前年度と比較する形でそれぞれの項目ごとに記載いたしております。

その主なものについて御説明いたします。

住民基本台帳人口7万3,838人、計画処理人口7万9,900人に対しまして、現在の処理区域 内人口は7万3,606人となっており、住民基本台帳人口に対する普及率は99.7%となってお ります。

水洗化率は92.4%、年間有収水量は856万9,759立方メートルとなります。

また、1 立方メートル当たりの汚水処理原価は150.2円で、1 立方メートル当たりの収益であります使用料単価も150.2円となっております。

以下、下水道事業の施設効率を判断する指標の負荷率、処理能力に対する処理水量の割合を示す施設利用率、経営の効率性等を見るための職員1人当たりの水洗化人口などにつきましては、記載いたしているとおりでございます。

続きまして、26、27ページ、4. 会計について御説明いたします。

イ工事請負契約、ロ付帯工事請負契約、ハ汚水桝工事請負契約及び二業務委託契約につきましては、1,000万円を超える契約について記載をいたしております。

続きまして、(2)企業債及び一時借入金の概況についてですが、イ企業債につきましては、 前年度末残高192億9,421万1,965円、本年度借入高10億6,180万円で、本年度償還高16億1,331 万9,676円を差し引いた本年度末残高は、187億4,269万2,289円となっております。

ロー時借入金につきましては、本年度中における借入残高最高額は8億5,000万円となっております。

29ページをお願いいたします。

1年間の資金の状況を記載したキャッシュ・フロー計算書となります。

当年度純利益を基点として、減価償却費等の非現金支出や未収金、未払金等の増減額を加減する間接法での表記となっております。

下から2行目の資金期首残高6,984万4,085円に対し、資金期末残高は1億7,183万2,697円 となっております。

31、32ページをお願いいたします。

損益計算書の内訳明細書となります。

収益的収入についてですが、営業収益の下水道使用料、営業外収益の他会計補助金が主なものとなっております。

33、34ページをお願いいたします。

収益的支出について御説明いたします。

目、管きょ費につきましては、下水道管路施設の維持管理に必要な業務などの委託料、マンホール補修等に要する修繕費が主なものとなっております。

目、処理場費につきましては、浄化センター維持管理業務などの委託料、浄化センター設備に関わる修繕費が主なものとなっております。

35、36ページをお願いいたします。

目、業務費につきましては、下水道受益者負担金の前納報奨金に係る報償費、下水道使用 料徴収に関わる水道事業への負担金が主なものとなっております。

目、総がかり費につきましては、下水道事業の事務全般に関わる職員の給与、手当等が主な支出となっております。

37、38ページをお願いいたします。

目、減価償却費につきましては、浄化センター設備、管渠設備等の減価償却費となっております。

目、資産減耗費につきましては、汚水管の移設工事に伴う管路施設などの施設整備の除却 による固定資産除却費が主なものとなっております。

次に、項、営業外費用につきましては、企業債に係る支払い利息が主なものとなっており

ます。

項、特別損失につきましては、浄化センター処理機械設備の除去による固定資産除却費が 主なものとなっております。

39、40ページをお願いいたします。

資本的収支明細書について御説明いたします。

収入につきましては、建設改良等の財源に充てるための企業債、国庫補助金、他会計出資金、受益者負担金、受益者分担金、工事負担金及び基山町による下水道施設整備費用負担金のその他資本的収入となっております。

41ページから44ページが支出の部の建設改良費でございます。

建設改良費の目、施設建設費につきましては、浄化センター長寿命化工事委託料及び浄化 センター実施設計作成委託料などに係る委託料や、43、44ページになりますが、汚水管等築 造工事、雨水整備事業などに係る工事請負費が主なものとなっております。

以下、企業債償還金となっております。

それでは、今申し上げました施設建設の委託料及び工事請負費につきましては、タブレットの下水道事業決算認定参考資料をお願いいたします。

まず、2ページをお願いいたします。

浄化センター長寿命化工事の工事委託でございます。

赤色の箇所におきまして、令和2年度に繰越しをいたしました、水処理機械設備及び電気 設備更新などの工事が完了いたしております。

次に、3ページをお願いいたします。

浄化センター増設事業の工事委託でございます。

赤色の箇所におきまして、令和3年度、令和4年度の2か年で、水処理機械設備、送風機 設備及び電気設備など、増設工事を現在施工しているところでございます。

次に、4ページをお願いいたします。

浄化センター耐水化事業の業務委託でございます。

鳥栖市洪水・土砂災害ハザードマップにおいて、浄化センターが3メートルから5メートルの浸水想定区域に指定されましたので、令和3年度に対策工法の選定、耐水壁の配置計画、対策による周辺等の影響などを検討し、事業計画を策定いたしております。

対策の方策としましては、赤色の位置に敷地を5メートルの耐水壁で囲むこととし、被災時に下水処理に大きな影響がある水処理施設側から優先的に対策を進めていく計画といたしております。

次に、5ページをお願いいたします。

西田川排水区雨水整備事業につきましては、令和2年度の繰越箇所は、黒色の点線の区間 にボックスカルバートの900ミリ掛ける900ミリを延長99.7メートル設置をいたしております。

また、令和3年度の実施箇所は、赤色の実線区間に900ミリ掛ける900ミリを延長100.9メートル、1,200ミリ掛ける1,700ミリを延長194.3メートル、1,300ミリ掛ける500ミリを延長125.4メートル設置いたしております。

それでは、決算書に戻っていただきまして、45、46ページをお願いいたします。

固定資産明細書について御説明いたします。

固定資産明細書のうち、(1)有形固定資産明細書につきましては、土地、建物、構築物、 機械及び装置などの固定資産の明細でございます。

表の最下部に合計額を記載いたしております。

年度当初現在高592億5,470万2,892円に対し、令和3年度の建設改良等による増加額及び除去等による減少額を加減し、令和3年度末現在高は600億8,951万463円となっております。これに、令和3年度末までの減価償却累計額を差し引いた年度末償却未済高は417億9,958万2,399円となっております。

47、48ページをお願いいたします。

47ページから64ページまで企業債明細書を掲載しております。

企業債の発行年月日、発行総額、償還高等の明細を記載いたしております。

63、64ページをお願いいたします。

企業債発行件数109件、資本費平準化債発行件数13件の計122件、発行総額373億6,720万円で、これまでの償還高累計額186億2,450万7,711円を差し引いた未償還残高は187億4,269万2,289円となっております。

以上で、下水道事業決算についての説明を終わらせていただきます。

何とぞよろしく御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

久保山日出男委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

西依義規委員

また同じようなこと聞いていいですか。

34ページ、浄化センター維持管理業務委託料がありますけど、先ほどみたいに委託先と何年ぐらいの契約で、いつからか、もしよかったら何人ぐらいの人員で運営されてるかまで教えてください。

日吉和裕上下水道局事業課長

浄化センターの維持管理の業務委託につきましては、先ほどの浄水場と同じ会社でありま

すキュウセツAQUAのほうに、契約をいたしております。

こちらのほうも長期契約で3年契約の随意契約で契約をいたしております。

契約につきましては、選定委員会を開きまして、平成25年から契約をいたしております。 それで、約20年弱ぐらいです。

同じように、実績等、大きな問題もなく、これまで業務を、運転管理を行っていただいて おります。

西依義規委員

平成25年から3年更新でずっと更新、更新とされているのかと、何人ぐらいで運営されて るかは分かりますか。

日吉和裕上下水道局事業課長

更新については、長期契約の中で年度契約で、契約のほうは単年度契約で随時させていた だいております。

浄化センターの今の運転管理の人員については、現在27名で運転管理をしていただいております。

久保山日出男委員長

ほかに。

よろしいですか。

江副康成委員

25ページの経営資料のところでございますけれども、先ほどの水道事業と比べて施設利用率だとか、稼働率だとか、結構いっぱいいっぱい使ってるような感じがするんですけれども、計画処理人口が7万9,900人ということで、この部分は、現有施設ではもうこれが手いっぱいということで、まずよろしいですかね。

日吉和裕上下水道局事業課長

全体の計画処理人口7万9,900人は、今の現在の処理施設よりも多うございます。

今現在は、その処理能力を現単位等を確認しまして、人口と工場排水等を勘案して、その流入水量に応じて計画的に増設計画を行っておりますので、最終的な今現在の7万9,000人に対する系列については、約5万トンぐらいの能力を持つ形になります。

久保山日出男委員長

ほかに。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ないようでございます。

それでは、本案に対する質疑を終わります。

∞

議案乙第28号令和3年度鳥栖市一般会計決算認定について

久保山日出男委員長

続きまして、議案乙第28号令和3年度鳥栖市一般会計決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

古賀和教上下水道局次長兼管理課長

それでは、令和3年度鳥栖市一般会計決算のうち、上下水道局分について御説明をいたします。

決算書の171ページ、172ページをお願いいたします。

款4衛生費、項4環境対策費、目3浄化槽設置整備事業費について、節18負担金、補助及び交付金61万5,000円のうち、浄化槽維持管理費補助金といたしまして、1件当たり1万5,000円の39件分で、58万5,000円の補助を行っているところでございます。

以上、簡単ではございますが、令和3年度浄化槽設置整備事業についての御説明を終わらせていただきます。

以上、よろしくお願いいたします。

久保山日出男委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

それでは、上下水道局関係の議案質疑を終わります。

∞

久保山日出男委員長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、本日の委員会を散会いたします。

午後 4 時23分散会

令和4年9月30日(金)

| - 144 - | |
|---------|--|
|---------|--|

1 出席委員氏名

委員長 久保山日出男 副委員長 西依義規

委員 小石弘和

委員 齊藤正治

委員 江副康成

委員 池田利幸

委員 野下泰弘

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

建設部長 福原茂

建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長 三澄洋文

建設課庶務住宅係長 安永伸也

建設課整備係長 立石佳照

建設課長補佐兼スマートインターチェンジ推進室長補佐兼事業係長 杉本修吉

建設課スマートインターチェンジ推進室用地係長 江藤誠

建設部次長兼維持管理課長 大石泰之

維持管理課長補佐 山下美知

維持管理課管理係長 斉藤了介

維持管理課維持係長 天本清二

都市計画課長 槇浩喜

都市計画課参事兼課長補佐兼公園緑地係長 本田一也

都市計画課長補佐兼庶務係長 三橋秀成

都市計画課計画係長兼鳥栖駅周辺整備推進室長兼整備推進係長 木原智範

国道・交通対策課長 森山信二

国道・交通対策課道路・交通政策係長 舟越健策

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主事 赤司和広

5 日程

建設課 · 維持管理課審查

議案乙第28号令和3年度鳥栖市一般会計決算認定について

〔説明、質疑〕

報告 (建設課)

公共施設中長期保全計画の改定について

[報告、質疑]

都市計画課審査

議案乙第28号令和3年度鳥栖市一般会計決算認定について

[説明、質疑]

国道 · 交通対策課審査

議案乙第28号令和3年度鳥栖市一般会計決算認定について

〔説明、質疑〕

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

午前9時59開会

久保山日出男委員長

建設経済常任委員会を開会いたします。

審査に入る前に、部長から一言御挨拶をお受けしたいと思います。

福原茂建設部長

皆さん、おはようございます。

それでは、建設部のうち、建設課及び維持管理課関係分の決算概要につきまして、一括して御説明させていただきます。

まず、建設課でございますが、令和3年度の事務執行に際しましては、建設課職員23名で 事務の執行に当たってまいりました。

建設課関係分の歳出の概要につきましては、一般会計、款8土木費のうち、予算現額18億1,790万7,000円、支出済額13億2,411万9,579円、翌年度繰越額4億9,211万8,000円、不用額166万9,421円、執行率72.8%となっております。

令和3年度に取り組みました建設課の主な事業といたしましては、田代大官町・萱方線、 轟木・衛生処理場線、飯田・酒井東線などの道路改良事業、また、市営住宅の長寿命化を図 ることなどを目的としております既設公営住宅改善事業などを推進し、それぞれ成果を上げ てきたところでございます。

次に、維持管理課でございますが、令和3年度の事務執行に際しましては、維持管理課職 員13名で事務の執行に当たってまいりました。

維持管理課関係分の歳出の概要につきましては、一般会計、款8土木費のうち、予算現額12億8,291万2,000円、支出済額10億4,310万8,944円、翌年度繰越額2億3,935万3,000円、不用額45万56円、執行率81.3%。

款11災害復旧費のうち、維持管理課関係分といたしまして、予算現額6,593万4,000円、支 出済額3,501万200円、翌年度繰越額2,960万円、不用額132万3,800円、執行率53.1%となって おります。

令和3年度に取り組みました維持管理課関係分の主な事業といたしましては、道路側溝等整備事業、道路舗装事業、橋梁長寿命化事業、交通安全対策事業、河川浚渫改良事業、災害 復旧事業などを推進し、それぞれ成果を上げてきたところでございます。

事業の主な内容につきましては、建設課、維持管理課の順に、それぞれ担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げ、決算概要の説明を終わらせていただきます。

∞

建設課・維持管理課

議案乙第28号令和3年度鳥栖市一般会計決算認定について

久保山日出男委員長

それでは、これより建設部関係議案の審査を始めます。

建設課及び維持管理課関係議案の審査を行います。

議案乙第28号令和3年度鳥栖市一般会計決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

三澄洋文建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長

おはようございます。

それでは、令和3年度一般会計決算に関わる建設課分の主なものにつきまして、御説明を 申し上げます。

決算書の49ページ、50ページをお願いいたします。

歳入でございます。

中ほど、下のほう、目4土木使用料のうち、節3住宅使用料につきましては、市営住宅の 家賃でございます。

ページ飛びまして、59ページ、60ページをお願いいたします。

目4土木費国庫補助金のうち、節1道路橋梁費国庫補助金につきましては、道路改良事業などの社会資本整備総合交付金でございます。

また、その下、節3住宅費国庫補助金につきましては、市営住宅改善事業、空き家除却事業及び木造住宅の耐震化促進事業などの社会資本整備総合交付金でございます。

ページ飛びまして、79ページ、80ページをお願いいたします。

上から4つ目でございます、節4土木費受託収入につきましては、轟木排水機場など国所 管の8施設及び沼川排水機場など県所管の3施設の操作管理等に関わる受託料でございます。 ページ飛びまして、89ページ、90ページをお願いいたします。

款23市債、項1市債、目3土木債、節1道路橋梁債及びその下、節4住宅債につきまして は、道路改良事業及び市営住宅改善事業に伴う市債でございます。

続きまして、歳出について御説明をいたします。

ページ飛びまして、193ページ、194ページをお願いいたします。

款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費のうち、節2給料から節4共済費につきましては、建設部長、課長、整備係3名、スマートインターチェンジ推進室6名、合計11名の人件費でございます。

その下、節12委託料につきましては、先ほど申しました、轟木排水機場をはじめとした排 水機施設の操作委託料でございます。

ページ飛びまして、199ページ、200ページをお願いいたします。

目6道路整備交付金事業費につきましては、田代大官町・萱方線、轟木・衛生処理場線、 飯田・酒井東線及び飯田・水屋線などの道路改良事業に関わる経費でございます。

こちらにつきましては、主要施策の成果の説明書にて御説明をいたします。

主要施策の成果77ページをお願いいたします。

田代大官町・萱方線道路改良事業でございます。

こちらにつきましては、物件等移転補償を進めまして、アスタラビスタ北側の道路拡幅工事、それから、浅井アパート北側のバスカット付近の改良工事などを行っております。

昨年度末までの用地取得率は約68%、事業進捗率は約64%となっております。

続きまして、78ページをお願いいたします。

轟木・衛生処理場線道路改良事業でございます。

こちらにつきましては、本線の道路改良工事を進めるとともに、橋梁の下部工工事、それから、北部沿線店舗の進入路の付け替え工事などを行っております。

昨年度末までの事業進捗率は約72%となっております。

続きまして、79ページをお願いいたします。

飯田・酒井東線等道路改良事業でございます。

こちらにつきましては、インターチェンジの側道に関わる箇所の物件等移転補償、事業用 地の取得を進めるとともに、付け替え水路、それから、仮設道路の工事に要する費用の一部 を事業主体者である西日本高速道路に負担をしているところでございます。

続きまして、80ページをお願いいたします。

飯田・水屋線等道路改良事業でございます。

こちらにつきましては、北側付近の物件等移転補償、それから、事業用地の取得などを進めるとともに、中間付近の道路拡幅工事を行っております。

また、南側交差点につきましては、県のアクセス道路と同一施工になるために、市道改良に関わる費用を事業者の佐賀県に負担をしているところでございます。

昨年度末までの用地取得率は約94%、事業進捗率は約69%となっております。

それでは、再度決算書の199ページ、200ページに戻っていただいてよろしいでしょうか。 中ほどの目6道路整備交付金事業費、節12委託料につきましては、田代大官町・萱方線に 係る物件等調査委託料でございます。

その下、節14工事請負費及び節16公有財産購入費につきましては、田代大官町・萱方線、 轟木・衛生処理場線及び飯田・水屋線などに関わる道路改良工事費及び事業用地取得費でご ざいます。

その下、節18負担金、補助及び交付金につきましては、備考欄の上段が西日本高速道路への負担金、下段が佐賀県への負担金でございます。

一番下の節21補償、補填及び賠償金につきましては、田代大官町・萱方線、飯田・酒井東線及び飯田・水屋線に関わる物件等移転補償費でございます。

次の201ページ、202ページをお願いいたします。

目7道路新設改良費、節12の委託料から節16の公有財産購入費につきましては、国土交通省・今町線の歩道拡幅事業に関わる用地測量や物件調査などの委託料、事業用地取得費及び歩道拡幅工事費でございます。

ページ飛びまして、207ページ、208ページをお願いいたします。

項5住宅費、目1住宅管理費のうち、節2の給料から次のページの節4共済費につきましては、庶務住宅係12名の人件費でございます。

209ページ、210ページをお願いいたします。

節10需用費のうち、備考欄の修繕料につきましては、市営住宅の修繕料でございます。

その下、節12委託料につきましては、市営住宅を適正に管理するため、市営住宅の樹木管理、給水施設等の保守点検及び火災報知機の取替えなどでございます。

中段の目2住宅改善費、節14工事請負費につきましては、主に本鳥栖アパートや浅井アパートのガス管給湯設備改修工事及び浅井アパート屋外階段の手すり設置工事でございます。

一番下の節18負担金、補助及び交付金につきましては、空き家に対する除却補助金でございまして、令和3年度は5件に対して交付を行っているところでございます。

以上、令和3年度の建設課分とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

続きまして、維持管理課関係分につきまして、その主なものについて御説明申し上げます。 決算書49ページ、50ページをお願いいたします。

款15使用料及び手数料、項1使用料、目4土木使用料、節1土木管理使用料の主なものにつきましては、道路占用条例等に基づく市道占用料及び公有水面使用料でございます。

続きまして、55ページ、56ページをお願いいたします。

款16国庫支出金、項1国庫負担金、目4災害復旧費国庫負担金、節1土木施設災害復旧費 国庫負担金につきましては、令和2年に発生いたしました災害復旧事業に係る国庫負担金で ございます。

続きまして、59ページ、60ページをお願いいたします。

項2国庫補助金、目4土木費国庫補助金、節1道路橋梁費国庫補助金につきましては、橋 梁長寿命化事業に基づく道路メンテナンス事業補助金でございます。

続きまして、73ページ、74ページをお願いいたします。

款18財産収入、項2財産売払収入、目1不動産売払収入、節1土地売払収入につきましては、里道・水路の売払収入でございます。

続きまして、85ページ、86ページをお願いいたします。

款22諸収入、項6雑入、目4雑入、節4雑入の土木雑入、一番下でございますけれども、 このうち主なものにつきましては、路上事故損害賠償保険金でございます。

続きまして、89ページ、90ページをお願いいたします。

款23市債、項1市債、目3土木債、節1道路橋梁債につきましては、橋梁長寿命化事業や 道路舗装長寿命化事業等に係る市債でございます。

その下、節2河川債につきましては、河川しゅんせつ及び排水路整備等に係る市債でございます。

続きまして、91ページ、92ページをお願いいたします。

目8災害復旧債、節2土木施設災害復旧債につきましては、令和3年発生災害復旧事業に 係る市債でございます。

歳入につきましては、以上でございます。

続けて歳出に移ります。

決算書193ページ、194ページをお願いいたします。

款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費のうち、維持管理課関係分について申し上 げます。

まず、節10需用費につきましては、街路灯、駅前トイレ等に使用いたします光熱水費が主なものでございます。

その下、節11役務費の主なものにつきましては、市道等における路上事故に対する賠償の ための保険料等でございます。

続きまして、195、196ページをお願いいたします。

項2道路橋梁費、目1道路橋梁総務費、節2給料から節4共済費につきましては、維持管

理課職員13名分の人件費でございます。

次に、節12委託料につきましては、測量調査及び道路台帳の修正に伴う委託料でございます。

その下、節21補償、補填及び賠償金につきましては、道路の管理瑕疵による賠償金でございまして、予備費から充用いたしております。

続きまして、目2道路維持費、節1報酬、節3職員手当等及び節8旅費につきましては、 草刈り作業などを行う会計年度任用職員の報酬などでございます。

次に、節10需用費の主なものにつきましては、道路側溝等の修繕料でございます。

次のページをお願いいたします。

節12委託料の主なものにつきましては、草刈り委託料や舗装路面の補修委託料、街路樹や 緑地帯の管理等委託料、鳥栖駅連絡通路等管理委託料などでございます。

節13使用料及び賃借料につきましては、大雨時の道路冠水状況を確認するための監視カメ ラ借上料などでございます。

節14工事請負費につきましては、本鳥栖住宅 4 号線などの道路側溝等の整備工事費でございます。

節15原材料費につきましては、市道陥没の際に使用する路線補充代や砕石等の材料費でございます。

続きまして、目3道路舗装費、節14工事請負費につきましては、商工団地3号線舗装工事等の費用でございます。

詳細につきましては、主要施策の成果73ページをお願いいたします。

令和3年度は、舗装延長が新設で4路線、221メーター、舗装打ち換え補修を36路線、3,269 メーター、合計3,490メーターで事業を実施いたしております。

このうち、右の表の3路線、計832メーターを舗装事業として舗装打ち替えを実施いたして おります。

決算書の197ページ、198ページにお戻りお願いします。

目 4 橋梁維持費、節12委託料につきましては、橋梁長寿命化事業に基づく橋梁の点検等の 委託料でございます。

同じく、節14工事請負費につきましては、橋梁長寿命化計画に基づく橋梁修繕工事費でございます。

主要施策の成果74ページをお願いいたします。

令和3年度道の橋梁長寿命化事業といたしましては、修繕工事が左のほうで8橋、修繕に伴う詳細設計が右側の8橋、定期点検は48橋を実施いたしております。

決算書197、198ページにお戻りいただいて、目5交通安全対策事業費、節7報償費は、交通安全指導員の謝金でございます。

主要施策の成果75ページをお願いいたします。

令和3年度は、交通安全指導員の定数64人のうち、欠員を除く60人に対しまして、謝金を 支給いたしております。

そのほか、交通安全教室などを表示しているとおり実施いたしております。

決算書にお戻りいただきまして、197、198ページの一番下、節12委託料につきましては、 道路照明のLED化に伴う点検、設計業務が主なものでございます。

次のページ、節14工事請負費につきましては、防護柵やカーブミラー、道路照明灯など交通安全施設の改修工事が主なものでございます。

主要施策の成果76ページをお願いいたします。

交通安全施設整備事業につきましては、令和3年度はカーブミラーを7基、防護柵を481メートル、区画線を1万5,093メートル、また、道路照明灯のLED化を187基実施いたしております。

決算書の201ページ、202ページをお願いいたします。

目7道路新設改良費、節12委託料のうち、加藤田町入口交差点設計等委託料につきまして は、当該交差点改良に伴う設計業務及び支障する物件等の調査業務でございます。

次に、節16公有財産購入費のうち、上天・国道線道路用地購入費につきましては、加藤田町入口交差点改良に伴う必要な用地の購入費でございます。

同じく、節12補償、補填及び賠償金につきましても、当該交差点の工作物の移転補償費で ございます。

次に、目8道路防災対策事業費、節14工事請負費につきましては、令和2年7月の大雨により被災いたしました緑ケ丘の下岸田中央線のり面の防災対策工事費でございます。

続きまして、項3河川費、目1河川改良費、節12委託料につきましては、準用河川等の草 刈り業務及び調査設計委託料でございます。

その下、節14工事請負費は、準用河川排水路の整備工事費でございます。

主要施策の成果81ページをお願いいたします。

事業内容といたしましては、大野川護岸の調査設計委託料のほか、江島川や向原川などの しゅんせつ工事、大野川護岸の改修や排水路整備工事を実施いたしております。

決算書の257ページ、258ページをお願いいたします。

款11災害復旧費、項2土木施設災害復旧費、目1土木施設災害復旧費、節12委託料及び節 14工事請負費につきましては、令和2年7月豪雨に伴い被災いたしました河内・大峠線及び 令和3年8月秋雨前線豪雨に伴い被災いたしました柚比町側道1号線等の災害復旧費でございます。

以上で維持管理課分の説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

久保山日出男委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

池田利幸委員

まず、維持管理課さんに説明をいただいた部分から何点か。

196ページ、目2道路維持費の節1報酬、会計年度任用職員報酬、これは主に草刈りとかでって言われた部分。

これは令和3年度、この草刈りのための会計年度任用職員さん、何人いらっしゃって、どれくらいをやったっていうのは、御説明できますか。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

会計年度任用職員は、道路パトロールにお一人、それから、草刈りとしてお二人の合計3 人、雇用しております。

ただ、明確に分類しているわけではなくて、その時々に応じて3人で回していただいております。(発言する者あり)

久保山日出男委員長

手を挙げて、質問ね、答えね、どっち。(発言する者あり)

斉藤了介維持管理課管理係長

会計年度任用職員さんは、主に道路パトロールと草刈り等の業務を行っておりまして、草刈りでいいますと大体市内の道路延長で全体を積み上げた数で26キロメートルぐらいしていただいてます。お二人メインでしてますので。

それと道路パトロールは、1週間のうち5日間、市内をずっと巡回をしてまして、その分の道路の陥没等の補修を毎日行っていただいております。

以上でございます。

池田利幸委員

ありがとうございます。

令和3年度中、草刈りの一般質問もいっぱい上がっていましたし、令和3年度に限らずずっと草刈りっていう部分で、今はやっぱり高齢化も伴って、かなり、草刈りを地域がもうできないっていうことで、市のほうにお願いするっていう部分があって、今回、パトロール1名で草刈り2名でされてるってことで、地域の要望とかそういう部分と、実際にできた部分、

賄えたのかとかいう部分でいったら、令和3年度決算としてどう捉えられてますか。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

おっしゃるとおり、年々新たな草刈りの要望箇所も増えております。

それに対しまして、私どもといたしましても、担い手につきましては、新たに引き受けていただける方、町区が多うございますけれども、お願いできる箇所は、今まで市職員で行っていたものを地元などに委託をしまして、空いた余裕で新たな需要にお答えしているというところでございます。

で、時期については、どうしても草刈りの時期が集中いたしますので、なかなか御要望に満足にお答えすることはできませんけれども、昨年度につきましては、おおよそのところについては、御要望に何とかお答えはできたのかなと思っております。

以上です。

池田利幸委員

ありがとうございます。

もう本当に、草刈り、同じ時期で大変と思いますけど、職員さんが足らないのであれば、 やっぱり増やすべきであろうし、町区の皆さんとの御協力体制とか、草払い機だったり草刈 り機っていうことも、江副委員とかもたしか言われたと思いますんで、そういう機械を入れ て高齢化対策を図るなり、その辺はしっかり考えて、これからもよろしくお願いします。

続いていいですか、続いて202ページ、目7道路新設改良費の節12委託料、これの加藤田町 入口交差点設計等委託料。

この部分、令和3年度として、信号設置のための調査委託を道路改良のためにされてると 思いますんで、そこの部分の進捗がどこまでいってるのか、そこを御説明できる分、御説明 お願いします。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

令和3年度の時点で設計と用地買収、補償などを含めたものについては、一通り終わって おります。

で、並行して警察協議を行っておりまして、それにつきまして、今年度になりましてですけれども一定整理がつきまして、今現在は、国道が関連しますので、国との協議を行っているところでございます。

で、今、計画書を出しまして、その回答を待っているところでございます。

池田利幸委員

ありがとうございます。

これはもう、ずっとやっていただいてるのは重々承知してるんで、結果的に信号設置の可

能性はかなり見えてきてるっていう理解でよろしいんですか。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

繰り返し申し上げておりますけれども、今現在、あくまでも私どもとしましては、信号機 設置を前提とした交差点改良ということで取り組んでおります。

ただ、交通管理者である警察によって信号機は設置されますけれども、警察のほうから信号機設置に関する明確なお答えをいただいておりませんので、現時点で私どものほうから設置ができるとかできないということは申し上げられません。

以上です。

池田利幸委員

ありがとうございました。

違う質問をさせていただきます。

200ページ、目6道路整備交付金事業費、節12委託料、田代大官町・萱方線等調査等委託料の部分ですけど、これ、僕の勘違いじゃなければ、委託料って、ずっと何回かついているような気がするんですけど。

これは、今までで何回目の委託調査料で、どういうことを今回やっているのか、それを説明いただけますか。

三澄洋文建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長

ただいま御質問の委託料の中身でございますけれども、これまでも田代大官町・萱方線を 進める中で、委託料というのは、これまで基礎の委託料から、調査から、測量関係とかいろ いろやってきております。

最近はボックスとかが、道路の横断が結構入ってますので、その継ぎ足し分の設計委託料 とかも上げさせていただいてますけれども。

今回のこの委託料につきましては、家屋の調査、家屋補償を行っていく中で、要は中身の調査をかけて、補償費の算定をするというところの分の調査委託になっておりますので、実際に移転をお願いする年度の直前に、そういったものを随時やっているということでございますので、毎年、補償をする中で上がってくるという認識でおるところでございます。

以上でございます。

池田利幸委員

ありがとうございます。

ここで多分説明されてたと思うんですけど、今、64%の進捗率って言われてたと思うんで すけど、令和2年度はどれぐらいで、何%進んでるんですかね。

予定としては、最終的に100%になるのはどのタイミングになるのか、お答えできますか。

三澄洋文建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長

現在の進捗としましては、全体で34件、物件等の対象がございます。

そのうちの23件が令和3年度で終わってるというところでございますので、残り11件ほど 今後進めたいというふうに思ってるところでございます。

以上でございます。

池田利幸委員

ありがとうございます。

進捗、もともとより大分、若干、遅れてる部分があるんで、そこはぜひお願いしたいなと 思いますんで。

最後の質問です。

210ページ、目2住宅改善費、節18負担金、補助及び交付金の空き家対策補助金、これは今ずっと空き家も増えてきてる状況の中で、この令和3年度として、補助の申請、あと、空き家対策の推進協議会とかで上がってきてる分が、どれぐらい今解消できてるのか。

それを教えていただけますか。

三澄洋文建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長

空き家の件でございます。

こちらにつきましては、毎年、協議会のほうで諮らせていただきまして、特に損傷が顕著である空き家、特定空き家と言いますけれども、そういったものをこの協議会の中でお諮りさせていただいて、それが対象になれば、こういった空き家の補助金を活用しながら除却というふうなことになっております。

現在残ってるのは――協議会で特定空き家として残ってる分はございませんけれども、まだ特定空き家以外でもこの補助金が活用できる部分がございますので、そういったものを、 今、地元のほうから募っているところでございます。

ですので、特定空き家の数としては、もうなくなっているという状況でございます。以上でございます。

池田利幸委員

ありがとうございます。

すいません、これ私、ちょうど今相談をもらってる分があったんであれなんですけど、個人として空き家の申請は上げられないんですか。

区長さんとか地域を通して申請をもらうまでに、空き家を推進協議会に上げないと、申請 は下りないっていうことになるんですかね。

三澄洋文建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長

申請は、区長を通さずともできるものでございます。

ただ、空き家のこの補助金に該当するかどうかは、やはりその損傷と危険度がある程度高いところにございますので、空き家であれば何でもこの除却に対応できるっちゅうことではございませんので、そういったものは審査の中で決まっていくものというところで考えてございます。

以上でございます。

久保山日出男委員長

ほかに。

江副康成委員

ごめんなさい、ページが分からなくなってしまったんですけど。

里道の売却の土地収入の話があったじゃないですか。

その内容って、どこの辺りの売却があったのかって教えていただけますか。

ごめんなさい、74ページ。

斉藤了介維持管理課管理係長

令和3年度は、法定外公共物、里道・水路を3か所払下げを行っておりまして、1か所が 江島町の水路でございます。

敷地の利用としては、太陽光発電の施設として、実際使われてない、水路としては機能が 廃止されている分でございましたので、払下げを行っております。

2か所目が同じく江島町の里道でございまして、ここは事業用地の一部として利用すると、 実際使われていない里道でございます。

3か所目が田代外町の里道でございます。こちらにつきましては、住宅の一部として、こちらももう使用されてない里道でございましたので、払下げを行っているところでございます。

この3か所です。

以上です。

江副康成委員

それが7,300万円ですかね、かなり金額が大きかったと思ったもんで、結局その隣地か何かの単価、隣地が宅地であれば宅地でもらうとか、そういう形になるんですか。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

この73ページ、74ページの土地売払収入が、総額では7,300万円ほどでございますけれども、 今説明申し上げました維持管理課、要は里道・水路の払下げ分につきましては、金額はこの うち67万1,414円が、今申し上げた3筆分の里道・水路の払下げ相当額でございます。 以上でございます。

江副康成委員

となると、7,300万円というのは、維持管理課、建設課関係以外のところに大きな金額があるという理解でよろしいですかね。

分かりました。

それと、198ページの委託料の一番下の段、鳥栖駅連絡通路等管理委託料771万4,960円、この委託の内容についてもう少し詳しく教えていただけますか。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

鳥栖駅の連絡通路の分でございますけれども、まず、エレベーターの保守点検委託料、それから、駅前のトイレの清掃業務やトイレの自動ドアの開閉器の保守点検業務などでございます。

江副康成委員

これはどういった形で委託になってるかということを…… (発言する者あり)

そういう内容での委託なんでしょうけれども、今年、決算からちょっと内容だけ確認して ……、今年の7月19日に止まったじゃないですか。

ああいうところはその委託の範囲内で、そちらのほうの、委託を受けたところで修理っていうか、されるような形になるわけですかね。(発言する者あり)

いやいや、ここの部分。(発言する者あり)

久保山日出男委員長

手を挙げて言ってくれたら。

斉藤了介維持管理課管理係長

この鳥栖駅分でいいますと、エレベーターはあくまで保守点検でございますので、通常動く形で、一旦止まったら業者のほうにすぐ非常用ボタンで連絡をして、駆けつけて、保守点検の内容の範囲内であれば、業者さんのほうでこの委託料の範囲内で保守を行うと。

で、先立って、大雨でエレベーターが一時止まりまして、これは部品の交換が必要でございましたので、保守点検の内容外ということで、別途委託をしたところでございます。

以上でございます。

江副康成委員

最後、さっき池田議員の質問の中で、会計年度任用職員さんの道路パトロールが 2 名いらっしゃるという話だったんですけれども。

道路パトロールなのか、あるいは、あらかじめ陥没箇所を知らされて、そこに行って修理 するっていうのが専らなのか、探すのが目的なのか修理するのが目的なのか、どちらなのか なというのがちょっと気になったもんですから。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

会計年度任用職員3名のうち、割当てとしては1人をパトロール分、2人が草刈りといういうことでしております。

で、去年は、巡回をしながら、陥没を見つけたらそれを補修すると、それと別に、例えば 市民の方とかから通報があった場合については、まずそこを先に埋めに行くということで行 っておりまして、ただ、割合としては、やはり、パトロールしてそのときに見つけて修理を するというのが多いというふうに感じております。

江副康成委員

何を言わんかとすると、昔はSNSとか、あるいは郵便局とか、ヤクルトだったかな、いろんなところから教えていただきますと、ただ、直接的にはあれかもしれないけれども、青パトとかぐるぐるいつも回ってるじゃないですか。

ああいうところ、少なくともそのぐらいまで、ほかの課のやってることに目配りして、その情報ぐらい頂いて、修繕するのみに専ら行けるぐらいの情報が集まっていただければなあというふうに思ったもんで、確認しました。

以上です。

久保山日出男委員長

ほかに。

西依義規委員

202ページの国土交通省・今町線道路改良事業に関して、とてもいい事業というか、地元の要望を実現されて道路拡幅していただいたことは、交通安全対策の一環としてもとてもいいことだと思います。

で、これがこれで終わりなのかっていうことで、例えば、そこの交差点があって、北側に 抜けるほうは歩道が広くなったんですよ。

ただ、南側に行くと、普通の市道で歩道がない、もちろん、歩行者は危険っていう状況は 全く変わってないんですよ。

もちろん、例えば、今回はたまたま国相手だから土地を購入できたんでしょうけど、やっぱり交通安全を目指すんであれば、反対側もせんと、やっぱりそこの安全は保たれんと思うんですけど。

まず、その辺の考え方、今後について検討の余地はあるのかないのか、お願いします。

三澄洋文建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長

国土交通省・今町線の案件でございます。

今回、地元の要望を受けまして、交差点改良ということで、まずはやっぱり一番事故が多いところということで、交差点の一部、歩道を拡幅したということでございます。

将来的に北側に延ばす可能性もゼロじゃないと思っております。

というのが、地元からやはり要望も出てますので、交通安全として考えるということであれば、北側を延ばすことも考えることが重要になると思ってるところでございます。

あと、南側のお話ですけれども、現状はボックスが、実際、中に、途中ありまして、そこはどうしても狭いんですよね。

そこの拡幅はちょっと現実的に難しいのかなというところでございますので、その辺が今後、歩道を造ってできるのかどうかというのは、ちょっと議論が必要になってくるのかなと思いますけれども。

正式に交通安全対策がそのことをきちっとつくってやるところまでは、ちょっと難しいかもしれませんけど、何らか、路側帯をちょっと確保してやるとか、そういったことは考えていく必要があるのかなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

西依義規委員

大変前向きなお答えをいただきましてありがとうございます。

僕はあそこで終わるのかなと思ってたんで。

やっぱり、長年かけても、田代の皆さんは本当にあそこの田代昌町の抜けるところか、加藤田の今されてるところで、2つしていただいてるんで、多分、大変よくなりつつあるんですけど、まだまだなんで。

私は、前の委員会で地域との協働による道づくり事業をどうにかならんのかっていう、それを所管でしたんですけど、最終結論は、校区に1路線でもその校区が同意するんであれば、 そこを重点的にやっていきますというお言葉で終わったと思うんですけど。

その事業の取っかかりはいつになるんですかね。

大石泰之建設部次長兼維持管理課長

それは維持管理課でお話し申し上げていた部分ですけれども、その時点でなかった、例の 交通対策の補助が、今ついておりますので、まずは、いろいろ御意見頂きました、要は土地 を取得するのに寄附だけじゃどうなのかとかいうこともありましたけれども、今時点では、 幸い対応可能な補助がございますので、まずは、それでやれるところを先にやるということ で、交通安全の補助事業を活用したメニューを生かすように取り組んでいるところでござい ます。

以上です。

西依義規委員

私は今回のこの国土交通省・今町線と上天・国道線、2つの用地購入に関しては、私が議員になって、なかなか、普通の都市計画道路以外に用地を購入して、こうやってやるってことはなかったと思うんですよ。

とても私は……、今後これを前例として、やっぱり地域で困ってる交差点と――そうした ら、家がもうなくなりつつあるとか壊れよるとかいうタイミングで、ぜひ交差点の近くを重 点的に用地購入はしていかないかんと思うんで、ぜひこの流れは進めていっていただきたい と思っております。

以上です。

小石弘和委員

ちょっと1点、お願いしたいと思います。

210ページの工事請負費の浅井アパート等改修工事、これはずっと年次でずっときてるわけですよね。

そうすると、そのほかの市営アパートの修繕とか、そういうようなことはもう全然やってないというような形で判断していいんですかね。

結局、これに上がってないから。

ほかの市営住宅関係の修繕とかそういうようなものは上がってないかなというふうな形で すよね。

というのは、萱方町住宅、それから萱方町第2住宅、これ、見られてるんですか。

もう修理どころじゃないですよ、住まれないんですよ。

私も台風の前には、どこか引っ越し先がなかやろうかというふうな形で、いろいろ御相談 を受けて、若葉のまちセンに御紹介をしたんですけどね。

住んであっても、草ぼうぼう。

やはり、そういうふうなところを庶務住宅係は見ていただきたいわけよ。

何か事件があって、お宅さんたちは行って話を聞くだけでしょう。

情報も、結局、私たちがある程度やってるわけですよ。

これ悲惨ですよ、萱方の住宅見てんですか、もう築60年ぐらいたってるんですよ。

萱方町第2住宅ももう50年近くたってるんですよ。

台風前と台風後って行きますけど、ひさしが傾いたり――いいところだけあなたたちはしてもらったって、弱者の方を見て助けるところは、あなたたち行政の役目じゃないかなと。

その点、ここで、ただ、浅井アパートの改修工事約1億円。

これ、年次計画をずっとされてるんですよ。

じゃあそういうふうに空き家対策もやられてるなら、その市営住宅の修繕、そういうふうなところにも目を向けてほしい。

以上です。

久保山日出男委員長

これに対して答え。

三澄洋文建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長

御指摘ありがとうございます。

おっしゃるとおり、浅井アパートとかにつきましては、年次計画で長寿命化ということで、 ガス管とか給湯設備、それから外壁改修とか、いろいろさせていただいております。

一方で、当然、木造である萱方町住宅それから萱方町第2住宅につきましては、この210ページの上のほうに修繕料というのがございまして、930万円ほどここに上げさせていただいてますけれども、節10の需用費の修繕料でございます。

こちらが住宅のほうの修繕料ということで、地元のお住まいの方から、何か問題点があったときにつきましては、これで一応修繕等をさせていただいておりますけれども、なかなか思ったところまで至ってないというのは認識をしておりますので、なるべく皆様のお声に寄り添う形でできることをやっていきたいと。

で、草刈り等もなるべくできるように、職員も見回りをするように、努力してまいりたい というふうに思っております。

以上でございます。

小石弘和委員

先ほどの、ほかの住宅の修繕料が約930万円出てると。

その明細を出してください。

どこの住宅をどうやったんだと。

それから、やはり今課長がお話しされたように、もう少し予算組みをして、どこが悪いんだというふうなことを、それをやってほしいわけですよ。

以上です。

久保山日出男委員長

じゃあ、資料のほう、準備をよろしくお願いしておきます。

ほかに。

[「なし」と呼ぶ者あり]

それでは、ないようでしたら建設課及び維持管理課関係議案の質疑を終わります。

次に、建設課より議案外の報告の申出があっておりますので、執行部入替えのため暫時休

憩いたします。

午前10時56分休憩

∞

午前10時57分開会

久保山日出男委員長

再開いたします。

∞

報告 (建設課)

公共施設中長期保全計画の改定について

久保山日出男委員長

建設課より議案外の報告の申出があっておりますので、これを受けたいと思います。 執行部の説明を求めます。

三澄洋文建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長

それでは、報告資料をお願いいたします。

公共施設等総合管理計画の進捗状況についてと、公共施設中長期保全計画の改定ということで報告をさせていただきますけれども、このうち、報告資料の2番目の項目でございますけれども、公共施設中長期保全計画の改定、こちらについて建設課より御報告いたします。

資料の5ページをお願いいたします。

本計画につきましては、公共施設等総合管理計画の下位計画として、公共施設長寿命化の 視点から財政負担の軽減と平準化、安全性の確保及び環境負荷の低減などを目的に平成29年 度に策定をいたしました。

今回の改定につきましては、本計画がおおむね5年経過することを受けまして、状況の変化に沿った計画への時点修正を主体に改定するものでございます。

まず、改定内容の1つ目といたしまして、対象施設の見直しでございます。

本計画の対象施設につきましては、これまで全85施設でございましたけれども、現状の施設状況に合わせて、今回、全89施設に見直しを行っておるところでございます。

具体的に申しますと、1番の市民文化系施設に位置づけされておりました田代まちづくり 推進センター分館が、2番目の社会教育施設の(仮称)生涯学習センターに変更されたこと により、それぞれ1減と1増となっております。

3番目のスポーツ・レクリエーション系施設では、地域休養施設と滞在型農園施設が栖の 宿に統合されたため、1減となっております。

4番目の産業系施設では、江島町に整備されました鳥栖地区北部線揚水機場を追加しているところでございます。

11番目の行政系施設では、庁舎等に市庁舎南別館を、その他に河内町のお試し移住事業施設をそれぞれ追加しております。

12番目の上下水道施設では、浄水施設に浄水場送水ポンプ場を、下水施設にし尿等受入施設をそれぞれ追加し、下野地区の農業集落排水施設処理場の廃止に伴いまして、公共施設への位置づけを見直ししておるところでございます。

次に、資料6ページをお願いいたします。

改定内容の2つ目でございます。

こちらは長期保全計画の見直しでございます。

長期保全計画は、今後20年間の長期的視点に立ち、改修等に必要となる概算費用を把握し、維持保全の方向性を決定するための計画となっております。

概算費用につきましては、現行計画から5年を経過しており、建築工法の変化、それから 資材価格、労務単価等の変動などを考慮し、本年度に改めて概算費用の再算定と平準化を行 いまして、その結果をグラフに表しているところでございます。

今回の見直しでは、現計画と同じく施設や機器の建築年数、主要部位の改修周期、予想される改修費用などを勘案しながら、国スポ関連施設、まちづくり推進センター、学校施設などの前倒しを行っているところでございます。

以上、この報告書の説明を終わります。

次に、中期保全計画の改定についてでございます。

鳥栖市公共施設中長期保全計画をお願いします。

こちらの25ページをお願いいたします。

中期保全計画は、定期点検の結果、それから、施設を管理する課からの情報提供などにより、機器の故障など既に適正な機能が確保できていない施設、それから、その恐れがある施設が見つかった場合に優先順位を前倒しするなど、これまでも毎年見直しを行ってきている

ところでございます。

今回は、昨年度の計画から、赤で着色しております4施設を見直しを行っておりますので、 番号順に説明をいたします。

まず、16番の(仮称)生涯学習センターでございますけれども、鳥栖まちづくり推進センター分館からの所管替えを行い、用途変更に対応するため、本年度に、内装、電気設備、空調及び給排水衛生設備の改修を前倒しするものでございます。

次に、30番の田代小学校につきましては、令和3年度から令和5年度まで大規模改修工事を進めており、本年度は、屋根防水、外壁、内装、電気設備及び給排水衛生設備の改修を予定しておりましたけれども、空調設備に不具合があったために、空調設備の改修を追加するものでございます。

26ページをお願いいたします。

64番の東公園につきましては、令和6年度に屋根防水と外壁の改修を予定しておりましたけれども、木製外壁の老朽化進行が危惧されたため、令和3年度に外壁塗装を行ったものでございます。

最後に、70番の第1分団特設本部消防格納庫につきましては、令和5年度に屋根防水の改修を予定しておりましたけれども、足場設置に合わせて外壁の改修を、また、一部で漏電が確認されたため電気設備の改修を追加するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

久保山日出男委員長

ありがとうございました。

この際でございますので、確認したいことや御意見等がありましたら、お受けしたいと思います。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、以上で議案外の報告を終わります。

次に、都市計画課関係議案の審査に入りますので、準備のため暫時休憩いたします。

午前11時3分休憩

∞

午前11時13分開会

久保山日出男委員長

再開いたします。

∞

都市計画課

議案乙第28号令和3年度鳥栖市一般会計決算認定について

久保山日出男委員長

これより、都市計画課関係議案の審査を行います。

議案乙第28号令和3年度鳥栖市一般会計決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

福原茂建設部長

建設部のうち、都市計画課分の決算概要につきまして、御説明いたします。

都市計画課につきましては、令和3年度の事務執行に際しまして、職員は12名で事務の執 行に当たってまいりました。

決算概要につきましては、一般会計、土木費のうち、都市計画課関係分といたしましては、 予算現額 7 億6,004万6,000円、支出済額 5 億749万3,813円、翌年度繰越額 2 億5,180万9,000 円、不用額74万3,187円、執行率66.8%となっております。

また、令和3年度に取り組みました主な事業といたしましては、公園施設長寿命化事業、 市民公園整備事業及び鳥栖駅周辺整備事業などでございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げ、概要説明を終わらせていただきます。

久保山日出男委員長

執行部の説明をお願いします。

槇浩喜都市計画課長

それでは、都市計画課の歳入歳出決算書につきまして、その主なものを御説明申し上げます。

歳入でございます。

決算書の49、50ページをお願いいたします。

下のほうでございます。

款15使用料及び手数料、項1使用料、目4土木使用料、節2都市計画使用料のうち、公園 使用料につきましては、公園での電柱等の占用料でございます。

続きまして、59、60ページをお願いいたします。

中ほどでございます。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目5土木費国庫補助金、節2都市計画費国庫補助金の 社会資本整備総合交付金につきましては、公園長寿命化対策支援事業及び国スポ・全障スポ に係る都市公園事業等に対する国の補助金でございます。

続きまして、67、68ページをお願いいたします。

中ほどでございます。

款17県支出金、項2県補助金、目5土木費県補助金、節1都市計画費県補助金のうち、緑の景観づくり事業補助金につきましては、朝日山公園の桜等の植栽工事、市民公園第2駐車場の樹木の剪定を行ったものでございます。

また、花と緑を育む地域づくり推進事業補助金につきましては、園芸教室に係る材料代等に対する補助金でございます。

続きまして、73ページ、74ページをお願いいたします。

中ほどでございます。

款18財産収入、項2財産売払収入、目1不動産売払収入、節1土地売払収入の7,325万3,960 円のうち、都市計画課分につきましては、435万2,148円でございます。

内容につきましては、浅井町児童遊園用地の一部を鳥栖双葉保育園へ売却した収入でございます。

続きまして、89、90ページをお願いいたします。

中ほどでございます。

款23市債、項1市債、目3土木債、節1道路橋梁債8億2,630万円のうち、770万円につきましては、鳥栖駅東6号線道路改良事業に係る市債でございます。

次に、その下でございますが、節3都市計画債の公園整備事業につきましては、公園施設 長寿命化事業、都市公園事業などに係る市債でございます。

また、鳥栖駅周辺先行取得用地暫定整備事業につきましては、鳥栖駅西広場及び鳥栖駅西 駐車場の整備事業に係る市債でございます。

続きまして、歳出でございます。

201、202ページをお願いいたします。

上のほうでございます。

款8土木費、項2道路橋梁費、目7道路新設改良費、節12委託料につきましては、鳥栖駅 東6号線ほか1路線改良事業の地質調査や測量設計等の委託料でございます。

次に、一番下に行きますけれども、項4都市計画費、目1都市計画総務費、節1報酬につきましては、8月6日に開催しました都市計画審議会の委員報酬及び会計年度任用職員1名分の報酬でございます。

203、204ページをお願いいたします。

節2給料、1つ飛びまして節4の共済費につきましては、都市計画課職員12名分の人件費でございます。

また、節3職員手当等につきましては、都市計画課職員12名分及び会計年度任用職員1名 分の手当でございます。

続きまして、205、206ページをお願いいたします。

中ほどでございますけれども、節18負担金、補助及び交付金につきましては、備考欄の中ほどでございます、全国都市計画協会の負担金と、次の段、開発行為に伴う接続道路整備事業の補助金でございます。

次に、節22償還金、利子及び割引料につきましては、都市再生機構立替金の償還金でございます。

続きまして、目2公園管理費でございます。

節1報酬、節3職員手当等及び節8旅費につきましては、公園の保守点検などに従事します会計年度任用職員2名分の人件費でございます。

節10需用費につきましては、公園の維持管理に必要な消耗品費、光熱水費、修繕料等でございます。

次に、節12委託料でございます。

施設運営業務委託料につきましては、市民公園大規模設計委託料でございます。

また、設計委託料につきましては、朝日山公園の排水施設工事設計委託料でございます。 次のページ、207、208ページの公園管理委託料につきましては、公園の樹木管理、トイレ 清掃等の委託料でございます。

続きまして、節14工事請負費でございます。

工事請負費の主なものにつきましては、主要施策の成果で御説明をいたします。

主要施策の成果85ページをお願いいたします。

公園施設長寿命化事業につきましては、公園施設長寿命化計画に基づき、9つの都市公園 の遊具やベンチ等の更新を行っております。

次に、主要施策の成果86ページをお願いいたします。

市民公園整備事業として、令和3年度は日本庭園の樹木撤去及び運動広場の造成工事が完了しております。

決算書の207、208ページに戻っていただきまして、そのほか、工事請負費としましては、 児童遊園等のフェンスや照明のLED改修工事、また、令和4年度の繰越明許事業ですが、 朝日山公園の防災対策工事に係る前金払い分でございます。

続きまして、目4緑化推進費でございます。

節12委託料につきましては、花苗移植委託料でございます。

市の中心商店街、新鳥栖駅周辺、文化会館等の花苗の植栽を委託しているものでございます。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、鳥栖市花とみどりの推進協議会への補助金 でございます。

次に、1つ飛びまして、目6まちづくり推進費でございます。

節14工事請負費につきましては、主要施策の成果で御説明をいたしますので、主要施策の成果87ページをお願いいたします。

鳥栖駅周辺のにぎわい創出を図る観点から、鳥栖ビル跡地を広場及び駐車場として暫定整備したものでございます。

整備した鳥栖駅西広場につきましては、本年4月1日から。鳥栖駅西駐車場につきましては、本年7月1日から供用開始をいたしております。

決算書の207、208ページに戻っていただきまして、節24積立金でございます。

鳥栖駅周辺整備の事業化に向け、都市開発基金に利息を含め1億4万5,356円積立てを行っております。

以上、都市計画課分の主なものの説明を終わらせていただきます。

久保山日出男委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

池田利幸委員

208ページ、目4緑化推進費、節12委託料、花苗移植委託料、これは鳥栖駅周辺と新鳥栖駅周辺を委託しているっていうお話でした。

そこの詳細内容を教えていただけますか。

本田一也都市計画課参事兼課長補佐兼公園緑地係長

花苗移植委託料につきましては、市の中心部、ポットを置いてやっております。

そしてあと、新鳥栖駅の西と東側にもポットを置いて花苗を植えております。

それから、市民文化会館前にもポットを置いています。

それとあと、鳥栖市役所の周りの職員玄関と市民玄関のところに置いてますけど、そのポットの花苗のほうをやってるところです。

以上でございます。

池田利幸委員

これは、花を町なかに植えて華やかにしてもらうっていう分で、大変ありがたいと思うんですけど。

これは鳥栖駅前とかにも、鳥栖駅前の駐車場の横とかも、もともとは花が置いてあったんじゃないかなと思うんですけど、芝生に、今、差し替えになっとったりとかいう部分で、市民の皆さんからも、花で華やかだった部分とかが、もう、芝生というか、花がどかされてる、どかされてなくなっていってるっていう部分をよく話を聞くもので。

そういう部分、その担い手というか、関係あるんでしょうけど、花はやっぱりあったほうがいいのかなっていう市民の皆さんの声もありますし、私もやっぱりそういう部分があるんですけど。

市の中にそういう花を置いてる部分の管理、今後の展開っていうのはどう考えてるのか聞いていいですか。

本田一也都市計画課参事兼課長補佐兼公園緑地係長

フラワーポット、最初に、鳥栖駅のところについては、今芝生化しておりますけど、陸上 競技場の芝を剝いだときの芝を活用し、職員のほうで植えているところでございます。

それについては、サガン鳥栖もありますし、サガン鳥栖の同じ芝を使ってるところで……、 芝のほうを採用をいたしております。

それとまた、花の管理につきましては、今、花苗移植委託料でうちのほうが花苗を植えてますけど、グリーンファームという福祉団体のほうに管理をお願いしているところでございます。

以上でございます。

池田利幸委員

ありがとうございます。

鳥栖市、せっかくなんで華やかになるようにお願いしたいなと思っております。

あと、すいません、ちょっと派生になるのかもしれんですけど、中央公園の花、ボランティアの方がやってる部分もあるんですけど、あと、市民公園、今大規模改修でずっと、日本庭園の木とかを切っていって、それってきれいになって、見栄えはよくなるんですけど。

市民の皆さんから、結構半々の意見で、公園の中から木がなくなっていくっていうのは、 公園の在り方としてはどうだっていう話も聞くんですよね。 それと一緒で、中央公園のところの木も、大きく、伐採計画っていうのがたしかあったと思うんですけど、公園と木の在り方、公園の整備の在り方っていう部分は、どう今後の展開として考えられてるのか、ちょっと聞いていいですか。

本田一也都市計画課参事兼課長補佐兼公園緑地係長

まず、市民公園ですけど、今、遊具広場とか、前面のほうを伐採いたしております。

それについては、駐車場の工事とかが終わり次第、木のほうを植栽していくという計画に しております。

また、花とみどりの祭りのときにも植樹祭をやっておりますので、植樹祭のスペースとして、そういった木を適度に植えていくという計画になっております。

中央公園につきましては、一応、将来的にリニューアルを考えておりますけど、その時に 桜は残すつもりで、あとは、中木とかそういったものをまた植え替えをしていくというふう な、適正な樹木配置ということにしていきたいと考えているところでございます。

久保山日出男委員長

ほかに。

江副康成委員

主要施策の87ページ、鳥栖駅周辺先行取得用地暫定整備事業の件なんですけれども、こちらは、公園の敷地を申請して占用できるというような形かなと思うんですけど。

それで、届出して、占用されて何かされたというのは、どのぐらいの件数なのか教えてください。

木原智範都市計画課計画係長兼鳥栖駅周辺整備推進室長兼整備推進係長

鳥栖駅西広場での貸出しの実績について御報告させていただきます。

本年の4月から貸出しを行っておりまして、これまでのところ計4回貸出しを行っております。

イベントとか街頭演説とか、そういったことで貸出しを行っております。

また、明日10月1日には、バスの日のイベントで使用する予定となっております。 以上です。

江副康成委員

今の話の中に、有料で、何かするために申請された分はあったんですかね。

木原智範都市計画課計画係長兼鳥栖駅周辺整備推進室長兼整備推進係長

有料で貸出しを行ったのが、計3件ございます。

以上です。

江副康成委員

初めの説明と重複するかもしれませんけど、有料で貸し出されてるやつの3つのイベントっていうか、事業は。

木原智範都市計画課計画係長兼鳥栖駅周辺整備推進室長兼整備推進係長

有料で貸し出した3つにつきましては、街頭演説で使用されております。 以上です。

江副康成委員

ここから先は私の考え方っていうか、お願いなんですけれども、もともと、鳥栖駅前の整備で東西の連携をうまくするためにあそこの土地を買って、そして、一体的なまちづくりをしようという形の土地の目的であったと思うんですよね。

そのときに、現実的には、まだその分は進んでないという状況の中において、今、サガン 鳥栖のところで都市公園を使ってにぎわいを創出してるじゃないですか。

しかし、いかんせん、あっちのほうに流れるだけであって、フレスポあるいは本通とか、 そっちのほうに人がなかなか来ないという中において、そういうお客さんが虹の橋を渡って そこにどうしても行きたいなというふうなイベントでも、そこはそれに関連してやっていた だけないかなと。

及び、久光の練習場が出来まして、あそこにどういうイベントが今後企画されるのか、よく分からないですけれども、ハード的になかなかそういう整備が進まない中においても、せっかくこういったところに一つポイントを置いたんであれば、ソフト的に人の流れを誘導して持ってくるという形で。

サガン鳥栖の試合とかあると、本当のお客さんじゃない人が車止めてという、どっちかといったら不満のほうが今のところすごいかもしれないけど、お客さんの流れをぜひ持ってきて、ちょうど駅前で一番いいところやけん、近いところやから、ぜひそういったところを、反対にPRをしながら進めていただけないかなと。

どちらかというと、待ちじゃなくて、使い方のルールは決めた、じゃなくて、こういう使い方もできますよ、というような意味合いで積極的にやっていただきたいなと。

特にアサヒビールとかが来られて、アサヒビールのビール園とか、来るのかどうか分からない中において、あそこでアサヒビールの何か催しでも、がんがん、鳥栖市が一緒にやっていくというようなことでも、今後、本当に考えられることだと思うんですよね、実は。

そういうところを、ぜひ、考えて進めていただきたいと思いますけど、いかがでしょうか。

槇浩喜都市計画課長

こちらの広場、おっしゃいますように、鳥栖市駅周辺のにぎわい創出のために暫定的な活用をしておりますので、当然、そういった形で、特にサッカーのときとか、人を西側のほう

に、商店街のほうにということで誘導するようなことも必要だということで思っております ので、今後 P R をしていきたいと思っております。

久保山日出男委員長

よろしいですか。

ほかに。

西依義規委員

すいません、202ページの都市計画審議会委員報酬がありますけど、市が思う都市計画審議 会の位置づけっていうか、役割とかはどういったことを思われていますでしょうか。

槇浩喜都市計画課長

都市計画審議会につきましては、法で定められた期間ということで、基本的に市の都市計画に関する事項を諮問して、答申、御意見を頂くという組織だと思っておりますので、御意見を伺うというような形だと思っております。

以上です。

西依義規委員

都市計画審議会条例の第6条の3項に「審議会の議事は、出席した委員及び議案に関係の ある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる」とい う、議決することもあると思うんですよね。

議決したりしなかったり、どういう運営をされてるんですか。

答申だけですか。

槇浩喜都市計画課長

都市計画決定をする議案がございますので、それに対して都市計画審議会としてこれを認めるというか、議決っていうのは必ず毎回必要になってきまして、それに対してのお答えを 我々が頂くという、答申いただくという形になっております。

以上です。

西依義規委員

ということは、今出ている地区計画の運用基準は議決事項には入らないんですか。 諮問しただけで、委員の方の意見だけ頂いて終わるってことですか。

槇浩喜都市計画課長

今回の地区計画の運用基準は、都市計画決定に至るものではございません。

ただ、この地区計画自体が、最終的には計画が具体化すると、都市計画決定ということで、 都市計画審議会の議決事項になってくることになると思います。

で、その前の基準を、どういった考えでやっていくのかっていう基準を、今策定させてい

ただいてる分ですので、正式には議決案件ではないですけれども、そういったことで御意見を伺いながら進めていきたい、我々もそれで基準をつくっていきたいというふうなことでございます。

以上です。

西依義規委員

そうしたら、そこで例えば否定的な意見が多くて、もうちょっと基準を拡大したらという ような意見が多かった場合は、検討の余地もあるってことですか。

槇浩喜都市計画課長

そうですね、そういった意見をお伺いする場でございますので、もちろん、伺った意見に対しまして、正当性というか、そのほうがいいというふうに総合的に判断をした場合には、 修正の可能性はあるかと思います。

以上です。

西依義規委員

そうしたら、今度は鳥栖駅で、先行取得で暫定的にされてますけど、例えば、このコインパーキングに586万2,000円かかりましたよね、決算で。

で、今後、運用でこの580万円は取り戻せるものなんですか、そのかけた整備費用を。

公園ならしょうがないじゃないですか、公園はもう皆市民が使うんでお金を別に回収する 必要はないですけど。

パーキングとして事業化したんであれば、パーキングとしては、駐車場もそうですけど、 やっぱり精算は何年……、5年間なのかとかいう見通しはありますか。

木原智範都市計画課計画係長兼鳥栖駅周辺整備推進室長兼整備推進係長

鳥栖駅西駐車場につきましては、今年の7月から供用開始を行っております。

昨年度工事を行いまして、今年度に機器を含めた6年間の長期継続契約を締結しております。

72か月、ひと月分で割り返したときに、駅の歳出、使用料、機器も含めた維持管理経費に係る委託費が18万1,500円、ひと月当たりかかるようになっております。

これまで2か月分、駐車場を運営しておりまして、2か月間の収入平均といたしまして、 ひと月当たり22万4,700円になっております。

ひと月当たりで見ますと、22万4,700円ということで、ひと月当たりプラス4万2,839円というふうな状況になっております。

委託費のプラスを行っているというふうな状況ですけれども、議員御指摘の整備費とか、 その辺につきましては、長い目で見て、トータルで同じぐらいの収入が確保できればよろし いかなというふうに考えているところです。

以上です。

西依義規委員

分かりました。

5万円なんで、60万円で10年で600万円ぐらいってことですね。

これから都市計画道路の見直しの質問とかしていいですか。

関係ないけん駄目ですか、大丈夫ですか。

久保山日出男委員長

予算、決算に対しての時間やけんね。

西依義規委員

鳥栖駅が止まっとったんで都市計画道路見直しが止まってたんですけど、その都市計画見直しの懇話会とかを再開するのかどうかという質問はいいですか。(「それ予算じゃない」と呼ぶ者あり)

分かりました。

久保山日出男委員長

またのときに。

西依義規委員

じゃあ後で聞かせていただきます。

久保山日出男委員長

ほかに。

池田利幸委員

50ページ、歳入のところ、備考の下から3番目、新鳥栖駅周辺駐車場使用料のところです。 この分は、今新鳥栖駅、都市計画課としても、あの辺地区計画を打っていきたいっちゅう か、構想がもともとある中で、今、駐車場の使用率というのが……、ごめんなさい、間違え ました。

取り下げます、国道・交通対策課ですね、ごめんなさい、間違えました。

久保山日出男委員長

ほかに。

[「なし」と呼ぶ者あり]

それでは、都市計画課関係議案の質疑を終わります。

次に、国道・交通対策課関係議案の審査に入りますので、準備のため暫時休憩します。

午前11時43分休憩

∞

午後1時7分開会

久保山日出男委員長

再開いたします。

∞

国道 · 交通対策課

議案乙第28号令和3年度鳥栖市一般会計決算認定について

久保山日出男委員長

これより、国道・交通対策課関係議案の審査を始めます。

議案乙第28号令和3年度鳥栖市一般会計決算認定についてを議題とします。

執行部の説明を求めます。

福原茂建設部長

建設部のうち、国道・交通対策課の決算概要について御説明いたします。

令和3年度の国道・交通対策課は、職員5名で事務の執行に当たってまいりました。

決算の概要につきましては、一般会計土木費のうち、国道・交通対策課関係分といたしまして、予算現額 2 億7,338万5,000円、支出済額 2 億5,889万6,105円、翌年度繰越額 0 円、不用額1,448万8,895円、執行率は94.7%となっております。

令和3年度に取り組みました主な事業といたしましては、国道3号鳥栖拡幅事業、鳥栖久留米道路事業、永吉交差点改良事業、地方バス路線事業、地域公共交通確保維持改善事業、 鳥栖駅東及び新鳥栖駅周辺駐車場管理業務などを推進し、それぞれ成果を上げてきたところでございます。

主な内容につきましては、担当課長より御説明を差し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

久保山日出男委員長

執行部の説明を求めます。

森山信二国道・交通対策課長

それでは、議案乙第28号令和3年度鳥栖市一般会計決算の国道・交通対策課関係分の主な ものについて御説明申し上げます。

まず、歳入でございます。

決算書49から50ページの下段をお願いいたします。

款15使用料及び手数料、項1使用料、目4土木使用料、節2都市計画使用料につきましては、鳥栖駅東駐車場の使用料収入でございます。

同じく、節4新幹線対策使用料につきましては、新鳥栖駅周辺駐車場の使用料収入でございます。

次に、決算書75、76ページの下段をお願いいたします。

款20繰入金、項1基金繰入金、目7九州新幹線減渇水被害対策基金繰入金、節1九州新幹線減渇水被害対策基金繰入金につきましては、農業用水源減渇水被害対策施設の維持管理費用の財源として取り崩したものでございます。

決算書79から80ページの中段をお願いいたします。

款22諸収入、項4受託事業収入、目1受託事業収入、節4土木費受託収入につきましては、 令和2年度予算で取得いたしました国道3号鳥栖拡幅事業先行取得用地に対する国からの買 戻し収入でございます。

次に、歳出でございます。

決算書195から196ページをお願いいたします。

款8土木費、項2道路橋梁費、目1道路橋梁総務費、節2給料から節4共済費につきましては、国道・交通対策課5人分の人件費が含まれております。

次に、203ページから204ページをお願いいたします。

項4都市計画費、目1都市計画総務費でございます。

節12委託料、備考欄1段目の鳥栖駅東駐車場管理委託料につきましては、鳥栖駅東駐車場 の年間の管理委託料でございます。

2段目にございますミニバス運行業務委託料につきましては、ミニバス鳥栖・田代地区循環線及び基里・旭地区循環線、4路線の運行に係る委託料でございます。

なお、ミニバス運行業務委託料につきましては、139万円の不用額が発生しております。

その理由といたしましては、新型コロナ感染症の影響による輸送人員の減少のため、国の 補助金の補助要件が緩和されたことにより、補助金が増額となったことと、輸送人員の減少 を踏まえ設定をしておりました運送収入が見込みを上回ったことにより、本市が支払う当該 委託料が減額になったものでございます。

次に、節16公有財産購入費、国道3号鳥栖拡幅事業道路用地購入費につきましては、令和 2年度予算で取得した国道3号鳥栖拡幅事業先行取得用地の一部を土地開発基金から買い戻 した用地購入費でございます。

次に、205から206ページをお願いいたします。

節18負担金、補助及び交付金、備考欄に記載しております国道34号整備促進期成会、国道3号改良促進期成会及び日本道路協会等、各種協会への負担金でございます。

備考欄一番下の地方バス路線維持費補助金につきましては、路線バス運行事業者、西鉄バス佐賀株式会社への市内線3路線、広域線3路線の運行に係る補助金でございます。

なお、地方バス路線維持費補助金につきましては、1,223万円の不用額が発生しております。 その理由といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響による輸送人員の減少のため、国の補助金の補助要綱が緩和されたことにより、補助金が増額となったことと、県のコロナ感染症対策による地方バス路線運行維持特別支援事業により、特別支援金が交付されたことにより、本市が交付する当該補助金の交付額が減額になったものでございます。

節21補償、補填及び賠償金、国道3号鳥栖拡幅事業移転補償費につきましては、令和2年度からの繰越しにより行いました、国道3号鳥栖拡幅事業に係る事業用地先行取得に係る移転補償費でございます。

次に、211から212ページをお願いいたします。

項6新幹線対策費、目1新幹線対策費、節10需用費、備考欄2段目の光熱水費につきましては、新鳥栖駅構内のみんなのトイレ、観光案内所等の光熱水費でございます。

節12委託料、備考欄1段目、九州新幹線鳥栖変電所南側法面伐採委託料につきましては、 山浦町にございます市有地の樹木伐採等に係る委託料でございます。

備考欄3段目、新鳥栖駅周辺施設管理委託料につきましては、新鳥栖駅周辺市営駐車場5 か所の管理業務、みんなのトイレ及び自由通路の清掃業務等の委託料でございます。

備考欄5段目、河内揚水ポンプ更新工事委託料につきましては、九州新幹線筑紫トンネル 工事に伴います農業用水源の減渇水対策として、JR九州管理地内に設置された、河内揚水 ポンプの更新に係る委託料でございます。

節14工事請負費、山浦揚水ポンプ等更新工事につきましては、九州新幹線筑紫トンネル工事に伴う農業用水源の減渇水対策として設置された山浦揚水ポンプ等の更新に係る工事費でございます。

以上、議案乙第28号令和3年度鳥栖市一般会計決算、国道・交通対策課関係分の説明を終わらせていただきます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

久保山日出男委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

池田利幸委員

まず、すいません、ページ示せないんですけど、ミニバス、地方バス、西鉄バスとか補助 金を出してる分の、何年かでいいんですけど出してる金額の推移を見たいんで、後からでい いんで資料の提出をお願いできますか。(「はい」と呼ぶ者あり)

お願いします。

そのままちょっと聞かせてもらいます。

50ページなんですけれども、目4土木使用料、節4新幹線対策費用の新鳥栖駅周辺駐車場使用料、これは駐車場利用者の使用料だと思うんですけど、令和3年度の駐車場の使用率、キャパっていうのがどうなのかなっていう部分をお聞かせ願いたいです。

舟越健策国道・交通対策課道路・交通政策係長

すみません、駐車場の使用率っていうのは出せていないんですけど、満車になるかの状況 につきましては、令和2年以降は満車の日がない状態にはなっている状況です。

池田利幸委員

ありがとうございます。

あそこは地区計画というか、もともと観光とビジネスのっていう部分の意味合いで、今から先、地区計画も打っていくような話が出てきてる中で、駐車場の在り方っていう部分を考えんといかんのかなっていうのを常々思ってまして。

あそこの辺りの開発をしていくとなったら、やっぱり駐車場が要る。

けど、今、市営の駐車場と民間の駐車場がずっと周りにも広がっているような状況で、駐車場だけが平場として広がっていくのは、これから先、あそこの計画を打っていく中で、あまり好ましくないんじゃないかなと思ってて。

今後の展開として、市営の駐車場、立体駐車場としてキャパを増やすとか、そういう部分が必要ではないのかなって私は思ってまして、その部分、市として今後の展開も含めたところで、市営駐車場の在り方というのをどう考えてあるのかっていうのを、お示しできるなら聞かせていただきたいんですけれども。

森山信二国道・交通対策課長

現段階で回答するのは非常に難しいかなあと思っておりますが、今後、言われるように駅 の周りの開発関係が進んでいくと思うんですけれども、そういう中で検討が必要ではなかろ うかというふうには思っております。

池田利幸委員

現時点で、実質、民間の駐車場が広がっている要因もあるんでしょうけれども、市営の駐車場、満車になることはほとんどないっていう。

市営の駐車場が一番手前にある部分もありますんで、そこの立体化っていうのも、で、キャパを増やしていく。

そうすることによって、民間の、あの辺は土地の利用、現時点で駐車場とかしかできない 部分もありますけど、基本的にはキャパを市のほうで増やすなり考えて、今回、まちづくり としてほかの部署とも連携しながらしっかり考えていただくようにお願いします。

久保山日出男委員長

ほかに。

江副康成委員

212ページ付近というか、そこの辺りなんですけれども。

九州新幹線の渇水被害対策、あるいは河内揚水ポンプの更新工事委託料とか、こういう計上をされておりますけれども、もともとは筑紫トンネル通って湧水がたくさん流れ出して、 それで上流のほうが水が少なくなったという形で、河内のほうもポンプとか入れてると思うんですけれども。

要は湧水の量と渇水の状況、水はどういう状況にあるのかっていうのは、その辺りは管理されてるんですかね。

森山信二国道・交通対策課長

実際のところ、渇水対策ということでポンプをつけて河川のほうに水を流したりはしておりますが、今のところ渇水ということで地元の農業関係の方等に管理をいただいてますけれども、問題があったとは聞いておりません。

江副康成委員

自宅の井戸の水が枯れてるっていうか、そういうところの対策を打ったりとか、そういう のは分かるんですけれども。

湧水の量と、そういう形でまた新たにくみ出しして、どちらかというと、水が増量というか、たくさんになってるんであれば、その水を――昨日の上下水道局の審議の中にもあったんですけれども、原水の確保という意味でそういったところの水利権も含めて、無主物というか、増えた分はいいだろうという話もあるから、ぜひその辺りの水の管理とか、出てる湧水の量と足らない量、そういったところを管理できる範囲で精密に管理していただいて、そういった需要もあるから、そういったところと連携してやっていただきたいということでございます。

以上です。

久保山日出男委員長

ほかに。

西依義規委員

主要事項の82ページにミニバスのことが詳しく載ってますけど、基本は毎日運行だと思うんですよ、連日運行。

もともと空白地を埋めるっていうことは、交通空白地の方々に、交通空白地じゃない方と 同じようなサービスを提供するのが当然であって、空白地の方だけ、何で1日おきにしかバスが利用できない、空白地じゃない方は毎日利用できるという、要は格差っていうか差別があるんですよね。

その辺について、先ほど例えば、思ったより乗車が多かったとかいうお話もありましたけど、担当課として、これを連日運行を検討してみようっていうことは、やられたことがあるのかどうかお尋ねします。

舟越健策国道・交通対策課道路・交通政策係長

連日運行につきましては、連日運行までは検討は進んでないんですけれども、今の運行状況というか、乗車人数等を考えながら、また、運行の在り方というか、今、現計画でAIのオンデマンドバスとかも検討してるんですけど、今の定時定路線だけで回していくと、なかなか乗客定員という数が毎日運行するには難しいところもある数字ですので、その辺りも含めて検討しているところです。

西依義規委員

その検討は市民サービスを向上する検討なのか、その検討という意味合いはどうですか。

舟越健策国道・交通対策課道路・交通政策係長

できる限り皆さん方が乗りやすい形になるような形での検討ということです。

西依義規委員

もちろんAIとか今だんだん発達してるんで、スマホを使ってバスがどの辺を移動しよるとかいろいろあって、多分やり方次第ではもうちょっと効率的になるし、市民の方も待ち時間がないような方法もあると思うんで、もし連日運行がまだ駄目なら、隔日運行をもっともっと便利がいいように、アプリとかいろいろ新しいサービスを検討していただきたいんですけど、何か具体的なやつってあるんですか。

森山信二国道・交通対策課長

具体的にどういうふうにやっていくかというところは、これから検討をしたいというふう に考えております。

西依義規委員

決算のときだけん総括的にいうと、もう普通にGPSは、車もグーグルでもついてるし、 そこに1個乗せとけば、その車がどこに行くなんて普通の無料アプリでもできるんですよ。 だから、それを市民が見れたらいいわけで、バスが遅れるとか、もう全然――あの辺通り よっとねって。

だから、もう普通に無料でもできることがあると思うんで、担当課として、いやいや、もうミニバスはこんくらいでいいよって思っちゃるならもうそれでいいんですけど、もっと使いやすいミニバスにしたいというんであれば、そういったものをぜひ検討していただきたいと思うんですが、その辺のスマホを使ったとかいうのは、何か選択肢にあるんですかね。

森山信二国道・交通対策課長

今、具体的に例を言われましたけれども、そういうふうなところは、当然ながら先進地等 の視察を含めて、今後検討していく予定にはしております。

西依義規委員

じゃあ併せて西鉄バスさんのも一緒に、要は、やっぱり市民が動いてるバスが分かるのが 一番いいんですよ。

時刻表は時刻表であってもいいし、ただ、そのバスが今どこにあるかは、せめてミニバス と西鉄バスさんとを含めて、ぜひ御検討いただきたいと思います。

以上です。

久保山日出男委員長

ほかに。

池田利幸委員

同じところで聞かせてください。

3の効果の表、一般質問でも聞いたんですけれども、例えばここで私ちょっと問題視したいのは旭地区なんですよね。

旭地区、令和元年で1,740人、令和2年で1,890人、要は2,000人、マックスで令和3年の2,080人なんですよね。

で、基里地区とか田代地区の半分か、もしくは3分の1ぐらいの乗車率なんですよ。

ということは、これは交通空白地域を埋めるために走らせてますっていう説明もあるんですけど、これは本当に、目的が交通空白地域を埋めるためだけに旭地区を回してるように、 やっぱり見えるんですよね。

交通弱者の足の確保っていう目的から若干ずれてる気がしてたまらないっていうところで、 やっぱり旭地区、何で乗車率が低いのかとかいう検証は一体どうなってるんですか。 これを見て、検証としてどうされて動いてきてるんですか。そこを教えていただけますか。

舟越健策国道・交通対策課道路・交通政策係長

旭地区の乗客人数が少ないということに関してなんですけれども、そこは今回の新しい計画の中でルートを見直して、それはフレスポ鳥栖への延伸とかだったりするんですけど、そういったルートの見直し等もしながら、乗客の増に努めているところでございます。

ほかの地区より低いことについても、ミニバスを知っていただくような機会とかを設けるような形、体験乗車会とかも今後考えてますので、そういった中で知っていただくような形で、利用を増やすような取組をしたいと考えております。

池田利幸委員

今は市の見解として答弁いただいたんですけれども、これ地域の方々のお声っていうのは どういうふうに取りまとめて、どういうお声があってるんですか。

これやっぱり、使えない理由、使わない理由をしっかりと把握しないことには対策打てないですよね、何でこんだけ少なくて、ほかのところの下手すれば3分の1だっていう、ならばしっかりと、そのための調査をやらなきゃいけないはずなんですよ。

その調査がどうなのか、要はアンケートを取ってきましたとか、地元に行って地元でそういう、なぜ使われないのかっていう話の協議をしたのか、その上でフレスポまで行けるならば、乗車率が上がるんだよっていうお声なのか、そういう部分がどうなのかなって。

これ、始まってもう十何年ずっと一緒の状況が変わってないはずなんですよ。

平均乗車数2.2人のままですもんね、ほかのところは7人、8人になってる中で。

そこの分析を今までどうされたのかっていうことを教えていただけますか。

舟越健策国道・交通対策課道路・交通政策係長

住民のニーズ等の把握につきましては、令和2年3月に策定いたしました地域公共交通網 形成計画を策定するに当たりまして、市民アンケート調査を実施いたしました。平成30年な んですけれども。

そういったアンケートの結果であったり、計画策定に当たって各地区のほうに意見を聞く 形で回りましたので、そういったときに頂きました御意見等を踏まえまして、フレスポ延伸 等によるルートの見直しをいたしたところでございます。

以上です。

池田利幸委員

計画をつくるときだけの話であって、年次的につくるときはない。

もう運行は開始してるところで、ここだけ少ないならここだけでも個別に、やっぱり乗車

率を上げるためにはっていう、地元の話を聞きに行くとかそういうのが……、そのためには、 一般質問で言ったんですけど、ミニバスなくしてほかにやるとかいう考え方もあるはずなん ですよね。

乗り場が遠いとか、そういういろんな状況の違いを把握するためには、ここはこれだけ少なくて、乗車率を上げようともともと思ってるのかどうなのかなんですよね。

交通空白地域を埋めるっていうところでもう満足されてるのか、それとも、皆さんのニーズ、利用率向上のために動かなきゃいけないって思ってあるのかどうなのか。

それはどうなんですか。

舟越健策国道・交通対策課道路・交通政策係長

ニーズの把握とかどうやって向上させるかということなんですけれども、一応先ほど計画 策定時のそういったニーズの把握のことをお伝えしたところなんですけど、今年度について も、路線の見直しに伴うニーズの把握等のために、各地域の高齢者とかが集うところに聞き 取り調査を行うように予定をいたしております。

池田利幸委員

取りあえず聞きたかったのは、交通空白地域としてっていうのか、ニーズを向上したいという思いがあるのかっていうところだけでよかったんですけど。

取りあえず走らせてるからには使い勝手がいいように、乗車率が上がるための調査をしっかりとしながらやっていただくように、よろしくお願いします。

久保山日出男委員長

ほかに。

西依義規委員

今池田委員が言いながら、聞きたいんですけど、今、ミニバスで旭地区のバス停がありますよね。

一番乗られてるのは、どのバス停から一番乗られてるんですか、乗車が一番多いバス停。 何でこういうことを言うかというと、下野とか田出島、不動島、於保里の皆さんを、例えばもう本当、無料のタクシーじゃないけど、そっちのほうに変えたほうが本当はいい。

旭地区にとってもあまりにも遠回りで、もう町のコンパクトな移動バスは使うけど、下野まで田出島まで行ってっていうのが、逆になってるんじゃないかなと思うんで、下野の皆さん、三島の皆さんをしっかりカバーすれば、もっといいバスになるんじゃないかって、だから聞いたんですけど、その辺は。

下野の方がほとんどであれば、それをどう変えるかとかいう戦略にもなると思うんですけ ど、そこは分からんですか。

舟越健策国道・交通対策課道路・交通政策係長

乗客の数は把握してるんですけど、今こちらに持ってきてません、すみません。

西依義規委員

やっぱり、そうやってニーズを増やすのもそうだし、実際使う側に立ってみて、わざわざ 関係ないのに下野まで回らないかんっていう気持ちと、やっぱりそこはもうタクシーに変え て町なかだけ回すとか、そういうのもぜひ検討していただいたほうがいいのかなとは思いま す。

以上です。

久保山日出男委員長

ほかに。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ないようでございます。

それでは、国道・交通対策課関係議案の質疑を終わります。

∞

久保山日出男委員長

次に、現地視察についてお諮りいたします。

議案調査に関する現地視察のため、議長に対し委員派遣要求をしたいと思いますが、これ に御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よってそのように決しました。

それでは…… (「視察先」と呼ぶ者あり)

西依義規副委員長

経済部のほうだったんで、現地視察は。

一応出てるのが、先ほど言った浄化センターと……(発言する者あり)

久保山日出男委員長

執行部、退席していただいて。

[執行部退席]

西依義規副委員長

じゃあ委員の中で。

浄化センターと――まだ閉会してないですもんね。

久保山日出男委員長

うん。

西依義規副委員長

すいません、浄化センターと安楽寺取水口と新産業集積エリアっていう声が出てますけど、 よろしいですか。

まだ担当課には、最終協議はしてませんけど、一応こちらからの申出でよかですか、あの 辺で。

それが2個になるかもしれんし3つになるかもしれんということで。

久保山日出男委員長

それでは、視察地、視察の参加者、視察事項等につきましては、委員長に御一任いただければと思いますが、これでようございましょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よってそのように決しました。

∞

久保山日出男委員長

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして本日の委員会を散会いたします。

午後 1 時38分散会

| - 188 | |
|-------|--|
|-------|--|

令和4年10月4日(火)

| - 190 - |
|---------|
|---------|

1 出席委員氏名

委員長 久保山日出男 副委員長 西依義規

委員 小石弘和

委員 齊藤正治

委員 江副康成

委員 池田利幸

委員 野下泰弘

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

経済部長兼上下水道局長 宮原信 経済部次長兼商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長 古沢修 商工振興課長補佐兼商工観光労政係長 樋本太郎 農林課長 楠和久 農業委員会事務局長 庄山裕一

上下水道局次長兼管理課長 古賀和教 上下水道局管理課長補佐兼総務係長 秋山政樹 上下水道局事業課長 日吉和裕

建設部長 福原茂 建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長 三澄洋文 建設課庶務住宅係長 安永伸也 建設部次長兼維持管理課長 大石泰之 都市計画課長 槇浩喜 国道・交通対策課道路・交通政策係長 舟越健策

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主事 赤司和広

5 日程

現地視察

安楽寺町取水口(安楽寺町) 浄化センター(真木町) 新産業集積エリア(幸津町)

自由討議

議案審査

議案乙第24号令和3年度鳥栖市水道事業剰余金の処分について 議案乙第25号令和3年度鳥栖市水道事業会計決算認定について 議案乙第26号令和3年度鳥栖市下水道事業剰余金の処分について 議案乙第27号令和3年度鳥栖市下水道事業会計決算認定について 議案乙第28号令和3年度鳥栖市一般会計決算認定について 議案乙第31号令和3年度鳥栖市産業団地造成特別会計決算認定について

[総括、採決]

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

自 午前10時

現地視察

安楽寺町取水口(安楽寺町) 浄化センター(真木町) 新産業集積エリア(幸津町)

至 午前11時10分

∞

午前11時24分開会

久保山日出男委員長

本日の建設経済常任委員会を開きます。

∞

自由討議

久保山日出男委員長

これより委員間の自由討議を行います。

今回付託された議案を含め、委員間で協議したいことがございましたら御発言をお願いい たします。

ただし、正確な会議録作成のため、発言の際は必ず委員長の指名を受けてからマイクのスイッチを入れて御発言くださいますようお願いいたします。

江副康成委員

本日の現地視察、非常に見どころというか、内容の濃い、御説明いただきながらの現地視察、非常に有意義だったと思うんですけれども。

その中で鳥栖市の取水施設の話がございまして、取水口のちょうど上流のところに1万立 米ぐらいの雑木が立ってるところがあって、そこが取水に支障を来しているという中におい て、国土交通省のほうに検討の要望とかされているという話でございまして、当委員会のほ うも筑後川河川事務所と流域治水等の勉強会をやったこともございますし、我々としてもも う、執行部のそういった取組に対して何らかの後押しができないものかなあということで、 皆さんどう考えられるのかなと。

例えば、我々、要望活動とかよく行きますけれども、勉強会の次に、具体的に今問題になってるところを改善、というような要望とかをしてもいいんじゃないかなあと私は思うんですけれども。

皆さんの御意見を聞かせていただければなと思って、問題提起という意味でさせていただ きたいと思います。

以上です。

久保山日出男委員長

江副委員より御意見がございましたが、これに対しましてその他の委員さん。

西依義規委員

多分、国の河川に関するそのほかの案件もあると思うんで、1回そういう時間をつくって 各委員の意見を取りまとめて、できたら国のほうに陳情なり要望に行くことに私も賛成です けど、いかがですか。

久保山日出男委員長

いかがいたしましょうか。

池田利幸委員

私も賛成です。

なんで、どうせ行くならしっかり1回この建設経済常任委員会で扱う部分の範囲において、 市から今要望を出してるとかいう部分を1回きれいに調べてみて、一緒にやれる分、今回の 取水口だけじゃなくてほかの部分も一旦調べて、一緒に協力して後押しできる部分はできた らいいんじゃないかなと思います。

久保山日出男委員長

それでは、この件に関しましては、執行部とも十分なる意見、要望等も含めて集約した中でやっていくということでようございましょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

じゃあ、そのようにいたします。

そのほか、ようございましょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

それでは、以上で自由討議を終わります。

執行部準備のため暫時休憩といたします。

午前11時27分休憩

∞

午前11時27分開会

久保山日出男委員長

再開いたします。

∞

総 括

久保山日出男委員長

これより総括を行います。

議案に対する質疑は終了しておりますが、総括的に御意見、御要望があれば御発言をお願いいたします。

西依義規委員

議案審査のときには決算にあんまり直接関係しなかったんで言わなかったんですけど、総括のときに少し言わせていただきたいのは、やっぱり鳥栖駅周辺整備の件で、結局、今回の決算には都市開発基金積立金で1億円近くの基金が積み上がっておりまして、3年間で3億円、今年も入れて4億円をただ基金に積んだだけなんですよね。

この基金に積むという行為自体が、本当に鳥栖駅周辺を先に進めるときに有効な基金積立 てかどうかが、ちょっと私も疑問なんで、できましたら……、結局、私はあまり意味がなか ったと思うんですよ、この基金積立てっていうこと自体が。

結局、やれないことを逃げるために基金に積み立てます、貯金しますってことで。

いや、それが10億円、20億円なら分かりますよ。

20億円ぐらい積み立てるなら4年で80億円、これはいいなと。

ただ、1億円を積み立てることについて、やっぱり我々議会の目をそらす、市民の目をそ らすやないけど。

本当にこの事業については、ちょっと疑問が残ったなという意味で、総括のときに申し上

げたい。

あと、言いたいことは、もうこの間の一般質問で、市長も、前に議論を進めますとおっしゃったんで。

まず、駅のJRさん、佐賀県含め、道路も多分絡んでくると思うんで、いち早く議論を前に進めていただきたいという意見を申し上げます。

以上です。

久保山日出男委員長

それに対して、お答えはよかですかね。

よろしくお願いしておきます。

ほかに。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

それでは、総括を終わります。

∞

採 決

久保山日出男委員長

これより採決を行います。

∞

議案乙第24号令和3年度鳥栖市水道事業剰余金の処分について

久保山日出男委員長

初めに、議案乙第24号令和3年度鳥栖市水道事業剰余金の処分についてをお諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

議案乙第25号令和3年度鳥栖市水道事業会計決算認定について

久保山日出男委員長

続きまして、議案乙第25号令和3年度鳥栖市水道事業会計決算認定についてお諮りいたします。

本案は認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって本案は認定することに決しました。

∞

議案乙第26号令和3年度鳥栖市下水道事業剰余金の処分について

久保山日出男委員長

続きまして、議案乙第26号令和3年度鳥栖市下水道事業剰余金の処分についてお諮りいた します。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

∞

議案乙第27号令和3年度鳥栖市下水道事業会計決算認定について

久保山日出男委員長

続きまして、議案乙第27号令和3年度鳥栖市下水道事業会計決算認定についてお諮りいたします。

本案は認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって本案は認定することに決しました。

∞

議案乙第28号令和3年度鳥栖市一般会計決算認定について

久保山日出男委員長

続きまして、議案乙第28号令和3年度鳥栖市一般会計決算認定についてお諮りいたします。 本案中、建設経済常任委員会に付託された関係分につきましては、認定することに御異議 ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって本案中、建設経済常任委員会に付託された関係分は認定することに決しました。

∞

議案乙第31号令和3年度鳥栖市産業団地造成特別会計決算認定について

久保山日出男委員長

続きまして、議案乙第31号令和3年度鳥栖市産業団地造成特別会計決算認定についてお諮りいたします。

本案は認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって本案は認定することに決しました。

久保山日出男委員長

以上で、建設経済常任委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

ただいま議決した議案に対する委員長報告の作成等につきましては、正副委員長に御一任 願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よってそのように決しました。

久保山日出男委員長

以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもちまして、建設経済常任委員会を閉会いたします。

午前11時33分散会

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会建設経済常任委員長 久保山 日出男